

12月企画運営委員会次第

日 時 平成26年12月5日(金)14:30～

場 所 横浜新都市ビル9階ミーティングルーム3

開 会

1 理事長挨拶

2 議事録署名人の選任について

3 議題

(1)11月正副理事長・理事打合せ結果について

- ・平成28年度関東ブロック保育研究大会準備組織について
- ・平成27年度における保育会会員の範囲について
- ・「保育推進連盟」について
- ・就職相談会について

(2)保育園利用者相談室研修会の開催について

(3)保育の日前夜祭について

(4)その他

4 報告事項

(1) 全保協情報 14-11、14-12 14-13

(2) 部会からの報告

(3) 地域からの報告

(4) その他

閉 会

※1月企画運営委員会(予定)

平成27年1月15日(木)14:30～ 神奈川県社会福祉会館2階第2会議室

12月企画運営委員会進行表

司会 岩 澤

時間	内 容	担 当
14:30	1 開会	岩 澤
	2 理事長挨拶	萩 原
	3 議事録署名人の選任について 竹村、高橋	岩 澤
	4 議題	
	(1)11月正副理事長・理事打合せ結果について ・平成28年度関東ブロック保育研究大会準備組織について ・平成27年度における保育会会員の範囲について ・「保育推進連盟」について ・就職相談会について	萩 原
	(2)保育園利用者相談室研修会の開催について (3)保育の日前夜祭について (4)その他 (伊 澤 事務局
5 報告事項	岩 澤	
	(1) 全保協情報 14-11,14-12,14-13 (2) 部会からの報告 (3) 地域からの報告 (4) その他	
6 閉会		

平成28年度関東ブロック保育研究大会準備委員会設置要綱について(案)

1目的

平成28年度に神奈川県で開催される関東ブロック保育研究大会に向け設置される第57回関東ブロック保育研究大会運営委員会の準備作業を行う。

2委員構成について

職名	保育会職名
委員長	理事長
副委員長	副理事長
副委員長	副理事長
副委員長	副理事長
委員	総務委員長
委員	広報委員長
委員	調査研究委員長
委員	青年部長
委員	保育士会会長

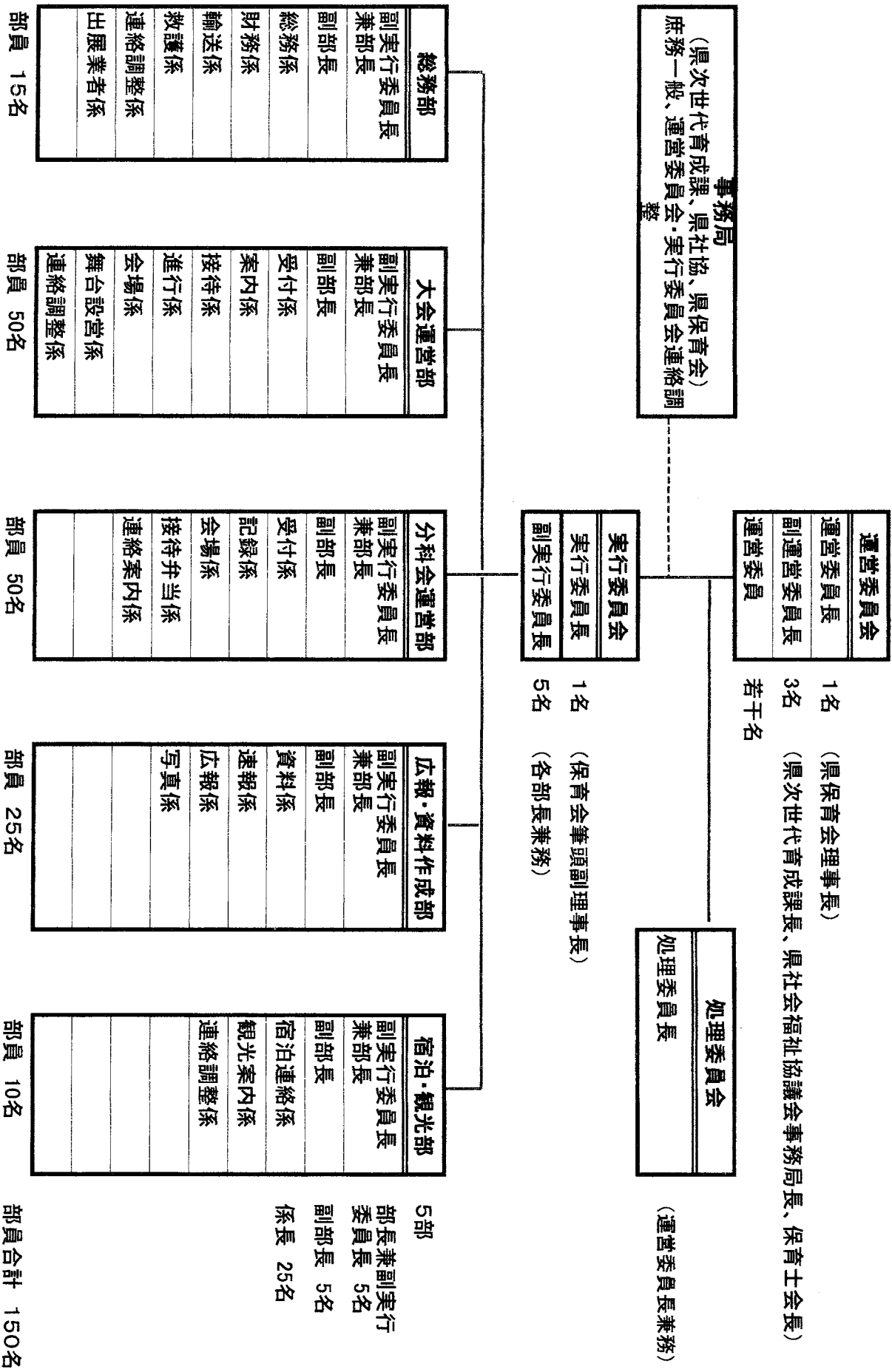
3分掌事務

- 1開催日程、開催場所の決定
- 2宿泊旅行等委託業者の選定
- 3委託範囲の選定
- 4その他

4附則

この要綱は平成26年11月18日から施行する。

関東ブロック保育研究大会(神奈川大会)組織構成(案)



もう一度、
子どもたちの笑顔に
包まれ働きたい…

そんなあなたを、
保育の現場が
待っています!!

平成26年度

保育のしごと

就職支援セミナー & 就職相談会

第1回 川崎会場(エポックなかはら)

12月20日(土)

入場無料

履歴書不要

第2回 相模原会場(ユニコムプラザさがみはら)

平成27年1月16日(金)

第3回 茅ヶ崎会場(茅ヶ崎市民文化会館)

1月28日(水)

第4回 横浜会場(ウィリング横浜)

2月17日(火)

託児は事前
にご相談下さい
(各回2週間前まで)



かながわ保育士・保育所支援センター

問合せ ☎ 045-320-0505

かながわ保育士・保育所支援センター 検索

*詳しくは、裏面をご覧ください。

保育士の資格・経験をおもちで再就職を考えている方、ぜひご参加ください!

入場
無料

保育のしごと 就職支援セミナー&就職相談会

履歴書
不要

プログラム(各回共通)

■保育のしごと就職支援セミナー 10:00~12:00(定員80名★事前申込制)

ブランクのある方も不安なく現場復帰ができるよう、最新の保育事情、子どもがよるこぶ遊びの紹介、実際に再就労して活躍中の保育士さんのお話など、現場の方々を講師にお迎えして、皆さんのこれからの一步を応援します!

★申込みは電話、FAX、メールのいずれかで! ★定員になり次第、申し込みメ切とさせていただきます。

■保育のしごと就職相談会 13:00~16:00(事前申込不要。出入り自由。気軽にお立ち寄りください。)

法人ごとのブースを用意しております。法人や施設の担当者に、直接、仕事内容や雇用条件等を聞くことができます!

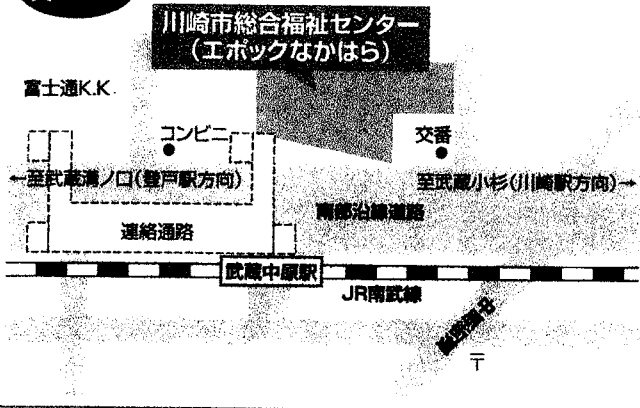
会場

※託児は会場によって異なります。2週間前までにご相談ください。

12月20日(土) 川崎会場(エポックなかはら)

(川崎市中原区上小田中6-22-5)

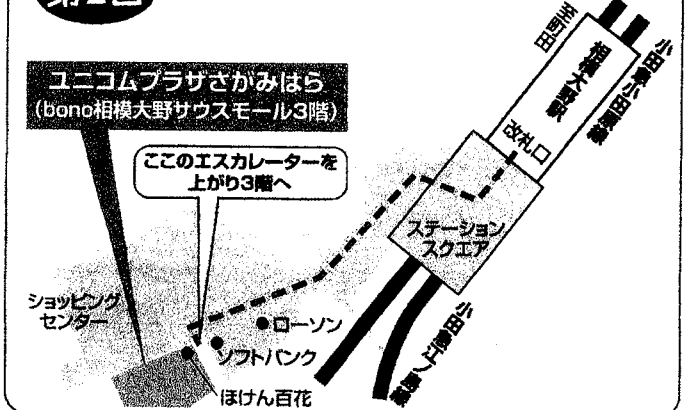
第1回



1月16日(金) 相模原会場(ユニコムプラザさがみはら)

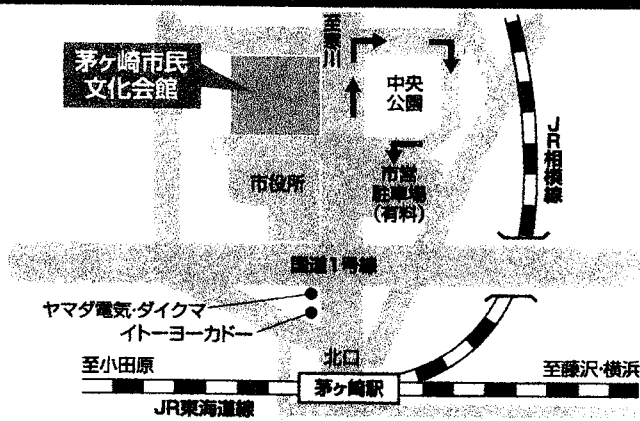
(相模原市南区相模大野3-3-2)

第2回



第3回 1月28日(水) 茅ヶ崎市民文化会館

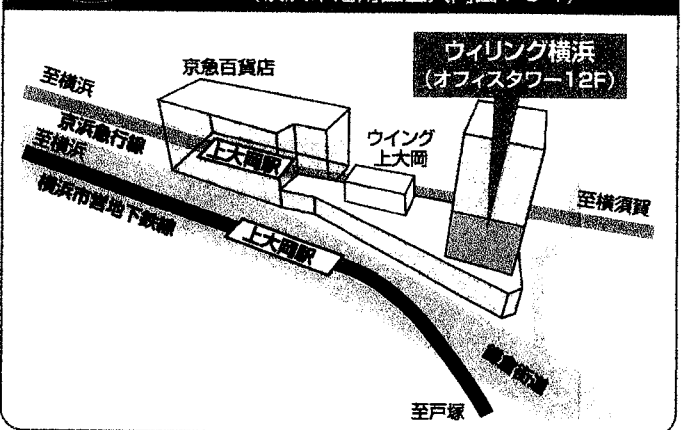
(茅ヶ崎市茅ヶ崎1-11-1)



第4回

2月17日(火) ウィング横浜

(横浜市港南区上大岡西1-6-1)



主催: 神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市

運営主体 **かながわ保育士・保育所支援センター**

(受託 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会)

TEL:045(320)0505

FAX:045(313)4590

E-mail:hoiku_jinzai@knsyk.jp

協力: 平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 大和市 座間市 綾瀬市 葉山町 寒川町

平成 26 年 10 月 23 日

一般社団法人神奈川県保育会
保育園利用者相談室会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

「保育園利用者相談室」研修会の開催について(通知)

仲秋の候、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により利用者の満足を図りながら、保育の質を向上させるとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、別添開催要領により研修会を開催することといたしました。

今回の研修会は、具体的な相談・苦情事例を通して、参加者相互に考察を深め、苦情等への的確な対応策を身につけ、資質の向上に役立つものとなるようワークショップ方式(小グループでの話し合い)により開催いたしますので、積極的にご参加して下さるようご案内いたします。

なお、第1回研修会(9月16日開催)に、ご欠席された保育園におかれましては、是非ご参加くださるようお願いいたします。

(問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局)

Tel 045-311-8754

平成 26 年 10 月 23 日

一般社団法人神奈川県保育会 会員園長 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

「保育園利用者相談室」研修会の開催について(通知)

仲秋の候、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、保育園利用者相談室は、苦情解決制度により利用者の満足を図りながら、保育の質を向上させるとともに、利用者の信頼度を高める義務も担っておりますが、今般それらの趣旨を踏まえ、今年度第2回目の研修会を開催することといたしました。

今回の研修会は、具体的な相談・苦情事例を通して、参加者相互に考察を深め、苦情等への的確な対応策を身につけ、資質の向上に役立つものとなるようワークショップ方式(小グループでの話し合い)により開催いたします。

なお、この研修会は、当会相談室会員を対象とした研修会ですが、相談室会員でない保育会会員の方々にも、有料で参加できることにしましたので、別添開催要領をご覧の上、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

(問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会事務局)

Tel 045-311-8754

平成26年度第2回保育園利用者相談室研修会開催要領

1 目的 保育園利用者からの意見・要望・苦情等に的確に対応するノウハウを蓄積して、保育園に対する利用者の信頼度を高めていくとともに、保育サービスの質の一層の向上を図ることを目的として、研修会を開催します。

2 開催日時 平成27年1月19日(月)
13時30分から16時30分まで

3 会場 「万国橋会議センター401・402会議室」(4階)
横浜市中区海岸通4-23 Tel 045-212-1034
・みなとみらい線「馬車道」駅6番出口から徒歩4分
・JR・市営地下鉄「関内」「桜木町」駅から徒歩10分

4 研修内容及び助言者

(1) 研修内容 保育所で発生した保護者からの複数の相談・苦情事例をテーマに、参加者それぞれが原因や改善策を考え、グループ討議を踏まえて、その成果を発表する。
その発表内容について、第三者委員の先生が指導・助言を行う。

(2) 助言者 第三者委員

小林 育子 先生	元田園調布学園大学副学長
草光 純二 先生	社会福祉法人幸保園理事長
祖父江照男 先生	神奈川県民生委員児童委員協議会理事
宮田 丈乃 先生	神奈川県保育会副理事長
小川 晃 先生	社会福祉法人松林保育園理事長

(3) タイムスケジュール(予定)

13:00 受付
13:30 主催者挨拶、オリエンテーション
13:40 開会・グループ討議
15:00 休憩
15:10 グループ発表
16:00 総評とまとめ
16:30 閉会

5 対象及び参加費、定員

(1) 対象

- 相談室会員保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は無料
- 相談室会員でない保育所の園長等管理者及び保育士等……参加費は有料
(1人につき3,000円を徴収いたします。)

・参加費は当日持参か振込(替)をお願いいたします。

<銀行振込> 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三(はぎわら けいぞう)

<郵便振替> 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

(2) 定員 120名程度

- 6 申込方法 平成26年12月12日(金)までに別紙申込書により、Fax(045-311-1837)にてお申し込みください。

神奈川県保育会事務局 行き

Fax 045-311-1837

相談室研修会参加申込書 (27. 1. 19)

保育園名 _____

Tel _____

参加者職名・氏名

職 名	氏 名

相談室会員でない保育会会員が参加する場合の参加費支払い方法

(いずれかに☑をつけてください。)

当日持参

銀行振込又は郵便振替

平成 26 年度「保育の日前夜祭」進行総括表

26.12.5(金)午後 5:30~8:00

横浜ベイシェラトンホテル 4 階「浜風」

時刻	内 容	備 考
4:30 ~	準備・会場点検 リハーサル(別紙のとおり)	
5:00	受付開始・胸花 ・プログラム ・会費徴収	
5:30 (5分)	開 会 (司会 富田青年部長) 開会のことば 宮田副理事長 主催者あいさつ 萩原理事長	
5:35 (15分)	花束贈呈 県保育賞 萩原理事長 (保育賞受賞者 1分間スピーチ) 叙勲 萩原理事長 厚生労働大臣表彰 萩原理事長	
5:50 (20分)	来賓祝辞 (1)神奈川県社会福祉婦人懇話会 内田副会長 (2)神奈川県社会福祉協議会 鈴木理事 (3)神奈川県ゆりの会会長 相馬会長 来賓紹介(あれば祝電披露) 富田青年部長 (司会 富田青年部長)	
6:10 (35分)	アトラクション出演者紹介 富田青年部長 アトラクション 花束贈呈—出演者退場 宮田副理事長	
6:45 (75分)	乾杯 富田相談役 会食・懇談	
8:00	閉会のことば 伊澤副理事長 閉会	(最大延長 8:15 まで)

※参加者数

受 賞 者	来 賓	一 般 参 加	合 計
9 名	16 名	81 名	106 名

アンケートのお願い

保育所給食に関係される皆様にわが園の自慢の献立又は子どもが喜ぶ献立を紹介していただき皆様の今後の給食献立の参考になればと思っています。
お忙しいときと存じますが是非ご協力をお願いいたします。

アンケートについては申込時又は研修当日に提出してください。(データもしくは紙)

園名・無記名可能 市・町		献立作成 市・独自・他
献立名		
材料	分量(3歳以上児一人)	
作り方		
工夫や気をつけること		
盛り付け例 (写真、もしくは絵を添付してください)	その他	

集まりましたレシピはご協力して下さった方に後日お送りします

FAX送付先:045-311-1837

E-mail:kenho@hoiku-kanagawa.jp

このアンケートのexcelファイルが必要な方は保育会あて「食育アンケート要望」とメールいただければ返送します。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・全国保育協議会「公定価格試算システム」稼働開始～公定価格仮単価に基づく試算ができます～…………… 1
- ・子ども・子育て会議（第19回）、基準検討部会（第23回）合同会議が開催される……………7
- ・教育・保育施設等における重大事故の再発防止に関する検討会（第2回）が開催される……………9
- ・社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方について議論がすすむ～社会保障審議会福祉部会（第4回～第7回）～……………10
- ・毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です……………12
- ・「子ども・子育てフォーラム」の開催迫る～……………13
- ・全社協「平成26年度社会福祉トップセミナー」のご案内……………14
- ・保育所の「雇用管理改善」に関する調査が実施されます……………15

◆全国保育協議会「公定価格試算システム」稼働開始◆

～公定価格仮単価*に基づく試算ができます～

(*) 平成29年度に消費税増収額が満年度化した際の単価

全国保育協議会では、子ども・子育て支援新制度における「公定価格仮単価」に基づく保育事業種ごとの給付（収入）額を試算するシステムを作成し、全保協ホームページに公開しました。

既に、国の幼保連携推進室のホームページで『子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト（excel）』が公開されていますが、全保協版では、各項目を選択する際の考え方、各月の収入額と3月の収入額を分けての表示（毎年度、3月にのみ算定される加算があるため）、各項目の算定方法を明示するなど、公定価格の仕組

みを理解するための情報を付加しています。

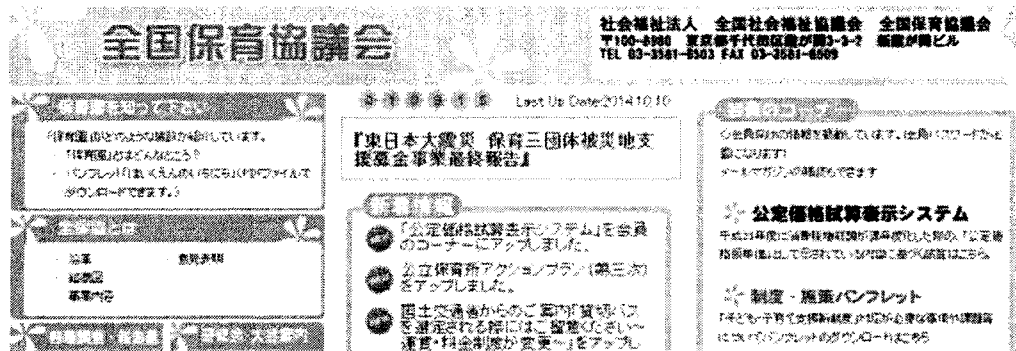
公定価格試算システムのご利用は、全保協ホームページ・会員のコーナーからご利用いただけます。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

【公定価格試算システム ご利用の流れ】

①全保協ホームページで会員ログインをして、会員のコーナーから公定価格試算表示システムをクリック

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>



*会員ログインには、「ユーザID」と「パスワード」が必要です。ご不明な方は、下記を記入のうえ全保協事務局まで FAX・E-MAIL でお問い合わせください。

例) 件名：全保協 ユーザID・パスワード問合せ

会員施設名

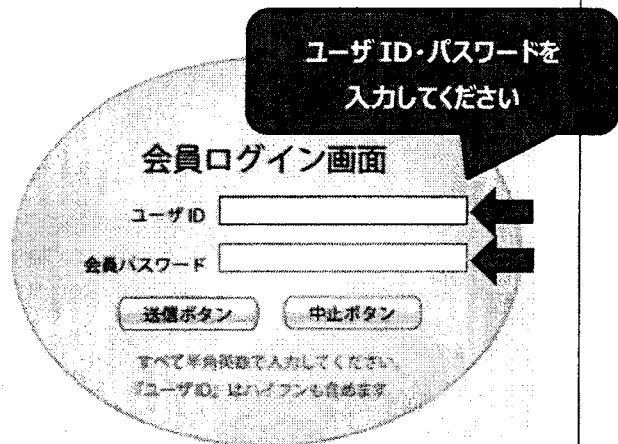
会員施設 TEL

会員施設 FAX

ご担当者名

[全保協事務局]

FAX:03-3581-6509 zenhokyo@shakyo.or.jp



②会員のコーナー「公定価格試算表示システム」をクリック

「公定価格試算表示システム」をクリック。

会員ログインがお済みでない場合、

「会員ログイン画面」に遷移します。

会員のコーナー

- 公定価格試算表示システム** ▶ 平成29年度に消費税増収額が満年度化した際の、「公定価格仮単価」として示されている内容に基づく試算はこちら。
- 制度・施策パンフレット** ▶ 『「子ども・子育て支援新制度」対応が必要な課題等について』のダウンロードはこちらから。
- 全保協ニュース** ▶ 全保協が提供している最新情報(ニュース)を閲覧できます。
- 会報せんぽよう** ▶ 内容がPDFファイル等で閲覧できます。
- メール配信サービス** ▶ 最新の情報を配信します。

③ 公定価格試算表示システム トップ画面が表示されます。「次へ」をクリックして進んでください。



HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム

子ども・子育て支援新制度 公定価格試算表示システム

「次へ」をクリックして
進んでください。

全国保育協議会

次へ

現行と新制度移行後の収入比較をする際は、内閣府の示している比較
試算方法チェックポイントをご参照ください。
公定価格の収入見込みと現行収入との比較試算方法チェックポイント(内
閣府:平成26年8月11日事務連絡)

④ 試算をする事業類型を選択し、「次へ」をクリックしてください。



HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1)

試算情報の選択と入力(1)

事業類型

事業類型を選択してください。

- 保育所(保育認定)【中心園(本園)】
- 保育所(保育認定)【分園】

- 認定こども園(わが保通兼型、保育所型)【中心園(本園)】
- 認定こども園(わが保通兼型、保育所型)【分園】

- 小規模保育事業A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)
- 小規模保育事業B型(A型:○型の中間型)
- 小規模保育事業C型(家庭的保育(グループ型)小規模保育)に近い類型)

☞ 小規模保育事業の各類型の基準等は、こちらを参照ください。

内閣府ホームページ掲載資料「子ども・子育て支援新制度について(平成26年8月)」より抜粋

事業類型を選択し、
「次へ」をクリックしてください。

次へ

⑤試算をする施設の、**基礎情報**、**加算部分 1**、**調整部分**、**加算部分 2**の各項目について、事業所の状況を
を入力または選択してください。



HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1) >> 試算情報の選択と入力(2)

試算情報の選択と入力(2)

保育所(保育認定)(中心園(本園))の公定価格試算表示をします。

下記の **基礎情報**、**加算部分1**、**調整部分**、**加算部分2** の各項目について、事業所の状況を入力または選択し、画面下部の **公定価格試算結果を表示する** ボタンをクリックしてください。

基礎情報

●地域区分
都道府県 試算する施設の所在する「都道府県」「市町村」を順に選択してください。「都道府県」を選択した後、所在する市町村がない場合は「その他」を選択してください。
市町村 ※施設の所在する地域によって、7つの地域区分に分かれます。
(18/100地域、15/100地域、12/100地域、10/100地域、6/100地域、3/100地域、その他地域)

●定員区分
本園の利用定員
本園と分園をあわせた全体の利用定員 施設の利用定員を選択してください。
※分園がなければ、本園と同じ定員区分を選択

それぞれの年齢区分について、保育標準時間認定及び保育短時間認定の利用子ども数(各月初日と3月初日の数)を入力してください。

⑥全ての項目を入力・選択したら、「公定価格試算結果を表示する」をクリックしてください。

* 未入力・未選択項目がある場合等は、エラーが表示されます。

●降灰除去費加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設(事業所)に対して加算が適用されます。 ※対応地域の詳細はこちら
●入所児童処遇特別加算	年間総雇用時間 <input type="text"/>	高齢者等(*)を非常勤職員として雇用(年間総雇用時間が400時間以上)し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合には加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設(対象事業の詳細は今後検討) (*)高齢者(満60歳以上65歳未満の者)、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦
●施設機能強化推進費加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設(事業所)の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合には加算が適用されます。なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。(1施設(事業所)当たり15万円が上限) ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設
●小学校接続加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用。 ※具体的な要件は今後示される予定です。
●栄養管理加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	栄養士を活用して給食を実施する場合には加算の対象。 なお、雇用形態は問わず、嘱託する場合も加算の対象。(調理員として栄養士を雇用している場合も含む。)
●第三者評価受審加算	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等」に沿って第三者評価を受審し、その結果をHP等で公表している場合に加算。

全ての項目を入力・選択して
「公定価格試算結果を表示する」
をクリックしてください。

公定価格試算結果を表示する

←

HOME(トップページに戻る)

⑦算定額が表示されました。

画面右上の、「試算結果の【全体】を印刷する」をクリックすると、試算結果がすべて印刷されます。

全国保育協議会 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8388 東京都千代田区豊が岡3-3-2 新豊が岡ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1) >> 試算情報の選択と入力(2) >> 算定額

算定額

下記が、入力された公定価格試算結果となります。

「試算結果の【全体】を印刷する」をクリックすると、試算結果がすべて印刷されます。

試算結果の【全体】を印刷する 試算結果の【概要】を表示する

公定価格試算結果(保育所(保育認定)【中心園(本園)】)

4月～2月の月額 **8,805,280** ×11ヶ月 + 3月の月額 **9,320,080** = 年間見込額 **106,178,160** 円

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1・2+調整部分)

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
4歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
3歳児	76,350	82,070	70,230	75,950
2歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
1歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
乳児	210,720	216,440	204,600	210,320

⑧画面右上の、「試算結果の【概要】を表示する」をクリックすると、試算の概要が表示されます。

全国保育協議会 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8388 東京都千代田区豊が岡3-3-2 新豊が岡ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1) >> 試算情報の選択と入力(2) >> 算定額

算定額

下記が、入力・選択した公定価格試算結果となります。

「試算結果の【概要】を表示する」をクリックすると、試算の概要(選択した各区分や加算項目の一覧含む)が表示されます。

の【全体】を印刷する 試算結果の【概要】を表示する

公定価格試算結果(保育所(保育認定)【中心園(本園)】)

4月～2月の月額 **8,805,280** ×11ヶ月 + 3月の月額 **9,320,080** = 年間見込額 **106,178,160** 円

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1・2+調整部分)

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
4歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
3歳児	76,350	82,070	70,230	75,950
2歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
1歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
乳児	210,720	216,440	204,600	210,320

⑨試算の概要では、月額・年間見込額、年齢別単価算出額、各項目の算出額が表示されます。

1/1 ページ

全国保育協議会

概要が表示されました。

印刷する場合は、WEBブラウザの
メニュー ファイル>印刷 から出力してください。

算定額

公定価格試算結果(保育所(保育認定)【分園】)

4月～2月の月額	8,805,280	x11ヶ月	+	3月の月額	9,320,080	=	年間見込額	106,178,160	円
----------	-----------	-------	---	-------	-----------	---	-------	-------------	---

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1+2+調整部分)

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
4歳児	60,010	65,730	53,890	59,610
3歳児	76,350	82,070	70,230	75,950
2歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
1歳児	128,800	134,520	122,680	128,400
乳児	210,720	216,440	204,600	210,320

公定価格試算結果の概要

基礎情報

- 地域区分 15/100地域
- 定員区分 【本園の利用定員】
81人から90人まで
【本園と分園をあわせた全体の利用定員】
81人から90人まで
- 加算率 15%
- 利用こども数

年齢区分	保育標準時間認定		保育短時間認定	
	各月初日	3月初日	各月初日	3月初日
5歳児	12	12	5	5
4歳児	12	12	5	5
3歳児	13	13	5	5
2歳児	11	11	5	5
1歳児	10	10	4	4
乳児	6	6	2	2

加算部分1

No.	項目	算出額
1	基本分単価	詳細参照
2	給食改善等加算	詳細参照
3	研費設備加算	6,390
4	3歳児配置改善加算	8,170
5	休日保育加算	3,110
6	夜間保育加算(2号)	0
6	夜間保育加算(3号)	0
7	減価償却費加算	0
8	賃借料加算	0

調整部分

No.	項目	算出額
1	常態的に土曜日に閉所する場合	詳細参照
2	定員を恒常的に超過する場合	-

加算部分2

No.	項目	算出額
1	主任保育士専任加算	3,170
2	療育支援加算	420
3	事務職員雇上加算	580
4	冷暖房費加算	110
5	除雪費加算	0
6	感染症除去費加算	0
7	入所児童処遇特別加算	0
8	施設機能強化推進費加算	1,660
9	小学校連携加算	1,070
10	栄養管理加算	1,330
11	第三者評価受審加算	1,660

【お問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局 (全国社会福祉協議会 児童福祉部 内)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

◆子ども・子育て会議（第19回）、基準検討部会（第23回）合同会議が開催される◆

去る10月24日（金）、国の「子ども・子育て会議（第19回）、基準検討部会（第23回）合同会議」が開催されました。

今回は、(1) 特例給付・特例地域型保育給付について、(2) 認定こども園に係る対応について、意見交換が行われました。

以下、議事概要を報告します。

(1) 特例給付・特例地域型保育給付について

特例施設型給付費と特例地域型保育給付費（特例給付）について、緊急利用時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて例外的に、市町村が必要と認める場合に給付することとされている。

この特例給付について、法律上規定された利用形態を整理すると、大きく3つに分けられることが示され、委員からは多くの賛同の声があった。

I 緊急利用時の償還払い	
想定される具体的な事例	・教育標準時間認定を受けた子どもについて、年度途中での引っ越しに伴う、市町村を異にする転園等の場合には、転入先の市町村で新たに認定を受ける必要があるが、市町村の認定事務が遅延するケース
対応（案）	それぞれの「認定区分、施設・事業に応じた公定価格を基準として市町村が定めた額*」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を利用者に対して償還払い * 通常、国基準の公定価格と異なる額とすることは想定されない。
II 本来の定員設定がない施設・事業を利用する場合	
想定される具体的な事例	・教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない（又は定員に空きがない）ため、保育所を利用するケース（2・3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則） ・保育認定を受けて、保育所を利用していた子どもが、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったが、5歳児など小学校就学までの円滑な移行に配慮することが必要なケース
対応（案）	「幼稚園の1号認定の公定価格」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（施設が法定代理受領） ※ その上で、通常教育時間を超える利用については一時預かり事業（幼稚園型）により対応する。

Ⅲ 離島その他の地域における取り扱い	
想定される 具体的な事例	・ 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である場合
対応（案）	「内閣総理大臣が定める額（事案ごとに個別に承認）を基準として市町村が定める額」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領） ※ 現行の「へき地保育事業」からの移行が想定されるが、〔中略〕できる限り「特定」施設・事業への移行を基本とし、その上でなお移行が困難な場合のセーフティネットとしての運用が必要。

(2) 認定こども園に係る対応について

大規模の認定こども園を中心に、正しい情報に基づき試算をしても、なお減収となる可能性がある問題について、収入が減少する要因として考えられる事項として、以下の3点が示された。

- 現行幼保連携型認定こども園の施設長の人件費が一人分に減額
- 現行の私学助成の水準や配分方法が、都道府県により大きく異なる中で、国が新制度により統一的に保障しようとする全国的水準には一定の限界があること
- 質改善後の単価の場合は現行収入を上回るが、質改善前の単価の場合は下がる

また、政府から、当面の対応の基本方針として下記事項の検討ないし対応について、最大限努力することが示された。

1. 公定価格について、下記の各事項を早急に検討すべき課題と位置付ける。
具体的な対応案の詳細の内容については、予算編成過程で検討する。
 - ① 現に幼保連携型認定こども園を運営している施設が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る経過措置
 - ② 少人数の1号定員を設定する認定こども園について、公平性の観点から、1号認定固有の加算項目に係る加算要件のあり方
 - ③ 定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方
2. 各都道府県等の地方自治体独自の助成内容に係る検討及び方針の早期公表等の要請（9月4日要請、10月1日付事務連絡で改めて要請済）

基本方針では、施設長一人分の人件費しか認められていない点について、幼保連携型認定こども園では施設長の人件費補助の経過措置を講じることや、『チーム保育』を行うために追加配置した職員に対する人件費補助について、現在の定員271人以上の園は補助対象が一律

『4人』とする現在の公定価格の仮単価を、より大規模園に配慮した加算要件へと見直すこと等が示された。

また内閣府および文部科学省は、私学助成について、現在都道府県が私立幼稚園に対して全国水準を上回る助成を行っている場合、私立幼稚園の新制度移行後も助成を継続するよう、各都道府県・指定都市・中核市へ要請を行い、今後も要請していく方針。

この基本方針について委員からは多くの賛同の声があがったが、それを実現するための財源不足を危惧する声もあった。

(3) その他

子ども・子育て支援新制度の財源について委員から「消費税が8%に留まったら量の確保ができないばかりか質の改善もできなくなる」、「もし増税がなされなかったとしても、代替財源を絶対に確保してほしい」、「消費税が10%になるなら関わらず、しっかりと子育て支援の財源は確保してほしい」、「消費増税がきちんとされるか不透明になってきているが、子ども・子育て支援新制度は増税分の一部から充てられる7000億円を前提としているもので、それができなくなったら子ども・子育て支援新制度は成り立たなくなる」等の意見があった。

次回は11月10日（月）に開催の予定です。

なお、子ども・子育て会議の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（第2回）が開催される◆

去る10月14日、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会（第2回）が開催され、（1）事故の具体的事例について（2）当面の検討課題について協議が行われました。

事故の具体的事例では、過去に愛知県内の保育所において発生した死亡事故についての報告が行われました。また、保育所等における重大事故の報告制度はあるものの必ずしも再発防止につながる形になっていない状況の中、当面の課題として、平成27年4月の新制度の施行に向け、再発防止に資する観点から議論行っていくことが示されました。具体的には、子ども・子育て会議（平成26年6月30日）において示された下記の論点および主な検討項目について、意見交換が行われました。

<論点及び主な検討項目等について> 論点	検討項目	検討例
論点1 重大事故の情報の集約のあり方について	①集約（＝行政への報告）の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の対象となる施設・事業の範囲 ・報告の対象となる重大事故の範囲 ・報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲（項目）
	②集約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の集約先 ・報告様式
論点2 集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方について	①その公表のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・公表することとした場合のルール、方法
	②分析・フィードバックのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・既に集約している情報を中心とするデータベース化 ・事故の発生防止（予防）のためのガイドライン
論点3 事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について	①事故の再発防止の事後的な検証のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止のために必要な事後的な検証のあり方

なお、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」に関する資料は、下記の URL または「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策／子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただくことができます。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html#kyouiku_hoiku

◆社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方について議論がすすむ◆

～社会保障審議会福祉部会（第4回～第7回）～

社会保障審議会福祉部会は、本年7月4日にとりまとめられた国の「社会福祉法人の在り方検討委員会」の報告をうけて開催されているものです。年内を目途に検討がすすめられ、必要に応じて法制上の措置を講ずるものとされています。

8月27日の第1回以降、毎週部会が開催され、10月20日までに7回にわたる検討がすすめられました。今号では、第4回～第7回の議事内容についてご報告します。

なお、第1回から第3回の議事内容は、会報『ぜんほきょう』10月号（「国の動き」）をご参照ください。

第4回福祉部会【9月30日（火）】では、社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方についての協議が行われ、社会福祉法人の公益性を担保する財務規律を確立するために、①適正かつ公正な支出管理、②余裕財産の明確化、③福祉サービス・『地域公益活動』への再投下の仕組みを構築することが必要であるとの考え方が示され、論点として、社会福祉法人に適した財務規律の仕組みを構築することの必要性と、公益性を保ちながら余裕財産の計画的再投下を担保する仕組みづくりの必要性があげられました。

委員からは、適正かつ公正な支出管理のための外部監査の活用の有効性、余裕財産の明確化のための控除対象財産の考え方に関する慎重な精査の必要性等に係る意見が出されました。

第5回福祉部会【10月7日（火）】は、『地域公益活動』を中心に協議され、地域公益活動の定義や範囲、社会福祉事業・公益事業の関係性の整理、地域のニーズを把握する仕組みづくり、6月に閣議決定された規制改革実施計画における、社会福祉法人に対する社会貢献活動の実施の義務化との関係性、余裕財産の再投下計画の際の地域公益活動と福祉サービス（社会福祉事業・公益事業）の位置づけ等が論点としてあげられました。

地域公益活動については、すべての社会福祉法人に対して、直接支出を伴わないものも含む、多様な公益的取り組みの実施を求めるべきであるといった意見や、その公益性に照らし、他の経営主体に率先して取り組むべきであり、余裕財産も地域公益活動に優先的に投下するべきであるといった意見、地域貢献活動の実施に当たっては、把握した地域の福祉ニーズをもとに、行政の関与の下、地域における適切な資源配分を考慮した「再投下計画」に基づき、実効性を担保すべきだといった意見が出されました。

第6回福祉部会【10月16日（木）】では、『社会福祉法人の余裕財産の明確化』と『再投下計画の枠組み』を中心に協議されました。

配布資料では、社会福祉法人の余裕財産として、④すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く）を対象に、⑤事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を⑥再投下対象財産として位置づけることとされています。

そのうえで、再投下計画の枠組みとして、初年度は、年度末までに決算見込みに基づく再投下計画を策定し、所轄庁の再投下計画の承認により、計画的再投下対象財産を投下して事業を実施、次年度以降は、実績に基づく再投下計画の更新を所轄庁に届け出、所轄庁の指導・監督のもと、再投下財産の投下により事業継続していく枠組みが描かれています。

計画の内容は、事業の内容、実施期間（年次計画を含む）、計画全体に係る投資総額及び内訳、各年度の積立額及び支出額等を、個別の再投下事業ごとに記載してまとめることとされています。

第7回福祉部会【10月20日（月）】では、社会福祉法人の『地域公益活動』の位置づけや責務について協議が行われました。

配付資料では、『社会福祉法人が責務として担う「地域公益活動」は、社会福祉を目的とし、地域におけるニーズがあり、公的制度による給付の対象となっていない事業又は活動であり、社会福祉法に規定する社会福祉事業又は公益事業に包摂される。また、地域公益活動に係る責務については、①社会福祉法人の責務として法律上位置付ける ②実施状況を公表することを法律上明記する ③再投下対象財産を保有する法人は、必ず、当該財産を活用した「地域公益活動」を計画的に実施する。その上でさらに再投下可能な財産がある場合には、これを「地域公益活動」以外の社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスの充実に計画的に投下する』との考え方が示されました。

委員からは、一部でも公的な給付が入っている場合に地域公益活動の対象としないこととみなすことは、福祉サービスの充実の観点から疑問がある、実施が義務化されているものでも公的給付の入らない事業もあり、地域公益活動の整理が必要ではないか等の意見が出されました。

次回（第8回）は、法人間連携や行政の関与を論点として、11月10日（月）に開催される予定です。

当日の資料は下記のURL、または、「厚生労働省ホームページ>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（福祉部会）」からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

◆毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です◆

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、「児童虐待防止推進月間」実施要綱を定め、民間団体や行政機関など関係者の積極的な参加のもと、児童虐待防止のための各種取り組みを全国的に実施しています。毎年、本会に対し児童虐待防止の趣旨の周知、広報・啓発等への協力依頼があり、都道府県・指定都市保育組織会長あてに、実施要綱および啓発のポスターを送付（平成26年10月22日付文書）しております。

また、国においては「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinわかやま」を開催し、児童虐待問題に関する社会的関心を喚起することとしております。

「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinわかやま」

○主催 厚生労働省

○開催日時 平成26年11月24日（月）10：00～15：40

○会場	和歌山県民文化会館
○参加費	無料
○HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000059173.html

なお、全国社会福祉協議会が中心となって、昨年度の「推進月間」を中心に展開した「児童虐待防止に向けた行動方針」（本会も参画する全社協の「新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会」が策定）（別紙参照）については、本年度も同様の取り組みを進めることとしておりますので、会員保育所への周知等についてご協力をお願いします。

◆「子ども・子育て全国フォーラム」開催迫る◆

全国社会福祉協議会は、子ども・子育て関係者が多数集い、今後、全国あらゆる地域において、子どもの育ちを支えるための身近なプラットフォームを構築していくために何が必要かについて意見を交換し、考え合い、方向性を見出すことを目的に、「子ども・子育て全国フォーラム みんなで取り組む地域の基盤づくり」を開催いたします。開催期間近となっておりますが、定員に多少余裕がありますのでご参加をご希望される方はお早めにお申し込みください。

詳細は、下記および全国社会福祉協議会ホームページをご参照ください。

全国社会福祉協議会ホームページ <http://www.shakyo.or.jp/>

【「子ども・子育て全国フォーラム」の概要】

- | | |
|--------|---|
| 1. 日時 | 平成26年11月7日（金）10:30～15:40 |
| 2. 会場 | 「全社協・灘尾ホール」（〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2） |
| 3. 対象者 | 全国の児童福祉施設関係者、社会福祉協議会関係者、子ども・子育てに関心のある方等 |
| 4. 参加費 | 2,000円（税込）※資料代 |
| 5. 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ プログラムⅠ 基調講演
「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム～みんなで取り組む地域の基盤づくり」
柏女 霊峰 氏（淑徳大学教授、全社協/新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会委員長） ○ プログラムⅡ シンポジウム
「子どもの育ちを地域で支えるためのプラットフォームづくりとは」
〈コーディネーター〉柏女 霊峰 氏
〈シンポジスト〉
芹澤 出 氏（全国母子生活支援協議会 制度施策委員長／母子生活支援施設野菊荘施 |

設長)

加藤 正仁 氏 (全国児童発達支援協議会会長／うめだ・あけぼの学園園長)

横尾 三代子 氏 (新潟市社会福祉協議会地域福祉課 こども家庭事業推進係長)

浦田 愛 氏 (文京区社会福祉協議会地域福祉コーディネーター)

松田 妙子 氏 (NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事／せたがや子育てネット代表理事)

山崎 友記子 氏 (毎日新聞社生活報道部副部長)

<お問い合わせ先> 全国社会福祉協議会 児童福祉部 担当：熊谷、今井、岡田、影山
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

◆全社協「平成 26 年度社会福祉トップセミナー」のご案内◆

社会福祉法人制度に対するさまざまな指摘が提起される一方で、格差、貧困、不安定就労、社会的孤立等の生活課題が社会全体に広がり、社会福祉関係者には質の高い専門性のある福祉サービスの提供はもとより、主体的に制度の狭間にあるこうした喫緊の課題に取り組んでいくことが必要とされています。

こうした情勢を踏まえて全国社会福祉協議会は、21 世紀時代の地域コミュニティを創造するために、社会福祉法人組織が果たすべき役割や社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等福祉関係者がなすべき実践と協働について提起し、今後の社会福祉法人組織の果敢なる挑戦を関係者に提示することを目的として、セミナーを開催するものです。

是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

【開催概要】

1. 日 程：平成 26 年 12 月 2 日 (火) ～3 日 (水)
2. 会 場：全社協灘尾ホール (東京都千代田区霞が関 新霞が関ビル LB 階)
3. 定 員：200 名
4. 対 象：社会福祉法人・福祉施設の役員・幹部職員、都道府県・指定都市・市区町村行政幹部職員等
5. 参加費：15,000 円 (1 名につき)
6. 参加申込受付・締切：先着順・平成 26 年 11 月 18 日 (火) 必着
7. プログラム：
〔第 1 日目／12 月 2 日 (火)〕 13:00～17:00
○ 開会挨拶 全国社会福祉協議会副会長 高井 康行

- 基調講演 『社会保障制度改革の動向と社会福祉をめぐる諸課題』
村木 厚子 氏（厚生労働事務次官）
- 特別講演 『危機の時代を打開する新しい社会のビジョン』
神野 直彦 氏（東京大学名誉教授、社会保障制度改革推進会議委員、地方財政審議会
会長）
- 講演 『社会福祉制度改革と社会福祉法人の存在意義・役割を問う』
宮武 剛 氏（目白大学大学院客員教授）

【第2日目／12月3日(水)】 9：30～12：30

- シンポジウム 『地域コミュニティにおける社会福祉法人組織の連携・協働による公益
的取組の実践展開』
〈コーディネーター〉河 幹夫 氏（神奈川県立保健福祉大学教授）
〈シンポジスト〉
奥田 益弘 氏（社会福祉法人みささぎ会理事長、大阪府社会福祉協議会社会貢献事業推
進委員会委員長）
早崎 正人 氏（社会福祉法人大垣市社会福祉協議会事務局長）
迫田 朋子 氏（NHK制作局第1制作センター文化・福祉番組部エグゼクティブ・ディレクター）
後藤 浩二 氏（スープの会世話人）

※ 開催要綱・申込書は以下の全国社会福祉協議会ホームページよりご覧ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/top_seminar_20140930.pdf

〔セミナーの内容等に関するお問い合わせ先〕

全国社会福祉協議会 政策企画部 広報室

Tel：03-3581-7889 Fax:03-3580-5721

◆保育所の「雇用管理改善」に関する調査が実施されます◆

厚生労働省では、保育所の雇用管理改善に関する調査研究として、私営保育所を対象に調査を実施しています。この調査研究は、「待機児童解消加速化プラン」の柱の一つである保育士確保においては、新たな保育士の育成・就業支援や潜在保育士の復帰支援とともに、保育士の就業継続や働く職場の環境改善のための支援も重要であることから、私営保育所に対し保育士の採用・退職状況について調査（抽出調査）および当該保育所に勤務する保育士に対して、職場環境に関するアンケート調査を実施するものです。

【調査の概要】

1. 私営保育所の約半数に対し、郵送によるアンケート調査を実施（抽出調査）

2. 上記1の保育所に勤務する保育士（10名程度）に対し、当該施設を通じたアンケート調査を実施

3. 1及び2による調査結果を踏まえ、20か所程度の保育所に対する訪問による聞き取り調査を実施

4. これらの調査結果により、好事例集及び雇用管理マニュアルを作成

【調査実施スケジュール】

10月～11月 保育所及び保育士へのアンケート調査の実施

12月～ 1月 保育所への訪問調査の実施

1月～ 2月 アンケート調査・訪問調査の結果を踏まえた、好事例集・雇用管理マニュアルの作成

【調査研究の委託先】

楽天リサーチ株式会社

私営保育所の約半数が調査対象となっていますので、会員保育所への周知および調査票が届いた際にはご協力いただきたく、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

平成 26 年度 児童虐待防止に向けた行動方針

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みに関する検討委員会

本会は、新たな子ども家庭福祉の推進基盤として、支援を必要とする子どもや子育て家庭等に対して、民間の関係団体が連携・協働して対応できるよう子ども・子育てにかかる地域ネットワークを、将来において形成することをめざしている。

今年度の取り組みにおいては、児童虐待防止に重点をおき、関係団体における共通の行動方針を定め、取り組みを呼びかけることとした。

児童虐待にかかる相談件数は、増加の一途をたどり、児童相談所が対応した虐待相談は、2012 年度では 6 万 7 千件に達しようという状況にある。

児童虐待は社会全体が取り組むべき課題であり、国・自治体による虐待防止施策の強化や子育て支援活動の充実はもとより、児童福祉や子育て支援等にかかわる様々な団体や個人が大きな広がりをもって、その予防、発見、早期対応に取り組むことが求められている。

各団体は児童虐待防止における共通の取り組みとして、下記の行動方針について組織内で周知するとともに、それぞれの団体の役割や位置づけ等に応じて取り組み方策を検討し、各地域の実情に応じて具体的な行動につなげることとする。

《行動方針》

1. 児童虐待防止のための取り組みにおいて、子ども・子育てに関係する団体や住民等の連携の強化を図る
2. すべての子どもの最善の利益のために、子育て家庭をはじめとし、子どもが育つあらゆる場面において、支援活動を強化する
3. 児童虐待防止に関する広報・啓発活動を強化する

《具体的方策》

1. 児童虐待防止のための取り組みにおいて、子ども・子育てに関係する団体や住民等の連携の強化を図る

※児童虐待防止のための取り組みとは、下記「2（1）」にて例示の取り組み等を想定

- (1) 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保育所、社会的養護関係施設、里親、障害児施設及び子ども・子育て支援活動に取り組むNPO等が連携して児童虐待防止の取り組みについて検討・実施できるよう、各地域の実情に応じて、推進基盤となるプラットフォーム^{注1)}機能を設定する。

注1)「プラットフォーム」とは、「皆が乗る台、舞台」の意味で、取り組むテーマや課題を明確にして多様な主体が自発的に対等な立場で参画する協働のあり方を表す。

例) プラットフォーム機能の設定にあたっては、地域の実情に応じて、社協や地域子育て支援センター等が関係団体にプラットフォームの設定を呼びかけ、連携にあたっての連絡・調整を行う担当(者)を定め、連携のための会合を定期的を開催したりするなどの取り組みを行う。

例) 児童虐待問題と密接に関連しているケースが多いDV(ドメスティック・バイオレンス)についても取り組みの視点に入れ、配偶者暴力相談支援センターやDV被害者支援活動に取り組むNPOや男女共同参画センター、その他女性の自助を支援する団体等との連携も視野に入れる。

例) 児童虐待は、家庭の経済的困窮や社会的孤立が要因であることが多く、子どもの貧困の連鎖防止や孤立の防止などの取り組みも求められる。検討にあたっては、こうした課題を抱える家庭への支援についても視野に入れる。

- (2) さまざまな関係団体がそれぞれの領域を超えて、多様な団体とつながり、子育て支援や児童虐待防止等の課題解決に連携・協働して取り組む意識を醸成する。

例) 地域の実情に応じて、取り組みの呼びかけの役割やスーパーバイザーの役割を社協等が担う。

(付記)

全社協・地域福祉推進委員会は、「社協・生活支援活動強化方針 ―地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性―」を平成24年10月に明らかにし、「今日の地域福祉をめぐる様相と社協の使命」の中で、虐待やDV等の様々な生活課題が深刻化し広がっているとの認識のもと、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められている。」と述べ、児童虐待等もその解決に向けて社協が取り組むべき課題に含まれるとの見解を示している。

2. 全ての子どもの最善の利益のために、子育て家庭をはじめとし、子どもが育つあらゆる場面において、支援活動を強化する

- (1) 市区町村段階で実施されている子育て支援活動を、関係団体間の連携・協働の中で実施するよう組み直し、多様な団体による重層的な支援を構築し、強化を図る。

- 例) ①子育てサロン
②出張保育
③ファミリーサポート事業
④子育て支援情報の提供
⑤ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）
⑥地域子育て支援センター
⑦障害児相談支援センター
⑧ショートステイ・トワイライトステイ

※例えば、地域の様々な主体が行う「子育てサロン」に保育士が加わ

り保護者の育児相談に応じたり、地域子育て支援センターにおける相談に児童発達支援センターの専門職（児童指導員等）が参画し、障害のある子どもの保護者の相談に応じたりし、専門性を高める。

- (2) 児童虐待防止推進月間の期間を軸として、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保育所及び社会的養護施設、障害児相談支援センター等が連携し、子育ての悩みに関する相談窓口を開設するなどの取り組みを通じ、子育て支援活動を展開する。また、恒久的な取り組みに向け検討を行う。

※相談窓口の開設・実施においては、入所施設の24時間体制という特色を活かし、児童福祉施設等が連携して夜間や休日においても途切れない相談受付時間を設定するなどの工夫が考えられる。

※将来的には、相談から問題の解決・支援につなげるなどのワンストップサービス化などの工夫も考えられる。

3. 児童虐待防止に関する広報・啓発活動を強化する

- (1) 各団体等が実施している住民向けの広報誌等（ホームページを含む）で、児童虐待防止の趣旨・呼びかけなどの広報を行う。

- (2) 児童虐待防止等をテーマとしたセミナー等の行事を開催する。

例) 独自の開催とする方法の他、自治体等が開催する行事に参画し、連携・協働する方法が考えられる。

- (3) 子ども・子育てに関係する団体の先駆的取り組みの紹介を行う。

- (4) 子ども虐待防止の取り組みであるオレンジリボン運動を積極的に推進する。

- (5) 住民向けの児童虐待防止の広報・啓発活動を効果的に推進するため、厚生労働省が自治体や関係機関等に活用を呼び掛けているポスター・リーフ

レット等の啓発媒体を児童福祉施設やその他の民間団体でも活用する。

ポスター等の掲示やリーフレット配布等その活用にあたっては、公共機関に止まらず、子育て家族等が多く利用するような場所（ショッピングモール、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等）も考慮する。

※厚生労働省は各都道府県・指定都市及び市町村に対し、ポスター等希望枚数調査の際に、本会の協力実施について触れ、社協の取組を踏まえた希望枚数を登録するよう呼びかけている。市区町村行政所管課から市区町村社協に対して、必要枚数に関する照会・問合せがあった場合は、保育所や社協及び障害児施設等に掲示する分も含めて回答するよう依頼する。

※社会的養護施設に対しては、それぞれの種別協議会を通じてポスター一等を送付する。

※また、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び各児童福祉施設種別協議会、障害児施設関係団体等を通じて、ポスター等の活用依頼を要請する。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・放送大学で幼稚園教諭免許が取得可能に～特例制度に対応～…………… 1
- ・自民党・社会福祉法人改革プロジェクトチーム（PT）第1回が開催される……2

【添付資料】

- ① 自由民主党厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム（第1回）次第
- ② 社会福祉法人改革プロジェクトチーム委員名簿
- ③ 社会福祉法人改革について
- ④ 参考資料

◆放送大学で幼稚園教諭免許が取得可能に ～特例制度に対応～◆

幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭には保育士資格と幼稚園教諭免許の併有が求められていますが、幼稚園教諭免許を持っていない保育士資格保有者は、平成32年3月末までに特例制度で幼稚園教諭免許状を取得することが可能となっています（平成27年4月から5年間は、保育士資格のみで勤務できる特例措置が設定されています）。

特例制度による免許取得に対応し、放送大学では、保育士資格のみを有する方を対象に幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目を受講できるコースを開講しました。放送大学の学習センターが近くにない場合でも、ラジオやインターネットによる受講が可能となっています。

放送大学における受講内容

- 各科目をラジオ・インターネットで学習できます。
- 履修パターン別費用
 - 選科履修生として平成27年1学期（平成27年4月）に入学し1年間（平成28年3月

まで)で全科目(5科目8単位)を履修する場合[53,000円]

➤ 科目履修生として平成27年2学期(平成27年10月)に入学し半年間(平成28年3月まで)で全科目(5科目8単位)を履修する場合[51,000円]

- スクーリング(面接事業)はありません。
- 各学期の放送授業が終了した、7月及び1月の下旬に、全都道府県に設置された放送大学のキャンパスである学習センターにて、単位認定試験を受験し合格することが必要です。

詳しくは放送大学のホームページをご覧ください。

放送大学ホームページ(幼稚園教諭免許状取得のページ)

<http://www.ouj.ac.jp/hp/purpose/sikaku/kindergarten/>

◆自民党・社会福祉法人改革プロジェクトチーム(PT) 第1回が開催される◆

自由民主党厚生労働部会のもとに、社会福祉法人改革プロジェクトチームが設置され、平成26年10月31日(金)、第1回が開催されました(メンバーは別紙のとおり)。

冒頭、高鳥修一厚生労働部会長、福岡資麿PT座長から、社会保障審議会福祉部会で議論が始まっているが、党としても議論していく必要があるため、PTを立ち上げたとする挨拶がありました。

その後、厚生労働省社会・援護局鈴木局長、岩井福祉基盤課長から、社会福祉法人の現状、課題、見直しの検討状況について、資料・参考資料(別添)に基づき説明があり、質疑・応答に移りました。

質疑・応答の概要は以下のとおりです。(○議員、●厚生労働省)〔事務局整理〕

- 社会福祉事業では職員の給与が低く、人材不足の状態にある。給与を上げれば内部留保はなくなるのではないか。
- 適正な額を給与として支払う必要がある。株式会社は企業会計上余裕財産が明確となり、株主配当される。社会福祉法人は内部留保とは何かを明確化し、使い方も再投下計画等でルール化する必要がある。
- 建て替え資金は公的に保障し、その分、積み上げしない方法もある。
- 建て替えについてすべて補助金で対応することは機動性を考えるといかがか。
- 介護報酬をあげても、給与改善につながっていないとの声もある。
- 平成24年度から介護報酬で処遇改善加算を取る場合、加算分はすべて職員に支払うルールとなっている。
- バランスシート上、儲かっているかにみえても実態は違う。内部留保とは何なのか明確化されていない。

- 施設整備の関係で利益が大きくなることは会計制度の問題である。社会に説明できるよう、福祉部会で余裕財産の明確化を検討している。
- 介護、保育等社会福祉事業は社会福祉法人が支えてきた。質の低下につながらないように、改めるべきは改めながら、社会福祉法人に期待する。
- 株式会社であっても、社会福祉事業からの配当は禁止すべき。
- 内部留保がないところもあり、内部留保と介護報酬は分けて考えるべき。
- 社会福祉法人といっても、規模、地域性が違う。公共のために、あえて不採算部分をやってもらうこともある。公共の福祉のためにどのようなことをしているのか分析する必要がある。
- 余裕財産の明確化を図りたい。
- 医療法人も株式会社も課税されている。同じ割合である必要はないが、社会福祉法人も課税すべき。
- 医療法人も株式会社も持分権があるが社会福祉法人はない。財産も社会福祉法人は国庫に帰属するので、優遇措置があつてよいと理解している。
- 社会福祉法人は一定資産をためないと機動的に動けない。ある程度ためられる制度も必要。
- 内部留保の明確化や用途のルールがなかったことを反省し、今回社会福祉法人の使命に基づき、ルール化する検討を行っている。
- 再投下計画でどこまで具体的に書き込むことになるのか。
- 計画的機動的に実行できるよう再投下の考え方を検討している。個別事業ごとに計画的に示してもらう。
- 改革は社会福祉法人のためになる改革であるべき。社会福祉法人改革は、社会福祉法人の理解を得て進めるべきである。
- 社会福祉法人はそもそも特別な法律に基づき、公益的な事業を行うものである。社会福祉法人と他の法人の比較、存在意義を明確化し、そのうえで再投下計画などを検討するべき。

なお、次回以降（11月中旬）は関係団体のヒアリングが予定されており、保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）や全国社会福祉法人経営者協議会等が出席し意見を述べる予定です。

厚生労働部会
社会福祉法人改革プロジェクトチーム（第1回）
次第

平成26年10月31日（金）
午前8時00分～ 党本部702号室

【議題】社会福祉法人改革について

- 一、開 会・進 行 白須賀貴樹 事務局 長
- 一、挨 拶 高鳥修一 厚生労働部会長
- 一、挨 拶 福岡資麿 プロジェクトチーム座長
- 一、社会福祉法人の現状、課題、見直しの検討状況等について
（ヒアリング：厚生労働省）

（質疑・応答）

一、閉 会

【厚生労働省出席者】

安藤よし子 雇用均等・児童家庭局長
朝川 知昭 雇用均等・児童家庭局保育課長
大隈 俊弥 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
鈴木 俊彦 社会・援護局長
谷内 繁 大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）
西辻 浩 社会・援護局総務課長
岩井 勝弘 社会・援護局福祉基盤課長
藤井 康弘 障害保健福祉部長
三浦 公嗣 老健局長
辺見 聡 老健局高齢者支援課長

社会福祉法人改革について

厚生労働省 社会・援護局

平成26年10月31日

1. 社会福祉法人の現状

社会福祉法人制度の概要

1. 目的・事業

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、所轄庁の定款認可を受けて設立される法人(法第22条)。
※社会福祉事業には、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業がある。
 - ・第一種社会福祉事業・・・経営主体は行政又は社会福祉法人が原則 → 特別養護老人ホーム、児童養護施設 等
 - ・第二種社会福祉事業・・・経営主体に制限なし → 保育所、障害福祉サービス事業 等
- ※個別法によって、経営主体が制限される場合がある。
- 社会福祉事業のほか、公益事業(公益を目的とする事業)、収益事業(収益を社会福祉事業又は公益事業の経営に充てるための事業)を行うことができる。(法第26条)

2. 運営

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な財産を備えなければならない(法第25条)。
※事業を実施するために供された財産は、その法人の所有となり、持分は認められない(財団法人的色彩)。
- 事業からの収益は、社会福祉事業又は公益事業のみに充当する。※利益(剰余金)の配当はできない。
- 社会福祉法人は、役員として、理事3名以上(通知で6名以上)、監事1名以上(通知で2名以上)を置かなければならない。(法第36条)
- 社会福祉法人は評議員会(理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって構成する)を置くことができる(法第42条)。など

3. 監督

- 厚生労働大臣、都道府県知事、市長は、法令等が遵守されているか確認するため、社会福祉法人から業務、会計の状況について報告徴収を求め、検査することができる。(法第56条第1項)
- 所轄庁は、社会福祉法人が法令、法令に基づく処分、定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令を行うことができる。(法第56条第2項～第4項) など

4. 解散

- 社会福祉法人は、法律に定める一定の事由が発生した場合に解散する。(法第46条)
- 残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者(最終的には国庫)に帰属しなければならない。(法第47条)

社会福祉法人数の推移

(各年度末現在 単位:法人)

	平成2年度	平成12年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度の 対平成2年度増減	
						増減数	増減率(%)
総数	13,356	17,002	18,727	19,246	19,407	6,051	45
社会福祉協議会	3,074	3,403	1,848	1,901	1,901	△1,173	△38
共同募金会	47	47	46	47	47	0	0
社会福祉事業団	105	152	132	133	131	26	25
施設経営法人	10,071	13,303	16,408	16,842	16,981	6,910	69
その他	59	97	293	323	347	288	488

※厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分は除く。

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値である。

出典:「社会福祉行政業務報告」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

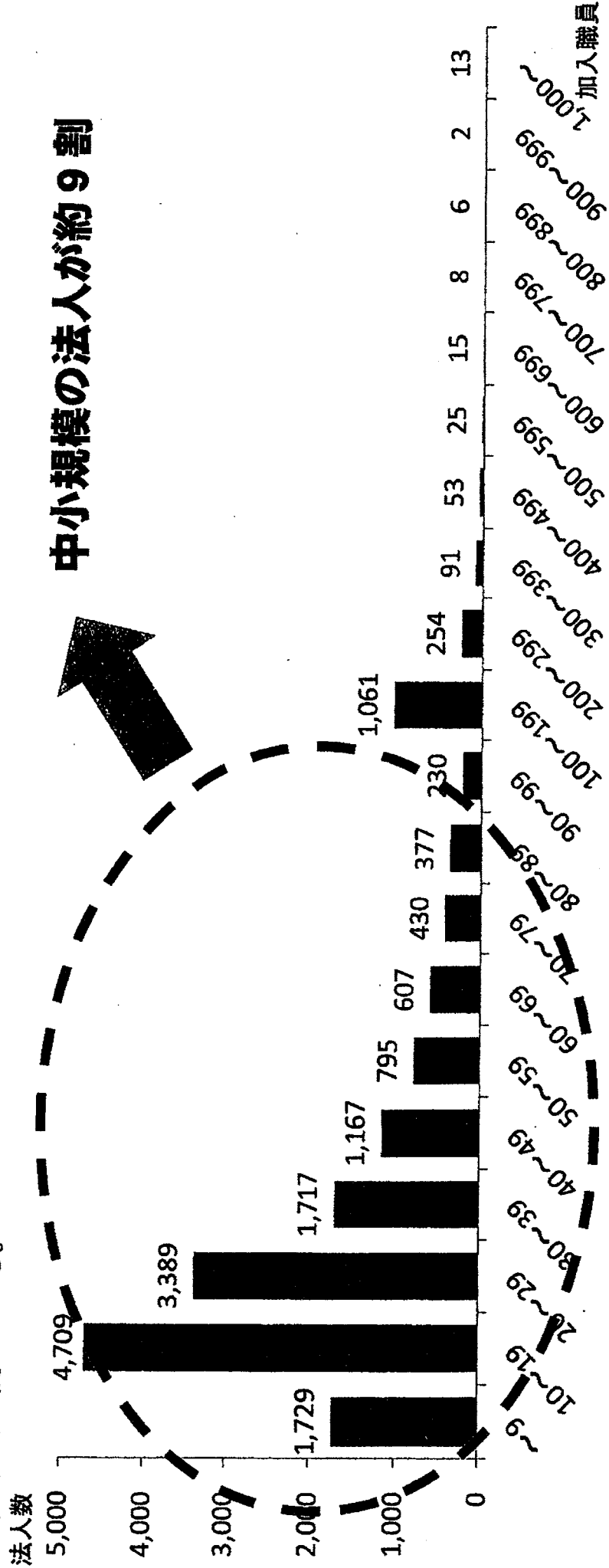
社会福祉法人の規模

■福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部)によると、全国19,810法人のうち、社会福祉施設を
経営する法人は17,346法人 (H25.4.1時点)。

■退職手当共済制度に加入している社会福祉法人は、16,678法人であり、加入職員100人未満の
法人が約9割(15,150法人)を占めている。

※特別養護老人ホーム等については、加入が任意であるため、必ずしも「加入職員=従業員」ではない。

※中小企業基本法では、サービス業(福祉等)における中小企業を従業員100人以下又は資本金5,000万円
以下と定義している。

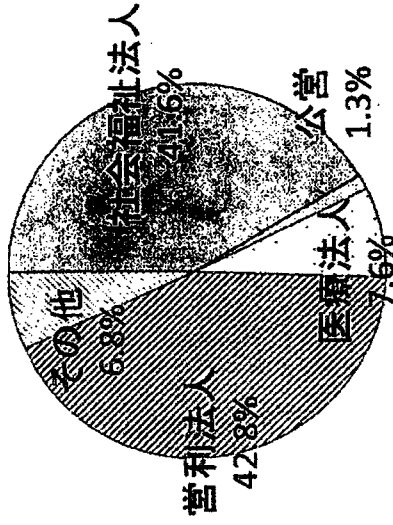


※福祉医療機構のデータを基に厚生労働省福祉基盤課にて作成。

社会福祉施設等の経営主体の状況

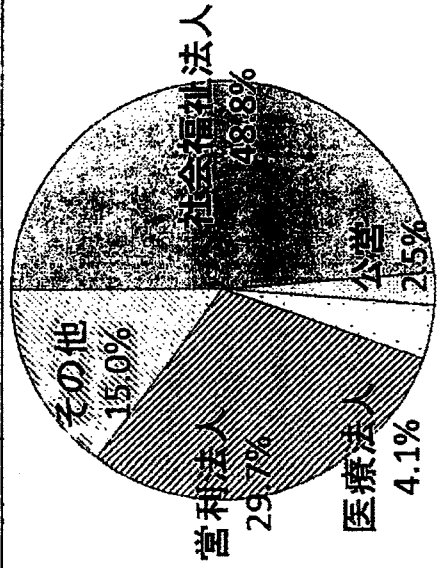
【高齢者】

公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
1,041	34,300	6,277	35,266	5,591	82,475



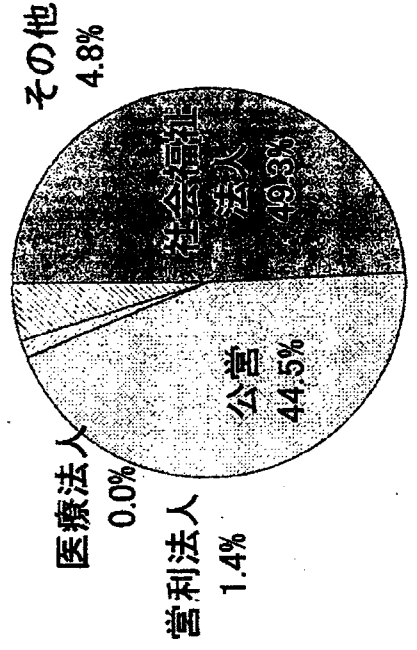
【障害者・児】

公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
1,351	26,070	2,184	15,854	8,007	53,466



【保育所】

公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
9,904	10,977	11	316	1,072	22,280



社会福祉法人の所轄庁

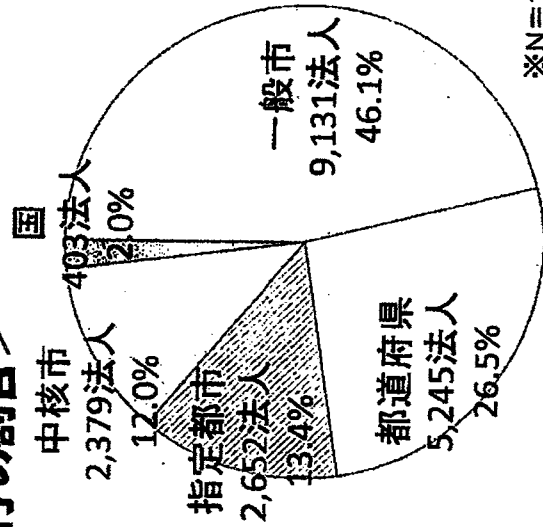
■ 社会福祉法人の所轄庁は、次のとおりとなっている。

- (1) 主たる事務所が市の区域内であり、その行う事業が当該市の区域を超えない場合・・・市長
- (2) 2以上の都道府県の区域にわたる場合・・・国(地方厚生局を含む。)
- (3) 地区社会福祉協議会である場合・・・指定都市の長
- (4) (1)～(3)以外・・・都道府県知事

■ 平成25年4月1日から、新たに都道府県から一般市に所轄庁の権限が移譲されており、所轄庁の数は108から838へと大幅に増加している。

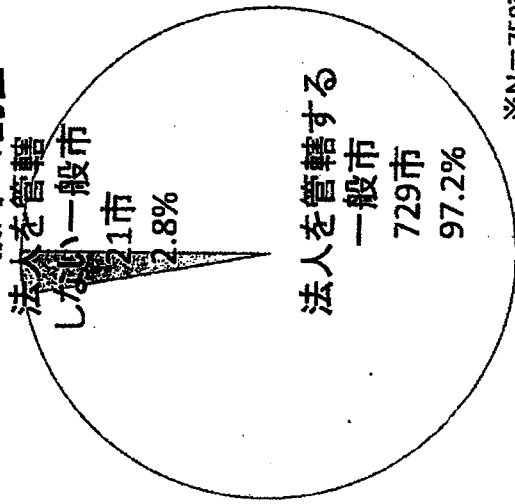
※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次地方分権一括法)

<所轄庁の割合>



※N=19,810法人(H25.4.1時点)
※厚生労働省福祉基盤課調べ

<法人を管轄する一般市の割合>



※N=750市(H25.4.1時点)
※厚生労働省福祉基盤課調べ

2. 社会福祉法人制度を巡る状況

社会福祉法人制度を巡る状況

<p>平成25年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・全社会福祉法人の平成25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の策定 等 ■「日本再興戦略」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の公表推進による透明性の確保、法人規模拡大の推進 等 ■「社会保障制度改革国民会議報告書」公表 <ul style="list-style-type: none"> ・非課税扱いにふさわしい地域貢献 等
<p>平成26年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「経済財政運営と改革の基本方針2014」 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等 ■「日本再興戦略改訂2014」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設 ■「規制改革実施計画」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールファイティング確立」 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の財務諸表等（補助金、役員報酬等）の開示義務付け、社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、調達の公正性・妥当性の確保、社会福祉法人の経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化 等 ■「政府税制調査会」とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 「公益法人課税等の見直し」 <ul style="list-style-type: none"> ・収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取扱いを見直すべき ・収益事業を現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべき 等 ■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等
<p>7月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）①

（平成26年6月24日閣議決定）

財務諸表の情報開示

- 標準的形式を提示、各法人が原則としてHP上で開示を行うよう指導
- 一覧性・検索性をもたせた電子開示システムの構築

補助金等の情報開示

- 補助金、社会貢献活動の支出額等の状況の開示を義務付け
- 国・地方自治体からの補助金等の状況を一元的に把握し開示
- 地方自治体独自の助成・補助において経営主体による差異を設けないよう要請

役員報酬等の開示

- 役員に対する報酬・退職金等の算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務付け

内部留保の明確化

- 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す
- 明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導

調達の公正性・ 妥当性の確保

- 社会福祉法人と役員の親族・特別の利害関係を有する者との取引について取引相手・取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組み構築

○ = 措置済み
● = 今後措置

規制改革実施計画（抄）（社会福祉法人制度関係）②

経営管理体制の強化

- 理事会・評議員会・役員等の役割、権限・責任の範囲等を明定
- サービスに対する第三者評価のガイドラインの見直し
- 介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を策定
- 一定の事業規模を超える法人に外部機関による会計監査を義務付け

所轄庁による 指導・監督の強化

- 監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定、その工程表を策定
- 経営の悪化した法人に対し、所轄庁が措置命令等在先駆けて助言・勧告を行える措置を講じる

多様な経営主体による サービスの提供

- 特別養護老人ホームの機能の重点化の徹底、低所得者の支援を中心とした公的資格を強化
- 各市町村が介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう通知

福祉施設における指定管理者 制度等の運用の改善

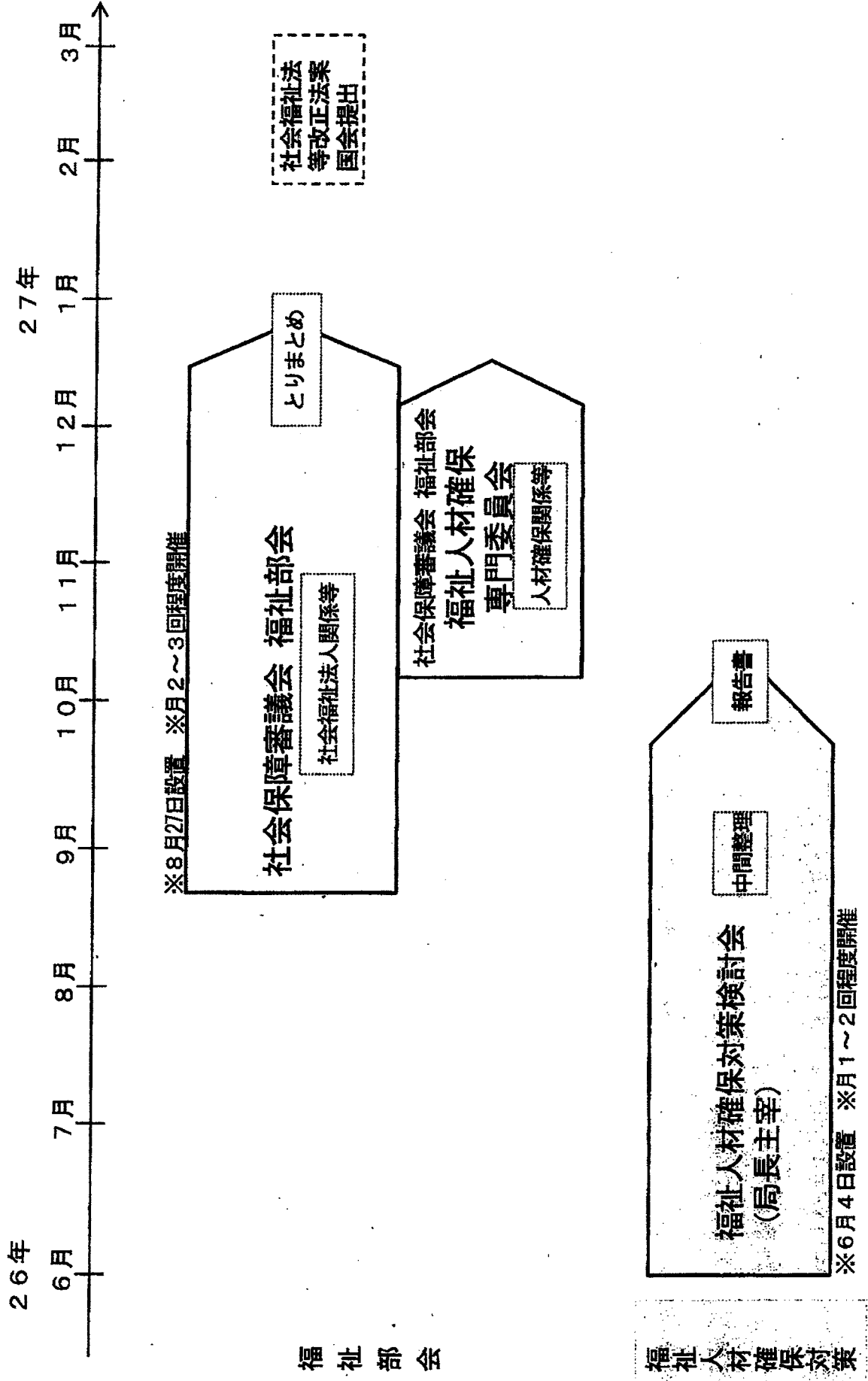
- 業務委託や指定管理者制度等の公募要件に理由なく株式会社を除外しないよう地方自治体に通知

社会貢献活動の義務化

- 社会貢献活動の実施を義務付け。社会貢献活動の定義を明確化、会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などを検討
- 法令等での義務付けに先駆けて、一定の事業規模を超える法人に対し、社会貢献活動の実施を要請
- 社会貢献活動を行わない法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が所要の措置命令のほか、業務の全部・一部の停止、役員の解職勧告、解散命令ができることを明確化

3. 厚生労働省における検討状況

社会福祉法人改革等の検討スケジュール



福祉部会

社会保障審議会福祉部会の審議経過

◎ 月2～3回程度開催し、年内を目途に取りまとめる予定。

検討事項	論点
■社会福祉法人制度の意義	
■経営組織の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任 ● 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任 ● 監事の位置付け・権限・責任 ● 会計監査人による財務監査
■運営の透明性の確保の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務諸表、活動状況、経理状況(役員報酬、調達等)の公表 ● 都道府県、国における情報集約と公表
■業務運営・財務運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人が担う事業の範囲と位置付け (「社会貢献活動」含む) ● 業務運営の規律 ● 財務運営の規律 (いわゆる内部留保の明確化と再投資の在り方を含む) ● 経営力向上の方策
■法人の連携・協働等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の再編等の仕組み ● 複数法人による協働の仕組み
■行政の関与の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な運営を確保するための指導監督 ● 法人の育成の観点からの指導監督 ● 国、都道府県、市の役割と位置付け
■他制度における社会福祉法人の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設職員等退職手当共済
■その他	

第1回
(8月27日開催)

第2回
(9月4日開催)

第3回
(9月11日開催)

第4回
(9月30日開催)
第5回
(10月7日開催)
第6回
(10月16日開催)
第7回
(10月20日開催)

社会保障審議会 福祉部会委員

部会長	田中 滋	慶應義塾大学名誉教授
部会長代理	宮本 みち子	放送大学副学長
学識経験者等	猪熊 律子 川井 太加子 関川 芳孝 藤井 賢一郎 堀田 聡子 松原 由美 松山 幸弘	株式会社読売新聞東京本社社会福祉学部部長 桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授 公立大学法人大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授 上智大学人間科学部准教授 独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員 株式会社明治安田生活福祉研究所主席研究員 一般財団法人キヤノングループ戦略研究所研究主幹
関係団体	福祉関係団体	社会福祉法人日本保育協会保育問題検討委員会委員長 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会副会長 公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長 つしま医療福祉グループ代表 公益社団法人全国老人福祉施設協議会参事 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会会長
		公益社団法人日本介護福祉士協会会長 公益社団法人日本社会福祉士協会会長 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長 全国福祉高等学校長会理事長
関係団体	資格関係団体	公益社団法人日本介護福祉士協会会長 公益社団法人日本社会福祉士協会会長 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長 全国福祉高等学校長会理事長
		日本労働組合総連合会総合政策局長 日本商工会議所社会保険専門委員会委員 (ダイヤル・サービス株式会社 シニアマネージャー)
関係団体	労使団体の代表	全国知事社会社会保障常任委員会委員 (神奈川県知事) 全国市長社会社会文教委員会副委員長 (江別市長)
		地方公共団体の代表

(平成26年10月31日時点)

経営組織の在り方について

見直し案

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

<現行>

<見直し後>

理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注) 理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

(審議事項)

- ・ 定款の変更
- ・ 理事・監事の選任 等

(決議事項)

- ・ 定款の変更
- ・ 理事・監事・会計監査人の選任、解任
- ・ 理事・監事の報酬の決定

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

(参考) 社会福祉法人の経営組織と公益法人の経営組織

社会福祉法人(現行)

○ 現行の社会福祉法人における経営組織の主な枠組みは以下のとおり。

① 法令上理事長の規定はない。

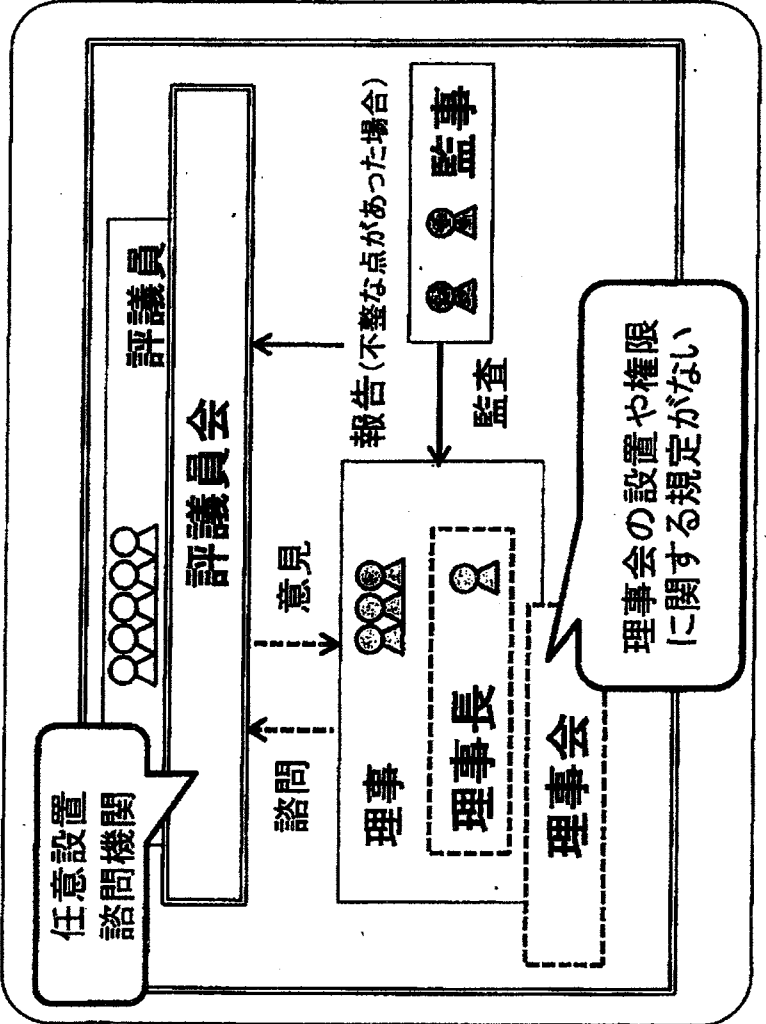
※全ての理事が社会福祉法人の業務の全てについての代表権を有する(法第38条)。

② 法令上理事会の規定はない。

※法人の業務の決定は、理事の過半数をもって決する(法第39条)。

③ 評議員会の設置は法令上任意。

※重要事項については、定款で評議員会の議決を要することができる(法第42条)。



一般財団法人・公益財団法人

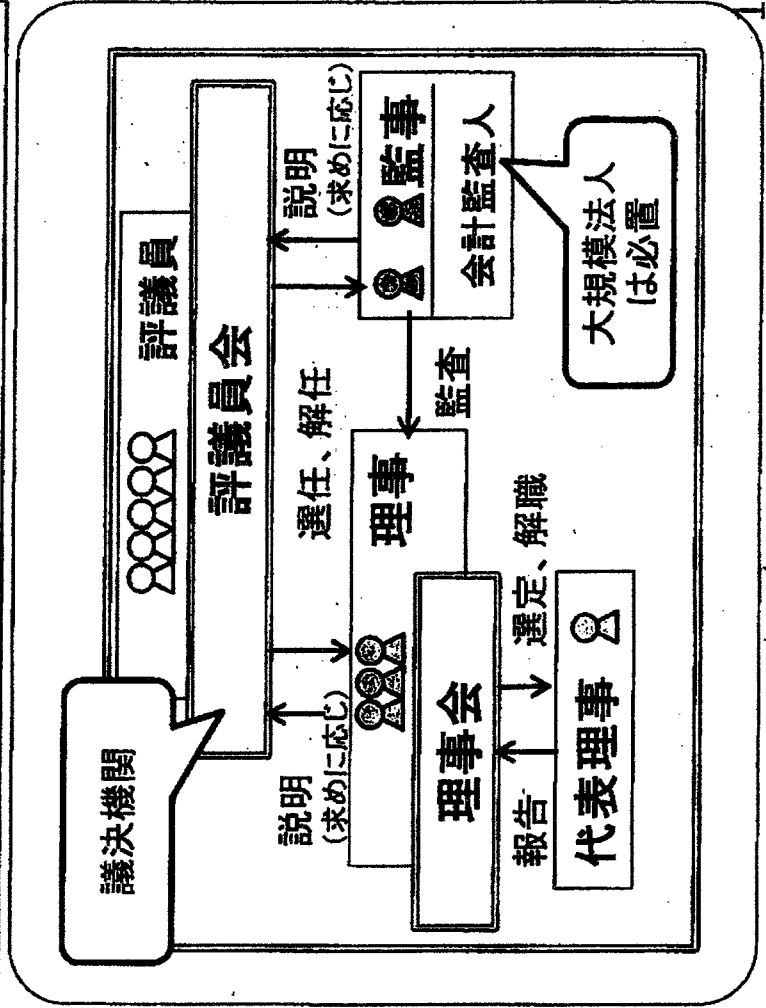
○ 一般財団法人・公益財団法人は、以下のとおり、法令で、各機関の役割や責任を明記。

① 代表理事は、法人を代表し、業務を執行。

② 理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職を行う。

③ 評議員会の設置は必置とされ、議決機関

として位置付けられている(定款の変更、理事等の選任・解任、役員報酬)。



運営の透明性の確保について

見直し案

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。)
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画	
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表	
事業報告書	○	-	○	-	○	-	-	
財産目録	○	-	○	-	○	-	-	
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○	(通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○	(通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	-	○	-	○	-	-	
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員 親族等との取引状況を含む。)	-	○ (通知)	○	○	○	-	○	
役員区分ごとの報酬総額	-	-	○ (※)	○ (※)	○	-	○	
定款	-	-	○	-	○	-	-	
役員報酬基準	-	-	○	-	○	-	-	
事業計画書	-	-	○	-	○	-	-	

(※)現況報告書に記載

いわゆる内部留保に関する経緯

平成23年11月22日 行政刷新会議「提言型政策仕分け」提言

(注) 「内部留保」については、確定した定義はない。

- 介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。

平成23年12月5日 介護給付費分科会

- 各自治体から提供のあった特別養護老人ホームの貸借対照表(平成22年度決算)をもとに集計したところ、内部留保(次期繰越活動収支差額+その他積立金)は1施設当たり平均約3.1億円

平成24年7月3日 財務省予算執行調査結果

- 施設の規模による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき
- 施設入所者の要介護度の差による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき
- 社会福祉法人の財務諸表等については、HPでの公表を義務付ける等により、透明性・公平性を高めるべき

平成25年5月21日 介護給付費分科会

- 介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書(平成25年3月)をもとに以下の報告。
 - ・ 発生源内部留保(次期繰越活動収支差額+その他積立金+4号基金)：1施設当たり平均約3.1億円
 - ・ 実在内部留保(※)(現預金・現預金相当額-(流動負債+退職給付引当金))：1施設当たり平均約1.6億円

(※)未使用資産として留保されている額

平成25年10月 会計検査院意見

- 特養の将来の施設改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うよう指導すること、特養が保有している特別積立預金を有効に活用するための具体的な使途等を改めて検討させるよう指導すること

平成26年6月 経済財政運営と改革の基本方針2014

- 平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等

社会福祉法人の内部留保についての考え方

○ これまで諸方面から提起されてきた議論は、社会福祉法人が事業運営の中で財政的な余裕（余裕財産）を生じさせているのではないかという問題意識。

* これまで、社会福祉法人の内部留保について確立した定義はない。

（平成23年・平成25年の介護給付費分科会において、特別養護老人ホームについて2種類の内部留保に関する考え方が示されている。）

・ 「発生源内部留保」（資本の面からみた利益の蓄積）

： 特養1施設当たり平均約3.1億円

・ 「実在内部留保」（資産の面から見た現預金等）

： 特養1施設当たり平均約1.6億円

『社会福祉法人が事業運営において財政的な余裕（余裕財産）が生じさせているのではないか』という問題意識に対応し、社会福祉法人自らが説明責任を果たせるよう、「余裕財産」の具体的な状況を「見える化」する仕組みを検討する必要。

◆ 新たな仕組により余裕財産が「見える化」された場合には、必要に応じこれを福祉サービスの向上や、地域で必要とされる福祉サービスへの取組み等に活用するといった仕組みが必要。

社会福祉法人の財務規律のイメージ

- ① 適正かつ公正な支出管理
- ② 余裕財産の明確化
- ③ 福祉サービス・地域公益活動への再投下

公益性を担保する財務規律

① 適正かつ公正な支出管理

- ・ 役員報酬基準の設定
- ・ 関係者への特別の利益供与の禁止
- ・ 外部監査の活用等

利益

社会福祉法人の事業

社会福祉事業 公益事業

「地域公益活動」

③ 福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施

② 余裕財産の明確化

いわゆる内部留保

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づき支出は積立金として区分経理

△ 計画的再投下対象財産が生じた場合 △

料 資 考 参

目次

1. 社会福祉事業など	
第一種社会福祉事業	4
第二種社会福祉事業	5
公益事業及び収益事業	6
社会福祉施設等の経営主体の状況	7
公益事業の実施内容	15
2. 社会福祉法人の運営	
理事会の定数と現員数の平均	17
理事と職員の兼務状況、役員報酬・職員給与の支給状況	18
監事の現員数及び財務諸表を監査しうる者の職種	19
評議員会の設置の有無及びその理由	20
外部監査の実施実績及び実施者(平成24年度)	21
財務諸表の公開状況(第18回規制改革会議資料)	22
ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳(所轄庁及び事業属性別)	23
サームズ別第三者評価受審状況(平成24年度実績)	24
第三者評価機関の都道府県別認証件数	25
社会福祉法人の合併認可の状況	26
社会福祉法人の解散認可の状況	27
各種法人制度間の比較	28
社会福祉法人の行う介護事業等の法人税の扱いについて	32
社会福祉法人等に対する主な課税の取扱い	33
「公益三法」による新公益法人制度	34
公益社団法人・公益財団法人の公益目的事業	35
公益社団法人・公益財団法人の公益認定の基準等	36

3. 主な閣議決定等

社会福祉法人制度に対する主な指摘(平成25年)	38
経済財政運営と改革の基本方針2014(抄)	39
「日本再興戦略」改訂2014(抄)	40
規制改革実施計画(抄)(社会福祉法人制度関係)	41
政府税制調査会「法人税の改革について」(抄)	42
社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書の構成・ポイント	43

1. 社会福祉事業など

第一種社会福祉事業

対象者を入所させ、生活の大部分をその中で営ませる施設経営事業を中心に、経済保護事業であって、運営方法によっては不当な搾取が行われやすい事業を加えたもの（法第2条第2項）

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- ・授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業（法第113条）

○以下の事業は社会福祉事業には含まれない。

※法第2条第4項

- ・更生保護事業
- ・実施期間が6月（連絡・助成事業は3月）を超えない事業
- ・社員又は組合員のための事業

- ・第一種社会福祉事業及び一部の第二種社会福祉事業であって、保護を行う者等が一定割合に満たない事業
- ・助成事業のうち、助成額が毎年度500万円に満たないか、助成を受ける社会福祉事業数が50に満たない事業

○経営主体

- ・行政又は社会福祉法人が原則（都道府県知事等への届出が必要）※法第60条、第62条第1項
- ・その他の者は、都道府県知事等の許可が必要。※法第62条第2項
- ・個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

〔保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政又は社会福祉法人等に限定。〕
※生活保護法、老人福祉法に規定

第二種社会福祉事業

事業に伴う弊害のおおそれが比較的少なく、自主性と創意とを尊重することを主眼に置いたもの
(法第2条第3項)

- ・ 生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業
- ・ 生計困難者生活相談事業
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動事業
- ・ 児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター
- ・ 児童福祉増進相談事業
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設
- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ・ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター（日帰り介護施設）、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供事業、身体障害者更生相談事業
- ・ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金を診療を行う事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
- ・ 隣保事業
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 各社会福祉事業に関する連絡
- ・ 各社会福祉事業に関する助成

○経営主体 制限なし。すべての主体が届出により経営が可能。※法第69条第1項

※個別法等によって経営主体が制限される場合がある。

〔 幼保連携型認定こども園については、行政又は社会福祉法人若しくは学校法人に限定。※認定こども園法に規定

公益事業及び収益事業

社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる（法第26条）。

公益事業

- ・ 社会福祉と関係のある公益を目的とする事業
 - ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならぬ。
 - ・ その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならぬ。
- (例) 介護老人保健施設（無料低額老人保健施設利用事業を除く。）の経営、有料老人ホームの経営

収益事業

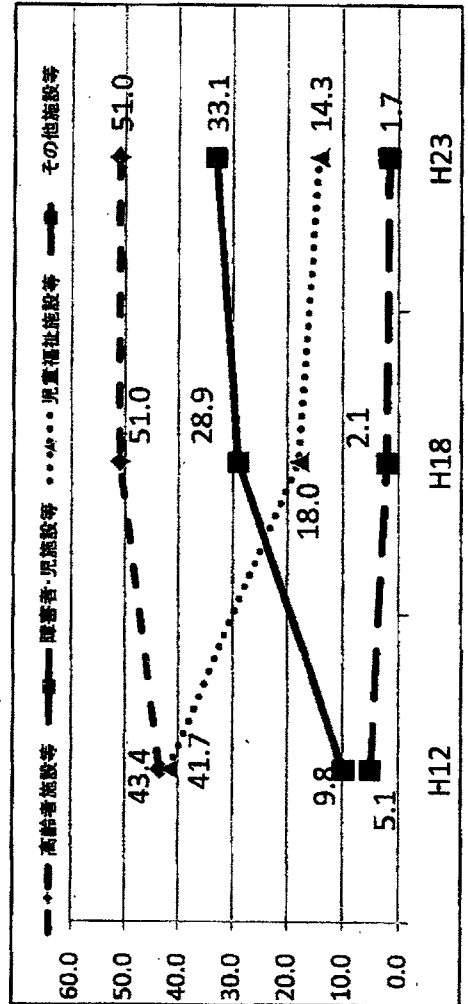
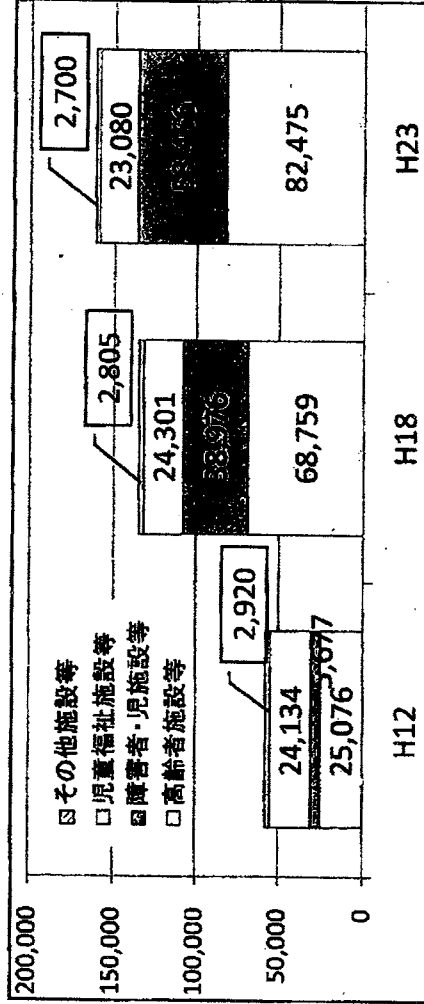
- ・ その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業
 - ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならぬ。
 - ・ 事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でない。
- (例) 貸ビルの経営、駐車場の経営、公共的な施設内の売店の経営

社会福祉施設等の経営主体の状況①

【施設属性別(入所・通所系事業所合計)】

- ◆高齢者及び障害者・児施設等の数が大幅に増加
- ◆児童福祉施設等のシエアが大幅に減少

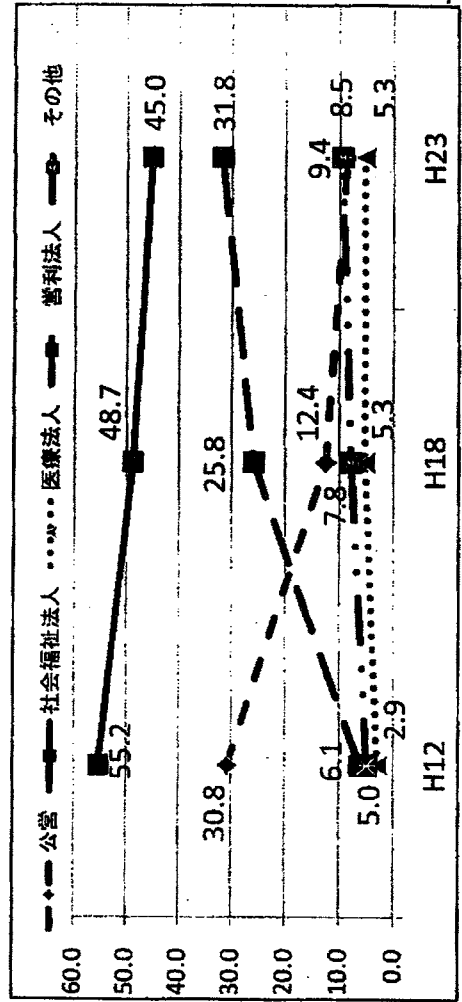
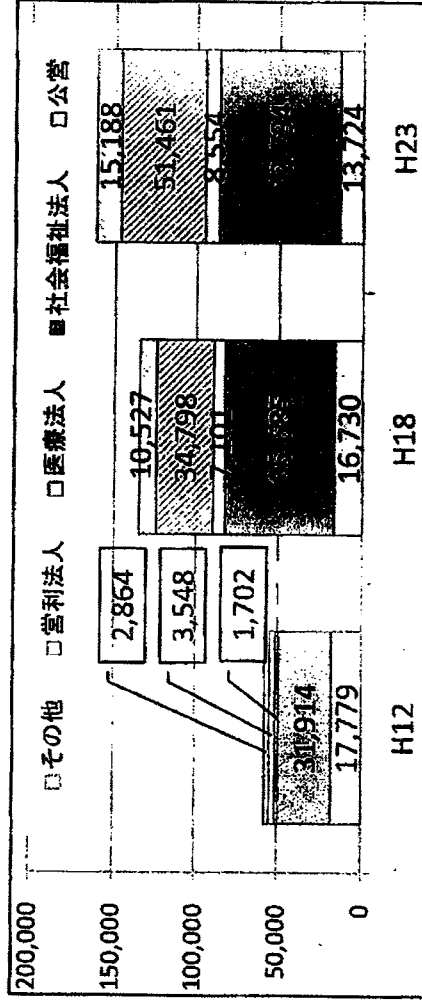
	(単位:施設,%)			
	高齢者施設等	障害者・児施設等	児童福祉施設等	その他施設等
H12	25,076(43.4)	5,677(9.8)	24,134(41.7)	2,920(5.1)
H18	68,759(51.0)	38,976(28.9)	24,301(18.0)	2,805(2.1)
H23	82,475(51.0)	53,466(33.1)	23,080(14.3)	2,700(1.7)
				合計
				57,807(100.0)
				134,841(100.0)
				161,721(100.0)



【経営主体別(入所・通所系事業所合計)】

- ◆社会福祉法人経営の数は増加しているものの、シエアは微減
- ◆営利法人経営の数が及びシエアが大幅に増加

	(単位:施設,%)				
	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他
H12	17,779(30.8)	31,914(55.2)	1,702(2.9)	3,548(6.1)	2,864(5.0)
H18	16,730(12.4)	65,685(48.7)	7,101(5.3)	34,798(25.8)	10,527(7.8)
H23	13,724(8.5)	72,794(45.0)	8,554(5.3)	51,461(31.8)	15,188(9.4)
				合計	
				57,807(100.0)	
				134,841(100.0)	
				161,721(100.0)	

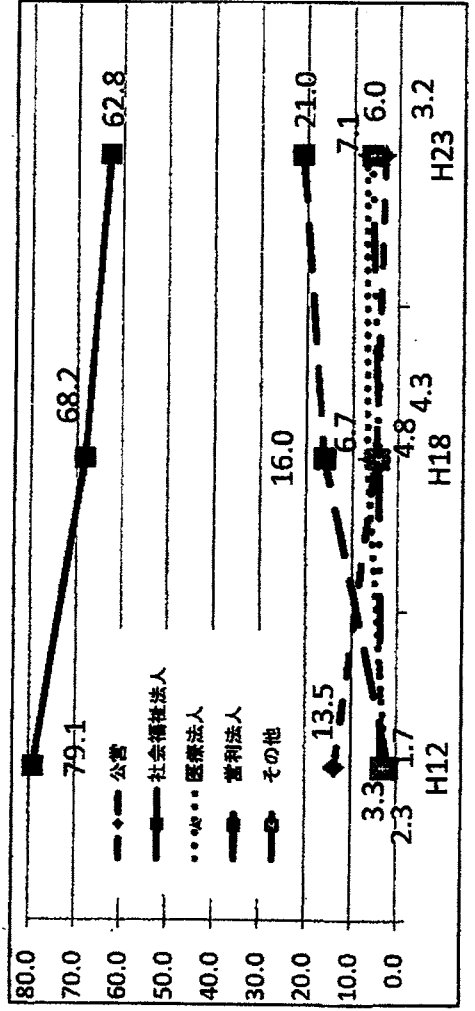
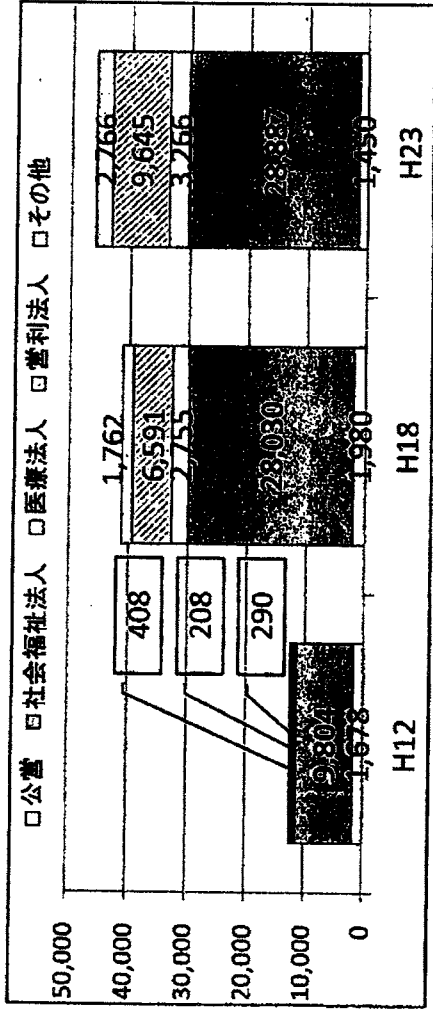


社会福祉施設等の経営主体の状況②

【入所系事業所合計】

- ◆ 社会福祉法人経営の数は増加しているもの、シェアは微減
- ◆ 営利法人経営の数が及びシェアが増加

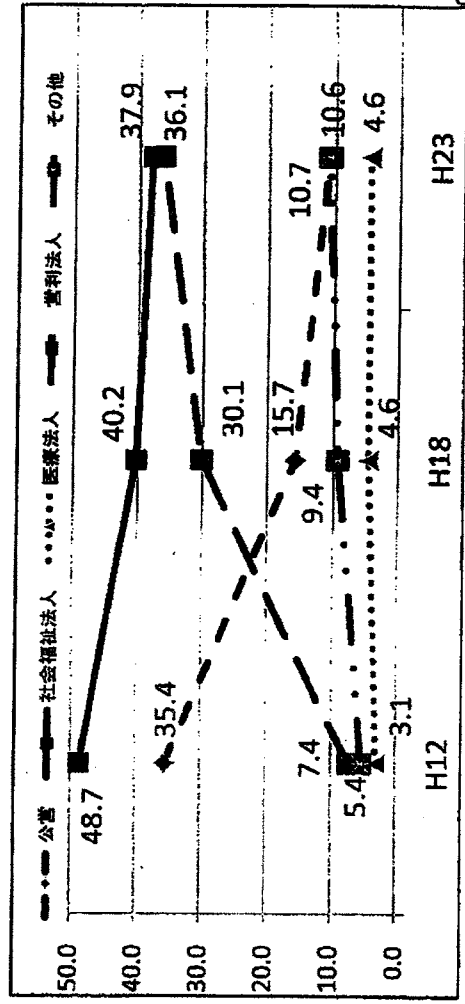
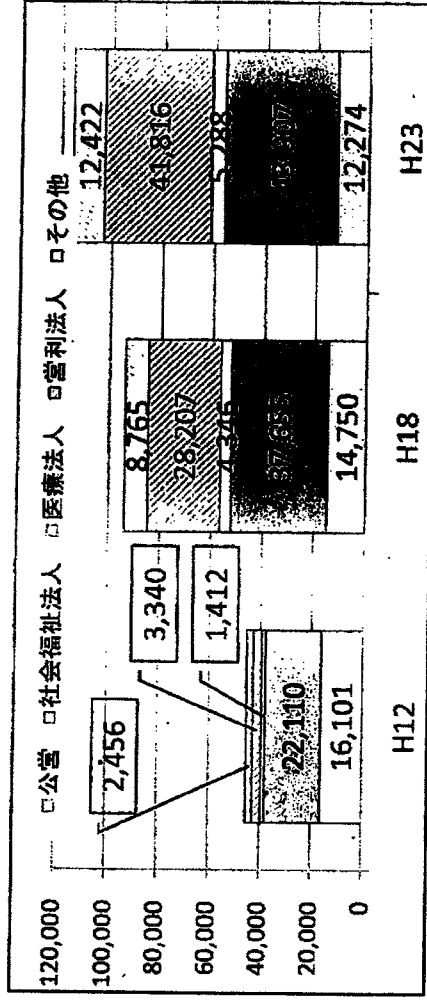
	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	1,678 (13.5)	9,804 (79.1)	290 (2.3)	208 (1.7)	408 (3.3)	12,388 (100.0)
H18	1,980 (4.8)	28,030 (68.2)	2,755 (6.7)	6,591 (16.0)	1,762 (4.3)	41,118 (100.0)
H23	1,450 (3.2)	28,887 (62.8)	3,266 (7.1)	9,645 (21.0)	2,766 (6.0)	46,014 (100.0)



【通所系事業所合計】

- ◆ 社会福祉法人経営の数が増加
- ◆ 営利法人経営の数が及びシェアが大幅に増加

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	16,101 (35.4)	22,110 (48.7)	1,412 (3.1)	3,340 (7.4)	2,456 (5.4)	45,419 (100.0)
H18	14,750 (15.7)	37,655 (40.2)	4,346 (4.6)	28,207 (30.1)	8,765 (9.4)	93,723 (100.0)
H23	12,274 (10.6)	43,907 (37.9)	5,288 (4.6)	41,816 (36.1)	12,422 (10.7)	115,707 (100.0)

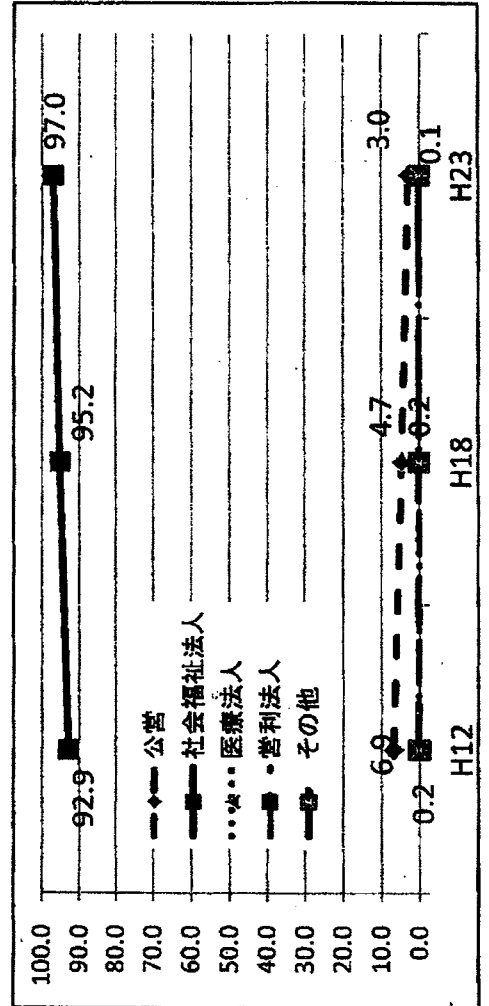
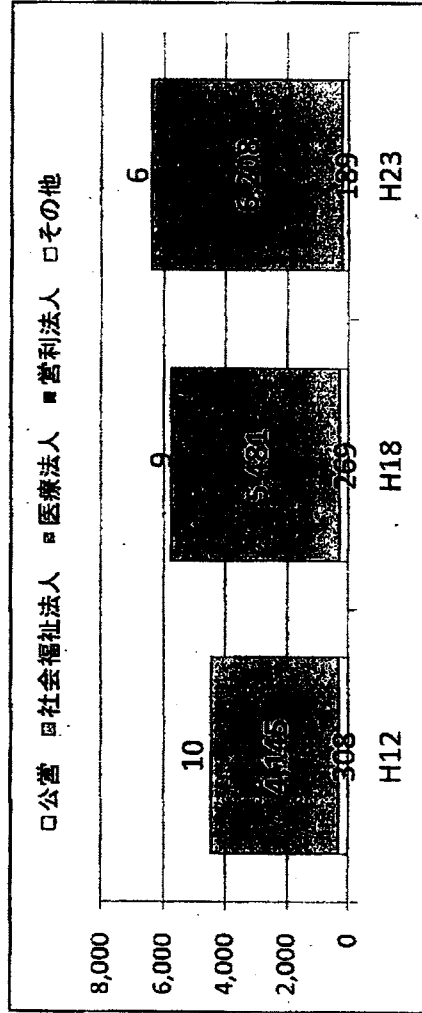


社会福祉施設等の経営主体の状況③ (入所系事業所①)

【特別養護老人ホーム】

◆社会福祉法人経営の数が9割以上を占める

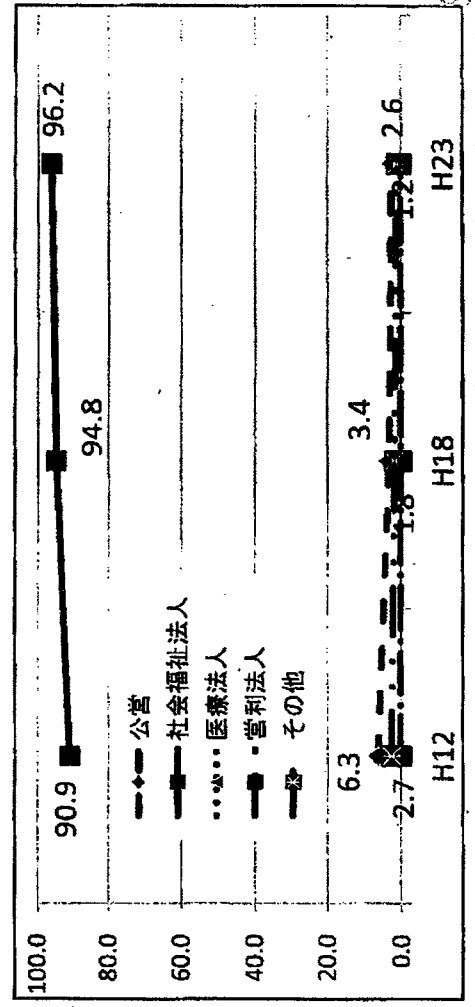
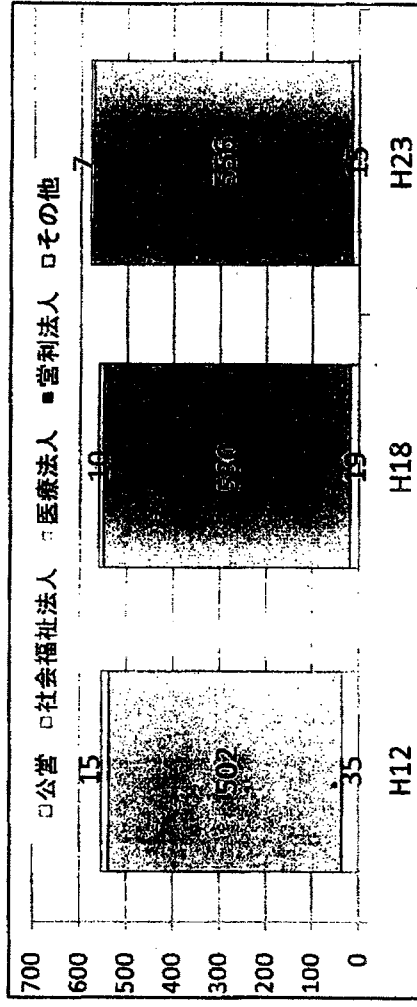
	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	308(6.9)	4,145(92.9)	0(0.0)	0(0.0)	10(0.2)	4,463(100.0)
H18	269(4.7)	5,481(95.2)	0(0.0)	0(0.0)	9(0.2)	5,759(100.0)
H23	189(3.0)	6,208(97.0)	0(0.0)	0(0.0)	6(0.1)	6,403(100.0)



【児童養護施設】

◆社会福祉法人経営の数が9割以上を占める

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	35(6.3)	502(90.9)	0(0.0)	0(0.0)	15(2.7)	552(100.0)
H18	19(3.4)	530(94.8)	0(0.0)	0(0.0)	10(1.8)	559(100.0)
H23	15(2.6)	556(96.2)	0(0.0)	0(0.0)	7(1.2)	578(100.0)

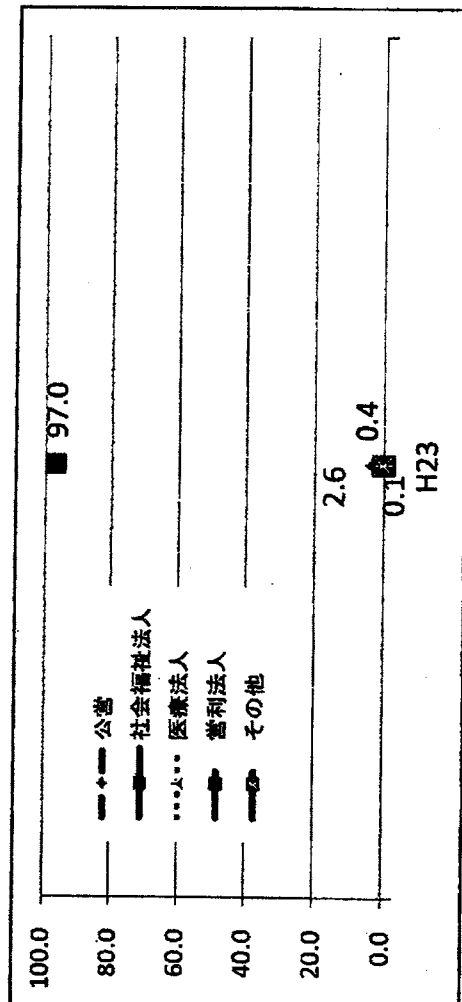
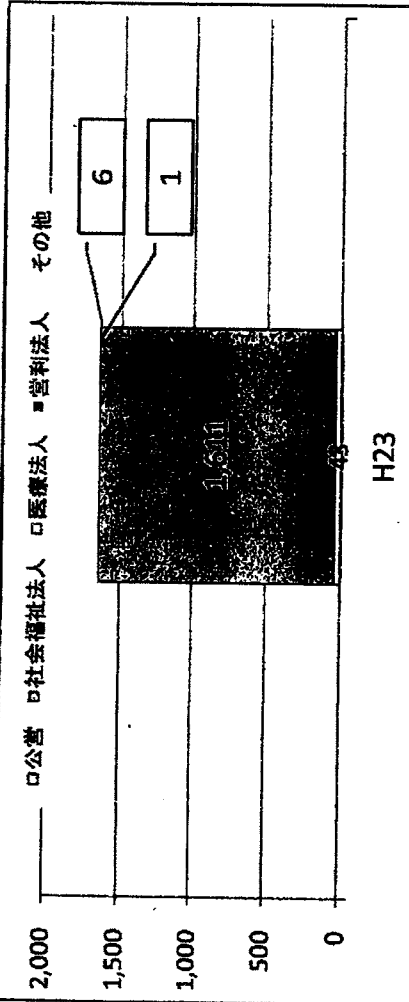


社会福祉施設等の経営主体の状況④ (入所系事業所②)

【障害者支援施設】

◆社会福祉法人経営の数がほぼ全てを占める

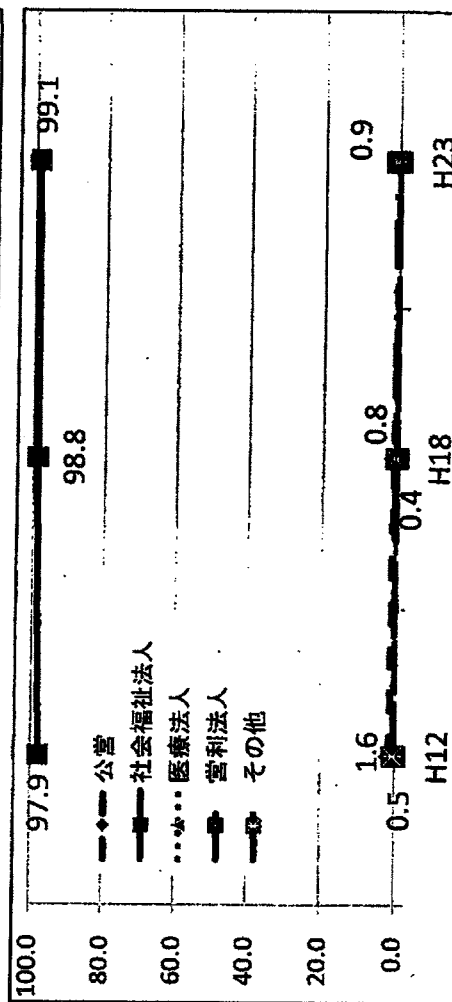
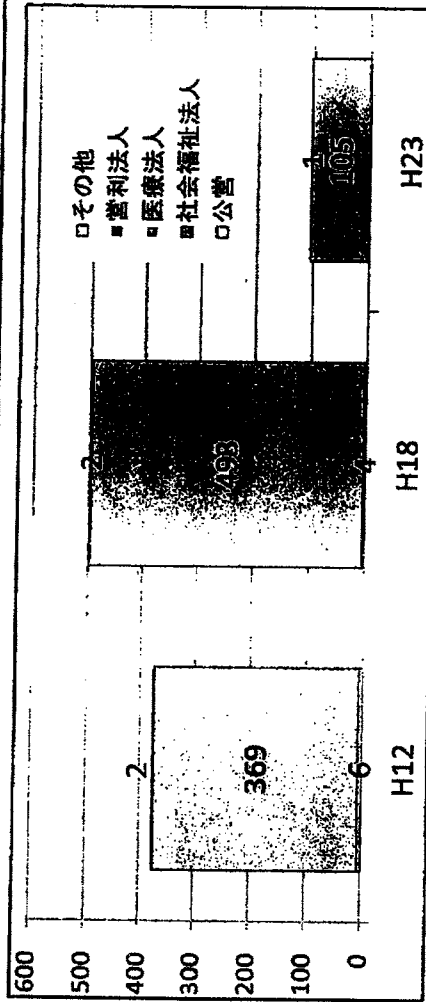
	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	-	-	-	-	-	-
H18	-	-	-	-	-	-
H23	43 (2.6)	1,611 (97.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	6 (0.4)	1,661 (100.0)



【参考】(身体障害者療護施設)

◆制度改正の結果、平成24年4月以降は存在しない

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	6 (1.6)	369 (97.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)	377 (100.0)
H18	4 (0.8)	493 (98.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.4)	499 (100.0)
H23	0 (0.0)	105 (99.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.9)	106 (100.0)

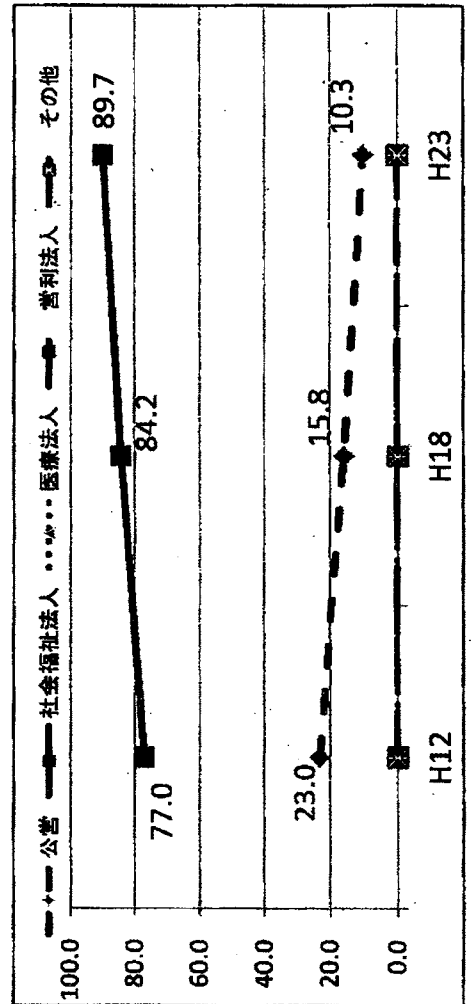
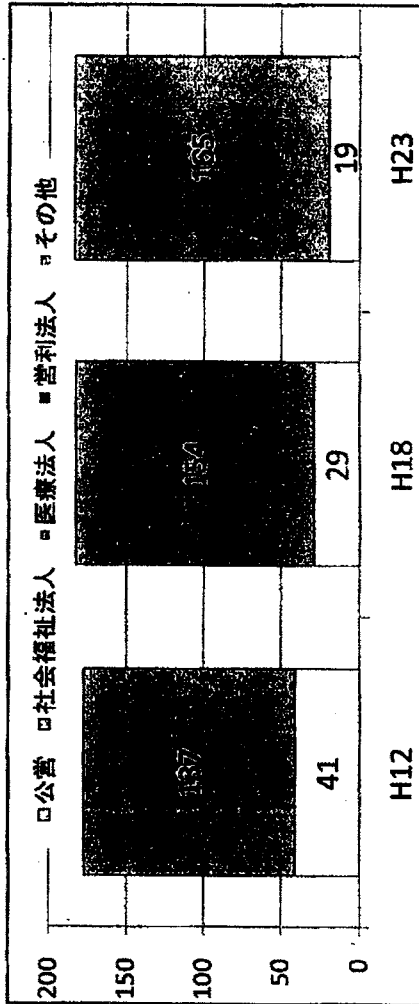


社会福祉施設等の経営主体の状況⑤（入所系事業所③）

【救護施設】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加し、シェアも8割以上を占める
- ◆公営の数は微減

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	41 (23.0)	137 (77.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	178 (100.0)
H18	29 (15.8)	154 (84.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	183 (100.0)
H23	19 (10.3)	165 (89.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	184 (100.0)

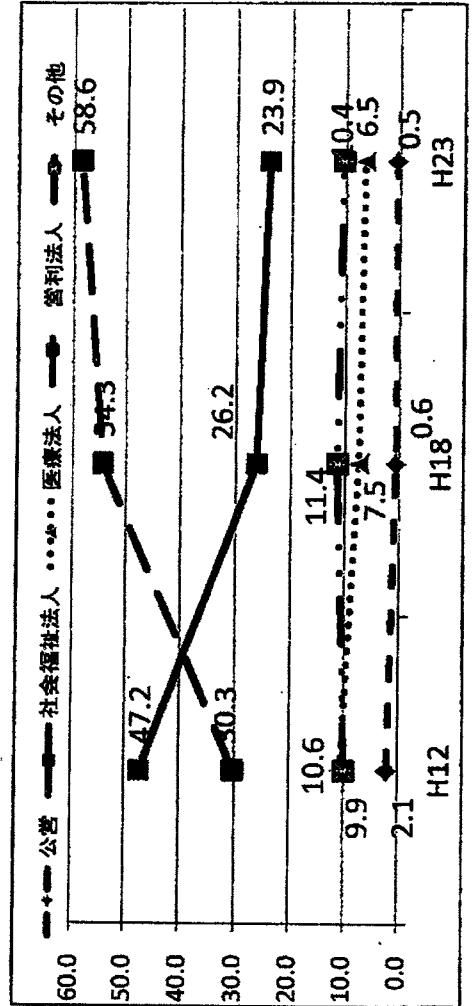
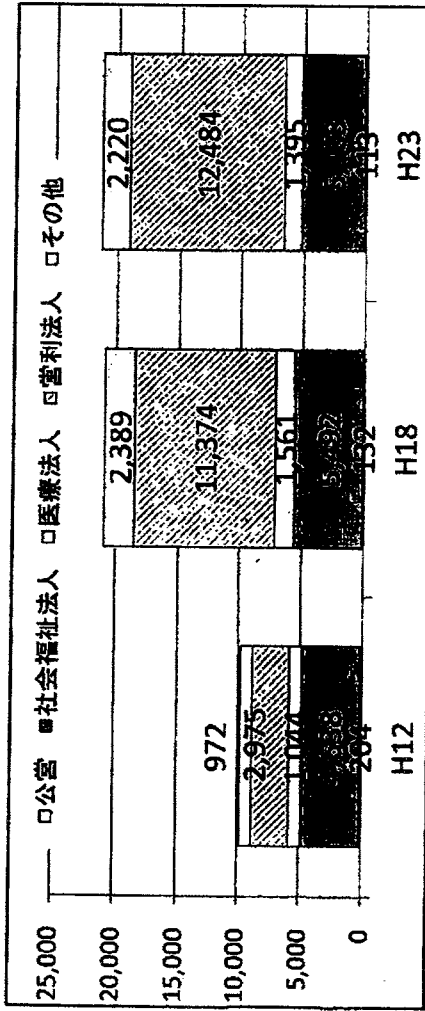


社会福祉施設等の経営主体の状況⑥ (通所系事業所①)

【訪問介護事業(高齢者)】

- ◆社会福祉法人経営はほぼ横ばい
- ◆営利法人経営の数が大幅に増加

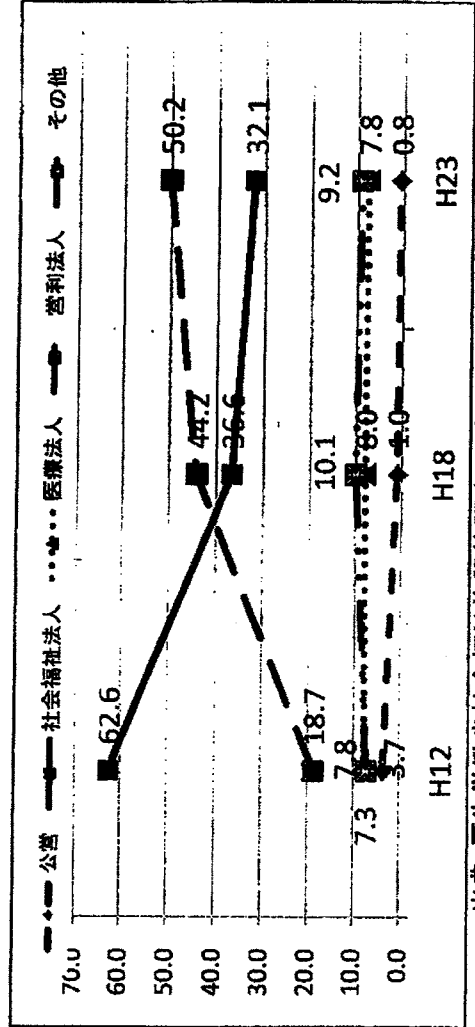
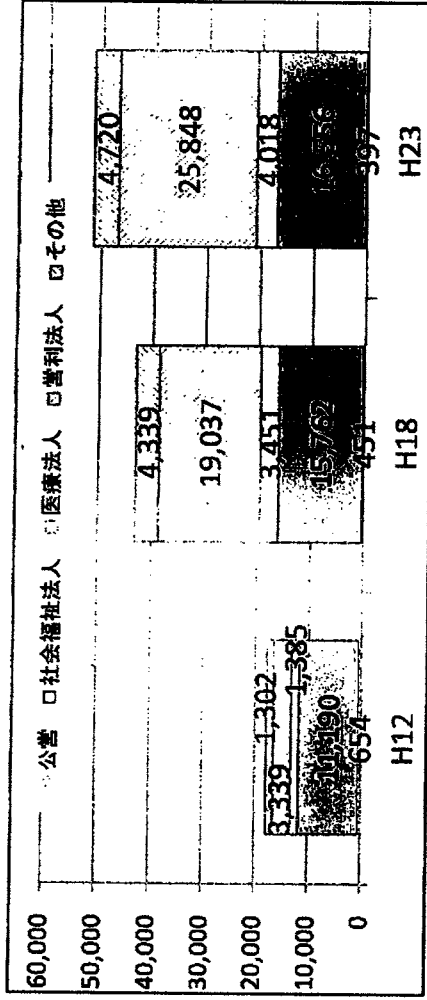
	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	204(2.1)	4,638(47.2)	1,044(10.6)	2,975(30.3)	972(9.9)	9,833(100.0)
H18	132(0.6)	5,492(26.2)	1,561(7.5)	11,374(54.3)	2,389(11.4)	20,948(100.0)
H23	113(0.5)	5,103(23.9)	1,395(6.5)	12,484(58.6)	2,220(10.4)	21,315(100.0)



【高齢者施設(通所系事業所)】

- ◆社会福祉法人経営の数が増加
- ◆営利法人経営の数がシェアが大幅に増加

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	654(3.7)	11,190(62.6)	1,385(7.8)	3,339(18.7)	1,302(7.3)	17,870(100.0)
H18	451(1.0)	15,762(36.6)	3,451(8.0)	19,037(44.2)	4,339(10.1)	43,040(100.0)
H23	397(0.8)	16,556(32.1)	4,018(7.8)	25,848(50.2)	4,720(9.2)	51,539(100.0)

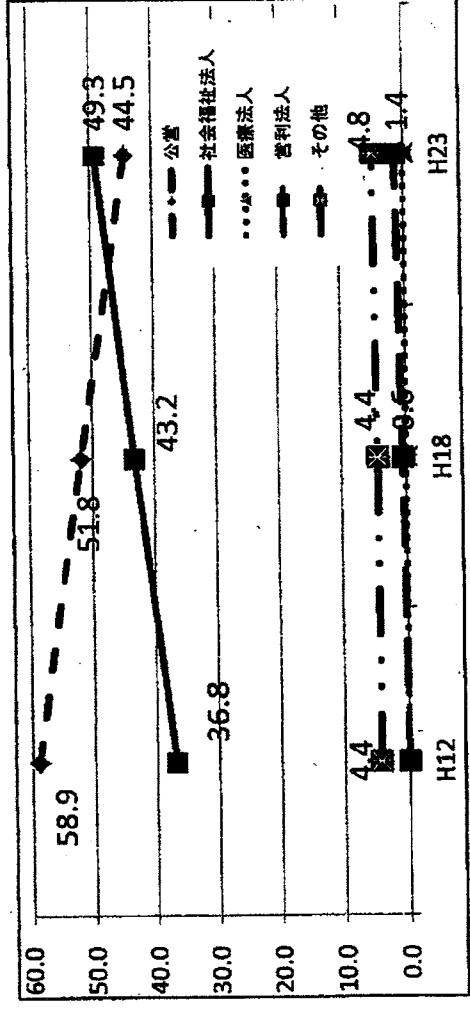
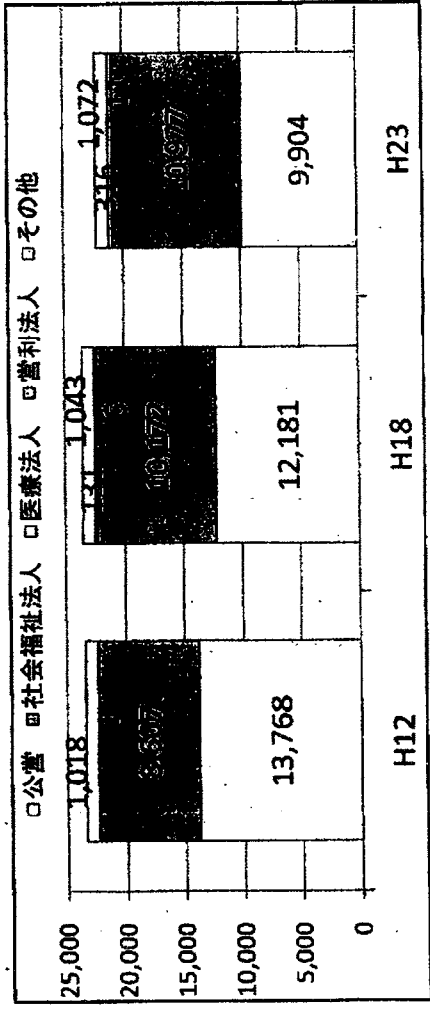


社会福祉施設等の経営主体の状況⑦ (通所系事業所②)

[就労継続支援B型事業]

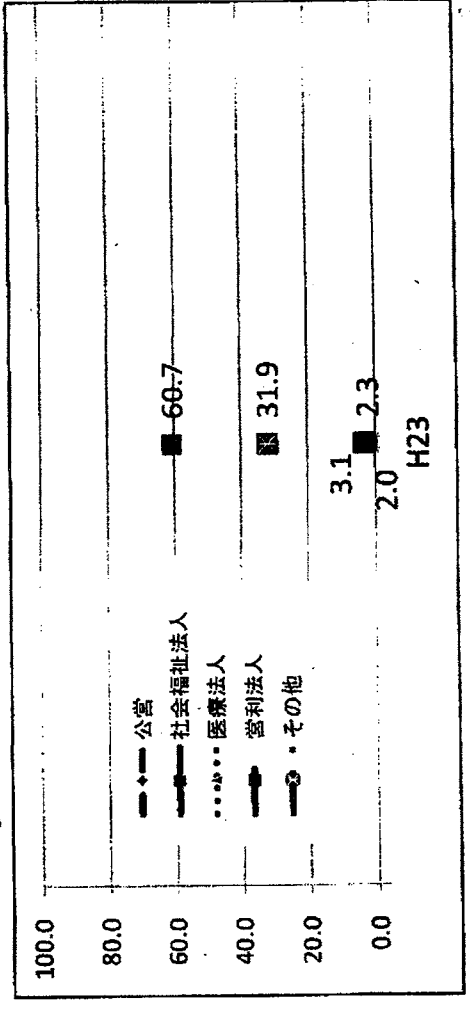
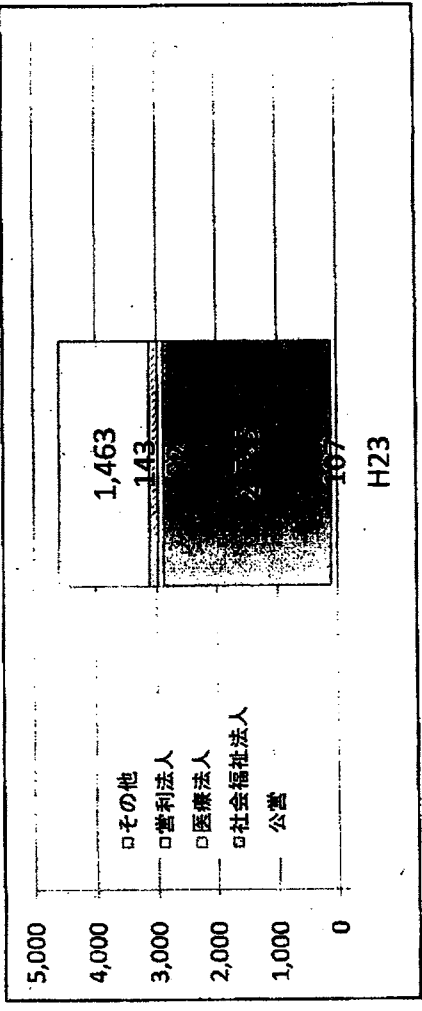
- ◆社会福祉法人経営の数が増加し、シェアも増加
- ◆公営の数は減少し、シェアも減少

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	13,768 (58.9)	8,607 (36.8)	0 (0.0)	1 (0.0)	1,018 (4.4)	23,394 (100.0)
H18	12,181 (51.8)	10,172 (43.2)	6 (0.0)	131 (0.6)	1,043 (4.4)	23,533 (100.0)
H23	9,904 (44.5)	10,977 (49.3)	11 (0.0)	316 (1.4)	1,072 (4.8)	22,280 (100.0)



- ◆社会福祉法人経営の数が6割程度を占める

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	-	-	-	-	-	-
H18	-	-	-	-	-	-
H23	107 (2.3)	2,785 (60.7)	92 (2.0)	143 (3.1)	1,463 (31.9)	4,590 (100.0)

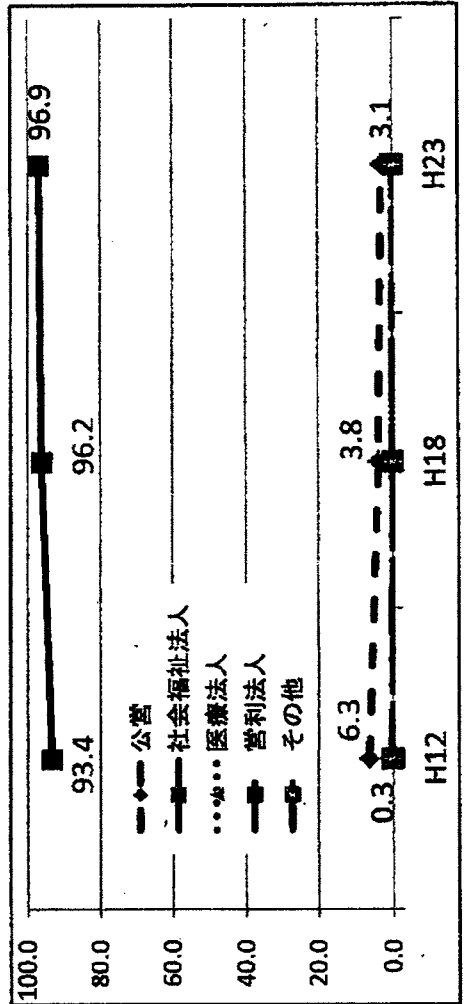
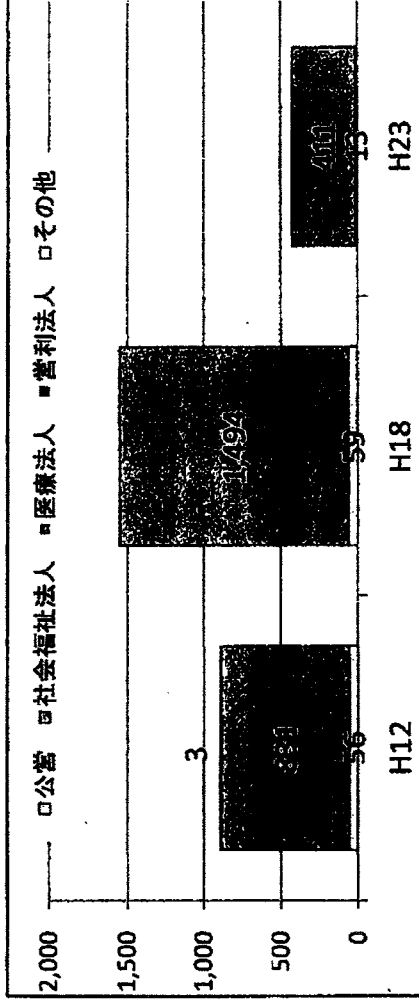


社会福祉施設等の経営主体の状況⑧ (通所系事業所③)

(参考) [知的障害者通所授産施設]

◆制度改正の結果、平成24年4月以降は存在しない

	公営	社会福祉法人	医療法人	営利法人	その他	合計
H12	56 (6.3)	831 (93.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.3)	890 (100.0)
H18	59 (3.8)	1,494 (96.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,553 (100.0)
H23	13 (3.1)	411 (96.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	424 (100.0)



公益事業の実施内容

(n=6,911法人)

実施している公益事業	実施していると回答した法人の割合
相談、情報提供・助言、行政やサービス事業者等との連絡調整を行う事業	12.8%
入浴等(入浴、排泄、食事、移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等)を支援する事業	8.1%
入浴等の支援が必要な者等に対し、住居を提供・確保する事業	1.8%
日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業	3.7%
入所施設からの退院・退所を支援する事業	1.7%
子育て支援に関する事業	9.2%
福祉用具等及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業	2.0%
ボランティアの育成に関する事業	1.6%
社会福祉の増進に資する人材の育成等に関する事業	3.3%
社会福祉に関する調査研究等	0.8%
事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業	0.6%
介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業等	23.3%
有料老人ホームを経営する事業(※介護保険適用の高優良・高専賃・サ高住を含む)	2.6%
社協等で社協活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的に宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業	0.0%
公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業	0.3%
その他	6.8%

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,911法人が回答。

2. 社会福祉法人の運営

理事会の定数と現員数の平均

(n=6,617法人) (単位:人)

	平均
定数	7.29
現員数	7.24
現員数の内訳	
理事と親族関係にある者(配偶者・三親等内姻族・六親等内血族)	1.09
社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者	0.93
社会福祉事業についての学識経験者	2.37
地域の福祉関係者	2.64
施設長等の施設職員	1.43
社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者	0.55

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,617法人が回答。

理事と職員の兼務状況、役員報酬・職員給与の支給状況

(n=6,620法人) (単位:人)

	役員報酬・職員給与とともに支給あり (平均)	役員報酬のみ支給あり (平均)	職員給与のみ支給あり (平均)	役員報酬・職員給与とともに支給なし (平均)	合計
理事専任	—	1.00	—	2.25	3.25
理事と法人本部(事務局)職員を兼任	0.02	0.03	0.14	0.03	0.22
理事と施設職員を兼任	0.09	0.02	0.94	0.07	1.11
理事と法人本部(事務局)職員および施設職員を兼任	0.03	0.01	0.22	0.03	0.28
合計	0.14	1.06	1.30	2.37	4.86

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,620法人が回答。

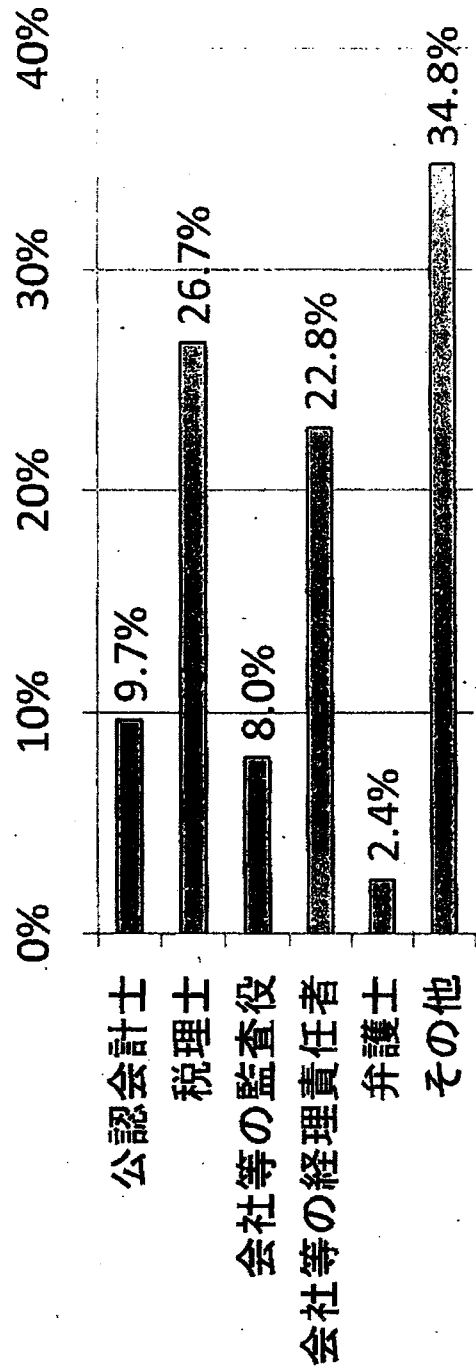
監事の現員数及び財務諸表を監査しうる者の職種

(1) 監事の定数と現員数の平均

(n=6,661法人) (単位:人)

	平均
定数	2.03
現員数	2.03
現員数の内訳	
財務諸表を監査しうる者	1.27
社会福祉事業についての学識経験者	1.03
地域の福祉関係者	1.00

(2) 監事のうち、財務諸表を監査しうる者の職種 (n=6,911法人)



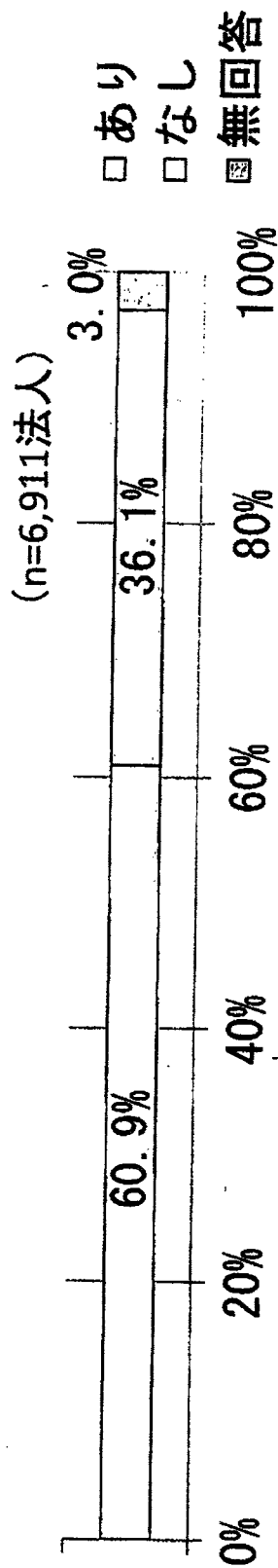
出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、(1)については6,661法人、(2)については6,911法人が回答。

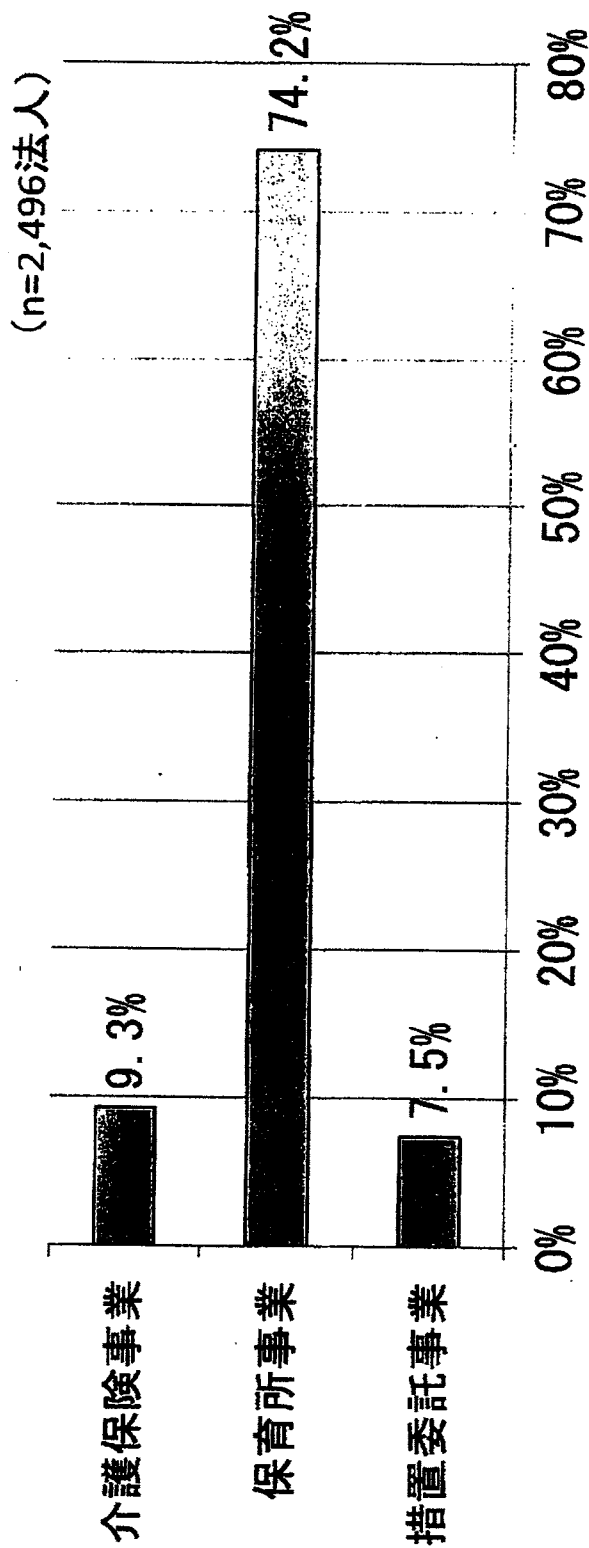
※(1)の「現員数の内訳」については、複数の項目に該当する者はそれぞれの項目において計上している。

評議員会の設置有無及びその理由

(1) 評議員会の設置の有無



(2) 評議員会を設置していない法人の事業属性

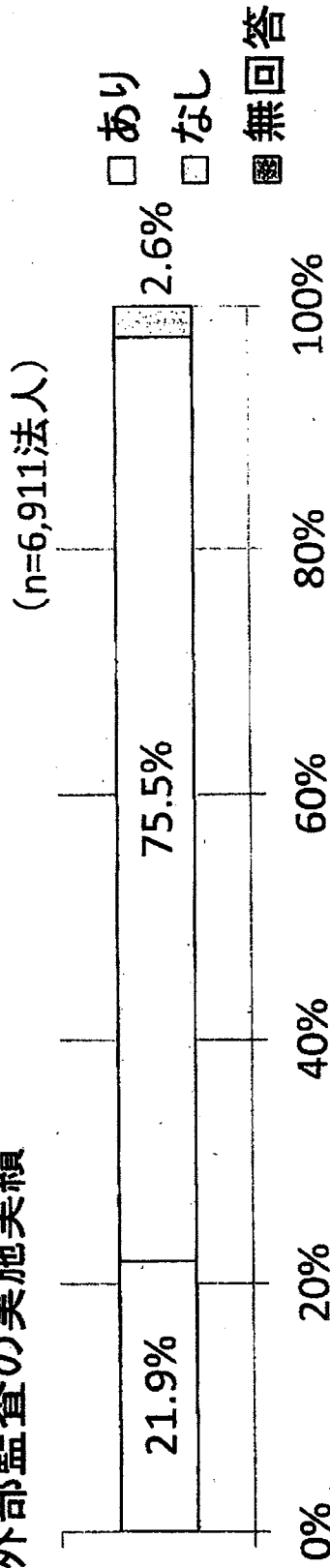


出典：「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書（株式会社三菱総合研究所、平成26年3月）

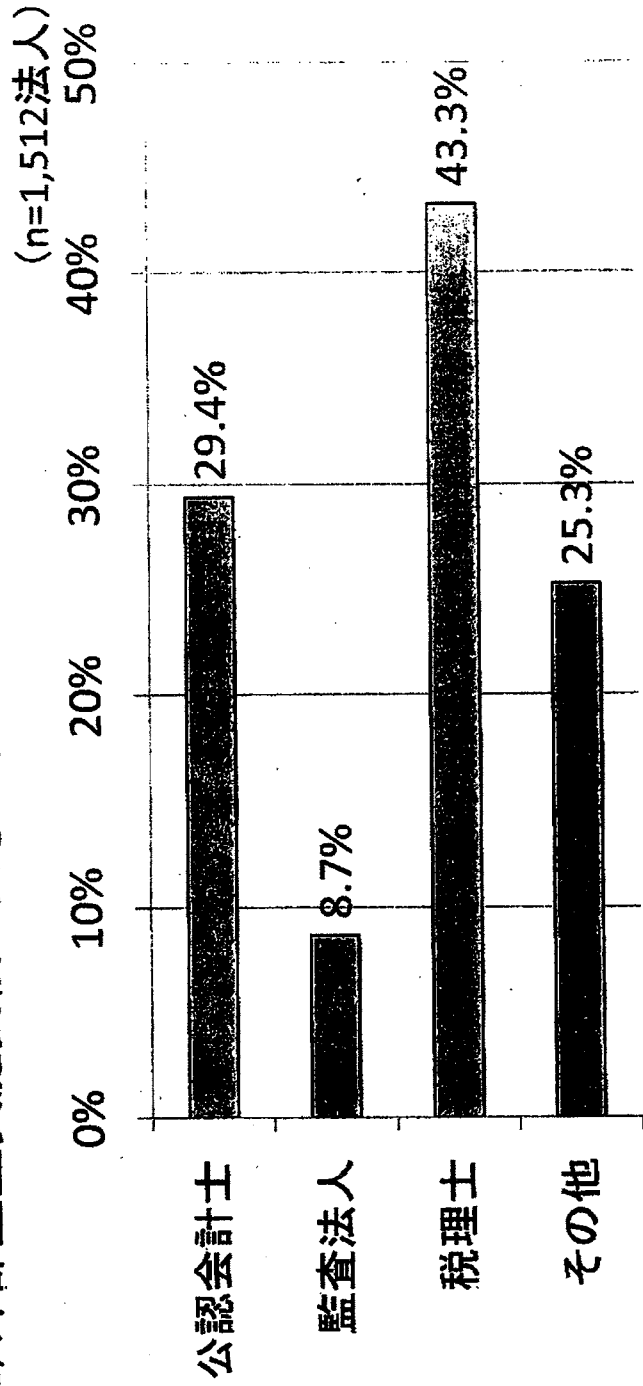
※調査対象である社会福祉法人全数（19,793法人、平成25年12月時点）のうち、6,911法人が回答。

外部監査の実施実績及び実施者（平成24年度）

(1) 外部監査の実施実績



(2) 外部監査実施実績「あり」の場合、外部監査の実施者



出典：「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書（株式会社三菱総合研究所、平成26年3月）

※調査対象である社会福祉法人全数（19,793法人、平成25年12月時点）のうち、6,911法人が回答。

※ここでいう「外部監査」は、社会福祉法人の財産状況等に係る公認会計士、税理士等による外部監査を指す（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、老発第908号通知））。

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

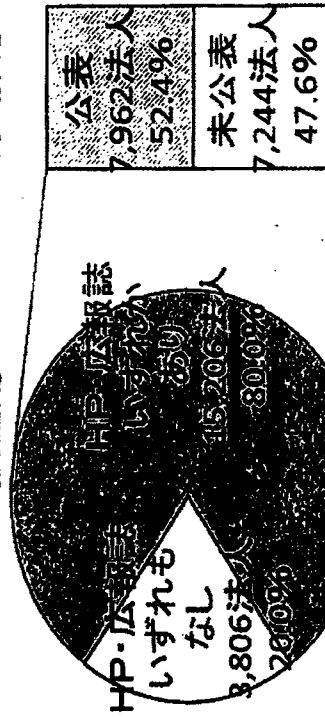
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日(月)
厚生労働省提出

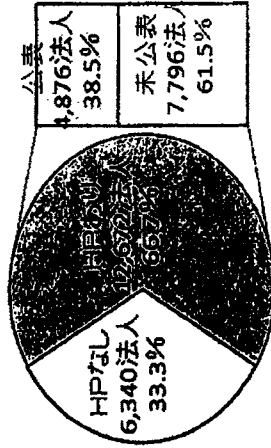
- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%） ※福島県の一部市を除く

1. 社会福祉法人での公表状況

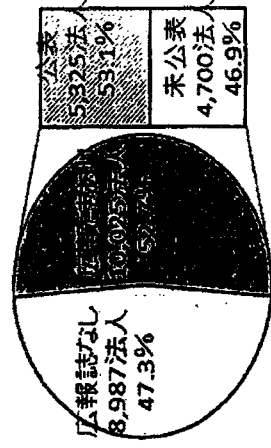
<ホームページ・広報紙いづれかの公表状況>



<参考：ホームページでの公表状況>



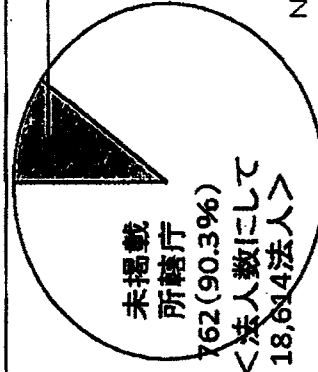
<参考：広報紙での公表状況>



<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

<HP掲載している所轄庁>



<参考：ホームページでの公表状況>

<参考：広報紙での公表状況>

■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

■未掲載所轄庁の主な掲載理由

- ・HPのシステム構築に時間を要するため
- ・法人の了承が得られないため 等

ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

＜HPがある法人数及び割合＞

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

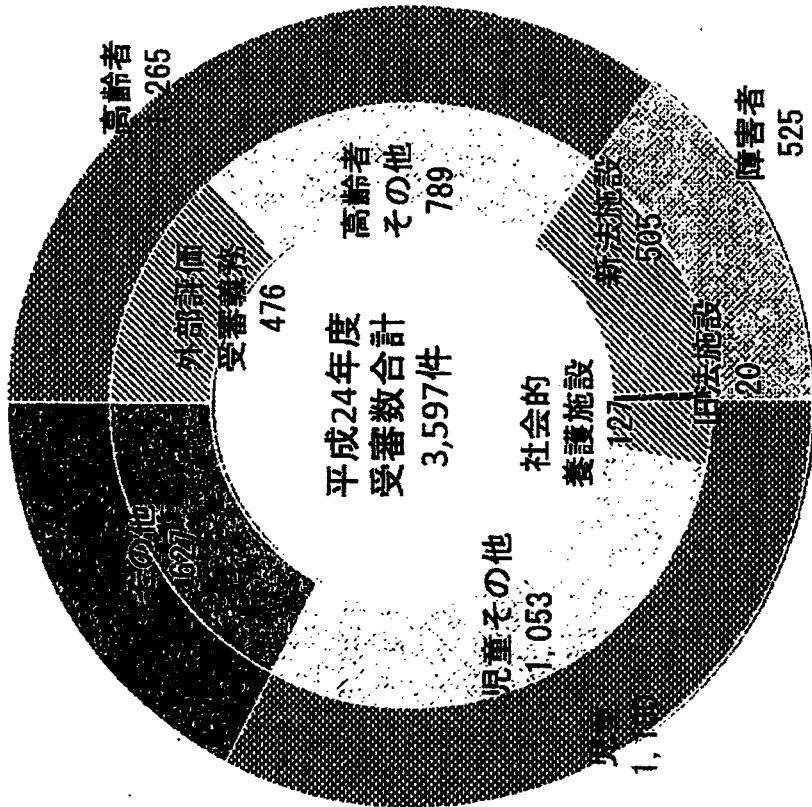
＜HPで公表している法人数及び割合＞

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

サービス別第三者評価受審状況（平成24年度実績）

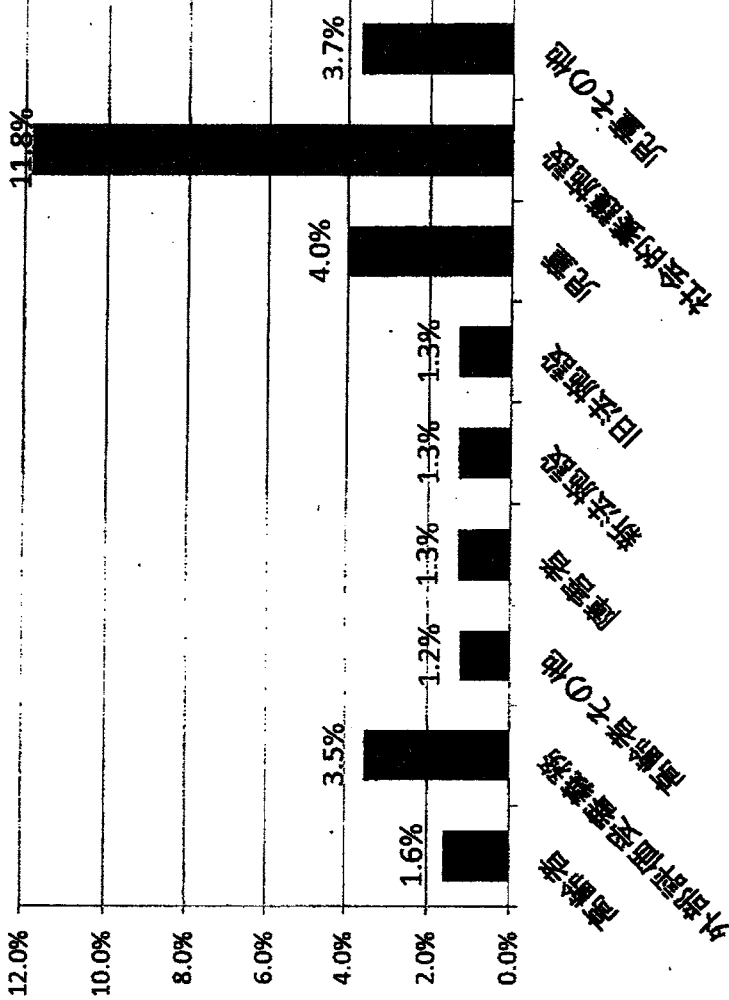
- ① 第三者評価受審件数は、平成24年度で3,597件。
- ② 受審率については、全体として低迷しているものの、社会的養護施設（平成24年度から3年の間に受審義務化）が約12%と他事業と比較して高くなっている。

サービス属性別受審数



※ 全国推進組織調べ（平成25年12月時点）
 ※ 外部評価のある施設については、外部評価とは別に福祉サービス第三者評価を受審した件数。

サービス属性別受審率



※ 全国推進組織調べ（平成25年12月時点）
 ※ 全国施設数は「平成23年度社会福祉施設等調査報告」「平成23年度介護サービス施設・事業所調査」の調査対象施設・事業所数とした。
 ※ 外部評価の受審義務のある施設については、外部評価とは別に福祉サービス第三者評価を受審した件数。

第三者評価機関の都道府県別認証件数

番号	都道府県	評価機関数	法人別内訳			
			社会福祉	NPO	会社	その他
1	北海道	11	1	0	3	4
2	青森県	7	3	0	0	1
3	岩手県	3	1	0	2	0
4	宮城県	3	1	0	1	0
5	秋田県	3	1	0	2	0
6	山形県	6	1	0	1	4
7	福島県	3	1	0	1	0
8	茨城県	9	1	1	2	3
9	栃木県	8	0	0	4	3
10	群馬県	8	0	0	4	4
11	埼玉県	23	0	0	8	9
12	千葉県	20	1	0	10	7
13	東京都	131	0	0	46	54
14	神奈川県	20	1	0	5	7
15	新潟県	8	0	0	4	1
16	富山県	3	1	0	0	1
17	石川県	8	2	0	1	3
18	福井県	1	1	0	0	0
19	山梨県	5	0	0	1	2
20	長野県	6	0	0	2	1
21	岐阜県	6	1	0	5	0
22	静岡県	9	1	0	1	5
23	愛知県	11	1	0	3	6
24	三重県	5	1	0	2	2
25	滋賀県	4	0	0	3	1

番号	都道府県	評価機関数	法人別内訳				
			社会福祉	NPO	会社	その他	
26	京都府	17	0	0	7	1	
27	大阪府	17	2	0	10	2	
28	兵庫県	13	0	0	8	3	
29	奈良県	4	0	0	3	1	
30	和歌山県	4	1	0	2	0	
31	鳥取県	7	1	0	5	0	
32	島根県	5	0	0	1	2	
33	岡山県	4	0	0	1	1	
34	広島県	4	1	0	0	1	
35	山口県	1	1	0	0	0	
36	徳島県	2	0	1	1	0	
37	香川県	3	1	0	0	1	
38	愛媛県	5	1	0	4	0	
39	高知県	2	1	0	0	0	
40	福岡県	2	0	1	1	0	
41	佐賀県	3	1	0	1	0	
42	長崎県	4	0	0	3	0	
43	熊本県	11	1	0	9	0	
44	大分県	3	1	0	2	0	
45	宮崎県	3	1	0	1	0	
46	鹿児島県	5	0	0	4	0	
47	沖縄県	2	0	0	2	0	
計		442	33	6	176	124	103

※ 全国推進組織(全国社会福祉協議会)調べ、平成24年度末現在の数)

※ その他には、社団・財団法人等の法人が含まれる。

社会福祉法人の合併認可の状況

(各年度末現在 単位:件数)

年度	合併認可件数	社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	その他
H14	18	14	0	0	4	0
H15	39	34	1	0	4	0
H16	162	161	0	0	1	0
H17	355	347	0	0	8	0
H18	60	49	0	0	10	1
H19	29	12	0	0	17	0
H20	23	10	0	1	12	0
H21	48	39	0	1	7	1
H22	38	17	0	2	19	0
H23	11	5	0	0	6	0
H24	17	0	0	1	16	0
計	800	688	1	5	104	2

出典:福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部)

※ 地方自治体所管法人による件数(平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値)

社会福祉法人の解散認可の状況

(各年度末現在 単位:件数)

年度	合併認可件数	社会福祉協議会	共同募金会	社会福祉事業団	施設経営法人	その他
H14	17	5	0	0	12	0
H15	44	35	0	0	9	0
H16	12	1	0	0	10	1
H17	82	72	0	1	8	1
H18	31	25	0	1	5	0
H19	9	0	0	1	6	2
H20	20	5	0	1	12	2
H21	8	0	0	2	6	0
H22	7	3	0	0	4	0
H23	6	0	0	1	5	0
H24	15	0	0	1	13	1
計	251	146	0	8	90	7

出典:福祉行政報告例(厚生労働省統計情報部)

※1 地方自治体所管法人による件数(平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値)

※2 社会福祉法第46条第2項に基づく解散認可(認定)件数

各種法人制度間の比較①

法人種別	社会福祉法人	私立学校法人	公益社団法人・公益財団法人	特定非営利活動法人(認定NPO等)	医療法人	社会医療法人	会社法
目的	社会福祉事業を行うことを目的とする法人	私立学校の設置を目的とする法人	公益目的の事業を行うことを目的とする法人	特定非営利活動を行うことを目的とする法人	病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人	病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人	営利を目的とする法人
設立	所轄庁の認可(所轄庁:都道府県知事、市長、厚生労働大臣(地方厚生局長を含む。))	所轄庁の認可(所轄庁:都道府県知事、文部科学大臣)	行政庁の認定(行政庁:内閣総理大臣、都道府県知事)	所轄庁の認定(所轄庁:都道府県知事、指定都市長)	都道府県知事の認可(2以上の都道府県の区域に病院等を開設する法人は厚生労働大臣による認可)	都道府県知事の認定(2以上の都道府県の区域に病院等を開設する法人は厚生労働大臣による認定)	公証人の定款認証等
役員	理事(取締役) 3人以上(通知6人以上) 1人以上(通知2人以上)	5人以上 2人以上	3人以上 1人以上	3人以上 1人以上	3人以上(原則) 1人以上	6人以上 2人以上	1人以上(原則) 任意(原則)
任期	2年以内(再任可)	規定なし	理事:2年以内(再任可) 監事:4年以内(再任可)	2年以内(再任可)	2年以内(再任可)	2年以内(再任可)	取締役:2年以内(原則) 監査役:4年以内(原則)
資本金	原則、社会福祉事業を行うために直接必要な物件について所有権を有していること又は自治体から貸与を受けていること。 ・原則、社会福祉施設を営む法人は1億円以上の資産を有していること。	必要施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有しなければならない。 ・原則、施設及び設備は自己所有又は負担付ではないこと。 ・開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収められていること。			病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 ・原則、施設又は設備は所有すること。	病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。 ・原則、施設又は設備は所有すること。	
出資	寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・補助金等	寄附金・基金・医療機関債等	寄附金・医療機関債・社会医療法人債等	株式等
出資制限	不可	不可	不可	不可	不可(経過措置型医療法人を除く)	不可	有
法人格の区分	①社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者 ②①によらない場合は国庫に帰属	①学校法人その他教育事業を行う者 ②①によらない場合は国庫に帰属	国、地方公共団体、類似の事業を目的とする公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人等	国、地方公共団体、公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人	国、地方公共団体、医療法人(経過措置型医療法人を除く)等	国、地方公共団体、社会医療法人	株主

各種法人制度間の比較②

	社会福祉法人	学校法人	公益社団法人 公益財団法人	特定非営利 活動法人 (認定NPO等)	医療法人	社会福祉法人	株式会社
指導監督	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣、都道府県知事、市長は、業務又は会計の状況に關し、報告徴収、検査を行うことができる。 所轄庁は、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 所轄庁は、業務の一部の停止を命ずる、又は役員を解職を命ずることができる。 所轄庁は、解散を命ずることができる。 所轄庁は、公益事業又は収益事業の停止を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁は、私立学校に對して、教育の調査、統計その他に關し、必要な報告書の提出を求めることができる。 所轄庁は、収益事業を行う学校法人に對して、収益事業の停止を命ずることができる。 所轄庁は、解職を命ずることができる。 所轄庁は役員に法令違反等があるときは役員解職勧告をすること等ができる。(私学助成を受けている場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁は、組織運営及び事業活動の状況に關し、報告徴収、検査を行うことができる。 行政庁は、必要な措置を採るべき旨の勧告又は命令を行うことができる。 行政庁は、公益認定を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁は、業務若しくは財産の状況に關し、報告徴収、検査を行うことができる。 所轄庁は、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。 所轄庁は、設立認証を取り消すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、業務若しくは会計の状況に關し、報告徴収、検査を行うことができる。 都道府県知事は、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都道府県知事は、業務の全部又は一部の停止を命じ、役員を解職を命ずることができる。 都道府県知事は、設立認可を取り消すことができる。 都道府県知事は、認定を取り消すことができる。 都道府県知事は、収益事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、業務若しくは会計の状況に關し、報告徴収、検査を行うことができる。 都道府県知事は、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 都道府県知事は、業務の全部又は一部の停止を命じ、役員を解職を命ずることができる。 都道府県知事は、設立認可を取り消すことができる。 都道府県知事は、認定を取り消すことができる。 都道府県知事は、収益事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 	
定期監査(行政監査)	<ul style="list-style-type: none"> 大きな問題がない場合、2年に1回 外部監査等を実施する場合、4年に1回 上記以外、1年に1回 	定期監査なし	3年周期(原則)	定期監査なし(市民の情報提供、法令違反が疑われる場合実施)	定期監査なし(法令違反が疑われる場合実施)	定期監査なし(法令違反が疑われる場合実施)ただし、毎年、事業及び運営並びに救急医療等確保事業の実施状況について届出書類を審査(突地検査等も行う。)	
外部監査	<ul style="list-style-type: none"> 資産額100億円以上 負債額50億円以上 収支決算額10億円以上 その他法人 2年に1回が望ましい 5年に1回が望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし ※1,000万円以上の助成を受けている場合、公認会計士又は監査法人の監査報告書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 収益又は費用損失1000億円以上 負債額50億円以上 →会計監査人(公認会計士又は監査法人)の設置が必要 	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部人の監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の監査については外部人の監査が行われることが望ましい。 ※特に負債100億円以上の医療法人については、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> →資本金5億円以上 →負債200億円以上 →会計監査人(公認会計士又は監査法人)の設置が必要

各種法人制度間の比較③

法人の種類	社会福祉法人	公益法人	特定非営利活動法人 (認定NPO等)	医療法人	任意法人	株式会社
法人の目的	サービス利用者、利害関係人	公益	社会、利害関係者	社員、評議員、債権者	任意	株主、債権者
定款	×	○	○	○	○	○
事業報告書	○	○	○	○	○	○
財産目録	○	○	○	○	○	-
貸借対照表	○	○(公告必要)	○	○	○	○(公告必要)
収支(損益)計算書	○	○(大規模法人は公告必要)	○	○	○	○(大会社は公告必要)
定款見解(報告)書	○	○	×	○	○	○
役員名簿	×	○	○	×	○	×
役員報酬規程(基本)	×	○	×	×	○	△(公開会社の場合、役員報酬について、事業報告等において一定の開示がなされる)
規程	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
規程に即し、規程等に基づき支給	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
その他		・民間事業者の報酬等を考慮しないような高額とならぬよう支給基準を定め、当該基準に基づき支給 ・理事については、定款に定めていない場合は社員総会(社団)又は評議員会(財団)の決議により支給	・民間事業者の報酬を受ける役員は3分の1以下		・民間事業者の報酬等を考慮しないような高額とならぬよう支給基準を定め、当該基準に基づき支給	役員報酬は、原則として、定款又は株主総会決議により定められる

各種法人制度間の比較④

法人種別	社会福祉法人	学校法人	公益社団法人 公益財団法人	特定非営利 活動法人 (認定NPO等)	医療法人	社会医療法人 (社会福祉法人)	株式会社
法人税	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り、19%課税</p> <p>(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得は800万円まで15%)</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り、19%課税</p> <p>(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得は800万円まで15%)</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り、25.5%課税</p> <p>(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得は800万円まで15%)</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り、25.5%課税</p> <p>(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得は800万円まで15%)</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り、19%課税</p> <p>(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得は800万円まで15%)</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り、19%課税</p> <p>(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得は800万円まで15%)</p>	<p>○課税</p> <p>・所得の25.5%</p> <p>(ただし、所得の800万円まで19%(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得は800万円まで15%)。資本金が1億円以下の場合に限る。)</p>
法人税	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業を行う場合は、均等割 2万円</p> <p>・法人税割 法人税の5%</p> <p>※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業として取り扱われない。</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業を行う場合は、均等割 2万円</p> <p>・法人税割 法人税の5%</p> <p>※ただし、収益の90%以上を私立学校の経営に充てるならば、収益事業として取り扱われない。</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業を行う場合は、均等割 2万円</p> <p>・法人税割 収益事業により生じた所得に限り5%</p> <p>法人税の5%</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 2万円</p> <p>・法人税割 収益事業により生じた所得に限り5%</p> <p>法人税の5%</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 2万円</p> <p>・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の5%</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 2万円</p> <p>・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の5%</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 2~80万円</p> <p>・法人税割 法人税の5%</p>
市町村民税	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業を行う場合は、均等割 5万円</p> <p>・法人税割 法人税の12.3%</p> <p>※ただし、収益の90%以上を社会福祉事業の経営に充てるならば、収益事業として取り扱われない。</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業を行う場合は、均等割 5万円</p> <p>・法人税割 法人税の12.3%</p> <p>※ただし、収益の90%以上を私立学校の経営に充てるならば、収益事業として取り扱われない。</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 5万円</p> <p>・法人税割 収益事業により生じた所得に限り12.3%</p> <p>法人税の12.3%</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 5万円</p> <p>・法人税割 収益事業により生じた所得に限り12.3%</p> <p>法人税の12.3%</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 5万円</p> <p>・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の12.3%</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 5万円</p> <p>・法人税割 医療保健業以外の業務により生じた所得に限り、法人税の12.3%</p>	<p>○課税</p> <p>・均等割 5~300万円</p> <p>・法人税割 法人税の12.3%</p>
事業税	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り課税</p> <p>・所得のうち、400万円以下 5%</p> <p>400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>800万円超 9.6%</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り課税</p> <p>・所得のうち、400万円以下 5%</p> <p>400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>800万円超 9.6%</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り課税</p> <p>・所得のうち、400万円以下 5%</p> <p>400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>800万円超 9.6%</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り課税</p> <p>・所得のうち、400万円以下 5%</p> <p>400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>800万円超 9.6%</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り課税</p> <p>・所得のうち、400万円以下 5%</p> <p>400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>800万円超 9.6%</p>	<p>○原則非課税</p> <p>※収益事業により生じた所得に限り課税</p> <p>・所得のうち、400万円以下 5%</p> <p>400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>800万円超 9.6%</p>	<p>○課税</p> <p>・所得のうち、400万円以下 5%</p> <p>400万円超 800万円以下 7.3%</p> <p>800万円超 9.6%</p>
固定資産税	<p>○社会福祉事業の用に供する固定資産については原則非課税</p>	<p>○学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産は非課税</p> <p>○学校又は専修学校に係る寄附金の用に直接供する固定資産については非課税</p>	<p>○原則課税</p> <p>※社会福祉事業用、学術研究用固定資産、図書館、博物館等は非課税(収益事業は課税)</p> <p>※所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び敷地について課税標準を1/2とする(平成23年度分から平成26年度分までについて適用)</p> <p>・税率 1.4%</p>	<p>○課税</p> <p>・税率 1.4%</p>	<p>○課税</p> <p>※一部の社会福祉事業又は特定医療法人による看護師等医療関係者養成所の用に供する固定資産は非課税</p>	<p>○課税</p> <p>※一部の社会福祉事業又は特定医療法人による看護師等医療関係者養成所の用に供する固定資産は非課税</p>	<p>○課税</p> <p>・税率 1.4%</p>

社会福祉法人の行う介護事業等の法人税の扱いについて

- 公益法人等(社会福祉法人、学校法人等)は、税法上の収益事業を行う場合に限り、法人税が課税される。
- 収益事業には、医療保健業が含まれており、介護サービス事業については、医療保健業に該当するものと解釈されている。
- 社会福祉法人が行う医療保健業(介護サービス事業を含む。)については、課税対象から除外。

(参考)

○ 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)抄

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。
2～4 (略)

○ 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)抄

(収益事業の範囲)

第五条 法第二条第十三号(収益事業の意義)に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。)とする。

- 一 物品販売業(動植物その他通常物品といわないものの販売業を含む。)のうち次に掲げるもの以外のもの
- 四 物品貸付業(動植物その他通常物品といわないものの貸付業を含む。)のうち次に掲げるもの以外のもの
- 十 請負業(事務処理の委託を受ける業を含む。)のうち次に掲げるもの以外のもの
- 二十九 医療保健業(財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。)のうち次に掲げるもの以外のもの

ロ 社会福祉法第二十二條に規定する社会福祉法人が行う医療保健業

○ 介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて(平成12年6月1日付老発第510号照会に対する回答)(平成12年6月8日付国税庁課税部長通達)

介護保険法の規定に基づき介護サービス事業については、御照会に係る事業内容等を前提とすれば、法人税法上、以下のとおり、法人税法施行令第5条に規定する収益事業として取り扱われるものと考えられます。

- (1) 介護サービス事業((2) 、 (3) 及び (4) を除く。) ……医療保健業(法令5①二十九)
- (2) 福祉用具貸与……物品貸付業(法令5①四)
- (3) 特定福祉用具販売……物品販売業(法令5①一)
- (4) 住宅改修……請負業(法令5①十)

社会福祉法人等に対する主な課税の取扱い

法人 税	社会福祉法人			学校法人			公益社団法人 公益財団法人			医療法人			株式会社		
	課税 対象	課税 率	非課税 範囲	課税 対象	課税 率	非課税 範囲	課税 対象	課税 率	非課税 範囲	課税 対象	課税 率	非課税 範囲	課税 対象	課税 率	非課税 範囲
	収益事業のみ ※収益事業であつても、 <u>社会福祉法人が行う医療保健業(注)等は非課税</u> (注)介護を含む。	19%	社会福祉事業の用に供する 固定資産	収益事業のみ (注)私立学校の経営は 収益事業に該当しない。	25.5%	社会福祉事業、 学術研究、図書館等の 用に供する固定資産 業は課税)	収益事業のみ ※収益事業であつても、 <u>公益目的事業に該当するものは非課税</u>	25.5%	社会福祉事業等に供する 固定資産	収益事業のみ ※収益事業であつても、 <u>社会医療法人が行う医療保健業(注)等は非課税</u> (注)介護を含む。	19%	一部の社会福祉事業の用に供する 固定資産 ・救急医療等 確保事業等の用に供する 固定資産	すべての事業	25.5%	—

「公益三法」による新公益法人制度

～「民による公益の増進」を目指す～ 明治31年の民法施行以来110年ぶりの大改革
 ・平成18年5月26日 公益法人制度改革関連三法案の可決・成立
 ・平成20年12月1日 新制度の施行

(従来の民法による公益法人制度)
 ◎ 法人設立の主務官庁制・許可主義の下、法人の設立と公益性の判断が一体

(「公益三法」による新公益法人制度)
 ◎ 主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離

<民法上の社団法人・財団法人>
 ○「公益法人」の設立
 =各主務官庁の許可制
 ・自由裁量 ・縦割り行政
 ○公益性の判断
 ・各主務官庁の自由裁量 (判断基準の規定なし)
 ○税制優遇：法人格付与と連動
 ・法人税は収益事業のみ課税
 ・一定要件を満たす特定公益増進法人に対する寄附金について所得控除あり

<公益社団法人・公益財団法人>
 ○「公益性」の認定
 =一般法人からの申請を民間有識者からなる第三者委員会が審査・答申→行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)が認定処分
 ○税制優遇：「公益性」認定と連動
 ・法人税は収益事業のみ課税。ただし、公益目的事業の認定を受けたものは収益事業でも非課税
 ・公益法人は全て特定公益増進法人。一定要件を満たせば寄附金の税額控除あり(23年度)

分離

②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
 ・明確な基準を法定
 ・統一的な判断(縦割り行政からの脱却)

関連税法の規定

④一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

◎5年の移行期間(～平25.11末)内に、特例民法法人は公益法人又は一般法人への移行申請を行う必要あり ⇒申請がない場合には、移行期間の満了時に「みなし解散」

◎平成20年12月現在、特例民法法人(旧公益法人)は全国で24,317法人(うち国所管6,625)

移行申請

③整備法(新制度への移行手続等)

公益社団法人・公益財団法人の公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

公益社団法人・公益財団法人の公益認定の基準等

分類

内容

公益目的事業

・学術、技芸、慈善その他の公益に関するものとして別表において列挙

目的と事業

- ・公益目的事業を主たる目的とすること
- ・必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- ・公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと
- ・公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと 等

財務

- ・公益目的事業費率が百分の五十以上となると見込まれること
- ・遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれること

機関

- ・同一親族等及び他の同一の団体（公益法人等を除く。）の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと
- ・収益等の額が一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること
- ・理事、監事及び評議員に対する報酬について不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること 等

保有財産

- ・他の団体の意思決定に関与することができず株式その他の財産を保有していないこと
- ・認定取り消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること
- ・精算の際に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること 等

欠格事由

- ・暴力団等が事業活動を支配している法人であること
- ・滞納処分が終了してから3年を経過しない法人であること
- ・認定を取り消されてから5年を経過しない法人であること
- ・その役員が暴力団員等である法人であること等を列挙

3. 主な閣議決定等

社会福祉法人制度に対する主な指摘（平成25年）

日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）抄

○医療・介護サービスの高度化

・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開・介護・介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

規制改革実施計画（平成25年6月14日）抄

○社会福祉法人の経営情報の公開

・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】

・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

○保育の質の評価の拡充

・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】

・子ども子育て支援制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援制度の施行までに検討・結論】

・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援制度の施行までに検討・結論】

社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）抄

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

・医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討することが必要。

・特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

経済財政運営と改革の基本方針2014（抄）

（平成26年6月24日閣議決定）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 （介護報酬・診療報酬等）

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービスの事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。障害福祉サービス等報酬改定についても同様に取り組む。

また、今後の診療報酬改定に向けて、医薬品や医療機器等の保険適用の評価に際して費用対効果の観点を導入することや、医療提供者に対して良質かつ効率的な事業運営を促す報酬の在り方について検討する。

「日本再興戦略」改訂2014（抄）

（平成26年6月24日閣議決定）

① 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人ができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成25年12月26日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余剰資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、生体内結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。

規制改革実施計画（抄）

（社会福祉法人制度関係）

財務諸表の情報開示

- 社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導する。【措置済み】
- 全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。【平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置のうえシステム構築を開始】

補助金等の情報開示

- 社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づける。【平成26年度措置】
- 全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。【電子開示システムの構築にあわせて措置】
- 地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。【平成27年度措置】

役員報酬等の開示

- 社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の職員としての給与等も含む）の開示を義務づける。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

内部留保の明確化

- 内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導する。【平成26年度措置】

調達の公正性・妥当性の確保

- 社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。【平成27年度決算から措置】

経営管理体制の強化

- 社会福祉法人の内務管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。【第三者評価のガイドラインは平成26年度措置、介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標は平成27年度措置、保育所の第三者評価の受審率の数値目標は子ども・子育て支援新制度の施行までに措置】
- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づける。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

（平成26年6月24日閣議決）

所轄庁による指導・監督の強化

- 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。【平成26年度検討・結論、平成27年度措置】
- 経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助働告を行える措置を講じる。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

多様な経営主体によるサービスの提供

- 特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い重度の要高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、併せて、低所得者の支援を中心公的資格を擁する。【地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係の整備等に関する法律の施行（平成27年4月1日）に合わせ措置】
- 利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。【平成26年度措置】

福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善

- 業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に通知する。【平成26年度上期措置】

社会貢献活動の義務化

- すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成などの実施を義務づける。そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会活動の実施を要請する。【平成26年度措置】
- 社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職のさらには解散を命ずることができることを明確化する。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】

政府税制調査会「法人税の改革について」(抄)

(平成26年6月27日)

1. 現状

公益法人等は、収益事業のみが課税対象となり、公益目的事業に係る収益は原則非課税とされている。収益事業に対しては、中小法人と同じ軽減税率が適用されることに加え、収益事業による収入を非収益事業のために支出した金額は寄附金とみなして、一定額まで損金算入される(みなし寄附金制度)。(後略)

2. 改革の方向性

公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競争が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある。

こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの(例えば社会福祉法人が実施する介護事業)については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。(後略)

一税制調査会(第10回総会)(平成26年6月27日)資料「法人税の改革について」[(7)公益法人課税の見直し]より抜粋

(参考)社会福祉法人の行う介護事業等の法人税の扱い

	通所介護、訪問介護、特養等 (社福・学校法人等が行う場合以外は収益事業に該当)	認可保育所、幼稚園等 (収益事業に該当しない)	福祉用具貸付等 (収益事業に該当)
社会福祉法人	非課税	非課税	軽減税率
営利法人	本則税率	本則税率	本則税率

社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書の構成・ポイント

(平成26年7月4日)

I 社会福祉法人制度の概要

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人
- 行政からのサービス実施(措置)の受託者として機能
- 公の支配に属する法人
- 所轄庁の監督の下、補助金や税制優遇を受け一方、事業の範囲等は制限あり

II 社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化

1. 社会情勢・地域社会の変化
(高齢単身世帯の増、若年層の孤立など)
2. 社会福祉制度の変化
(利用制度への転換、サービス提供体制の多元化など)
3. 公益法人制度の変化
4. 最近の社会福祉法人に対する主な指摘
(いわゆる内部留保に対する批判、規制改革会議等の議論など)

III 社会福祉法人の問題

1. 地域ニーズへの不十分な対応
(先駆的・開拓的な地域貢献の取組が一部にとどまる)
2. 財務状況の不透明さ
(財務諸表の国民一般への公表が不十分)
3. ガバナンスの欠如
(一部の理事長による法人の私物化など)
4. いわゆる内部留保
(使途の不明確さ)
5. 他の経営主体との公平性
(イコールフットリング)

V 社会福祉法人制度見直しにおける重点

1. 地域における公益的な活動の推進

- ・地域における公益的な活動の枠組み
(実施義務、活動の定義、活動内容を定める仕組みなど)
- ・地域における公益的な活動の実施方法
- ・地域における公益的な活動の実施促進
(資金使途の弾力化、独自財源の確保推進など)
- ・地域住民の理解促進
(実施状況の公表・評価、会計区分策定など)

2. 法人組織の体制強化

- ・法人組織の機能強化
(法人組織の権限と責任の明確化、評議員会の設置など)
- ・法人本部機能の強化方策
(法人本部事務局の設置、法人単位の資金管理など)
- ・理事等の権限と責任の明確化、要件の見直し
(理事等の補償責任、監事要件の見直しなど)
- ・理事長の権限を補佐する仕組み
(経営委員会、執行役員会等の活用)

3. 法人の規模拡大・協働化

- ・規模拡大のための組織体制の整備
(合併・事業譲渡等手続の透明化、理事会開催方法の柔軟化など)
- ・複数法人による事業の協働化
(役職員の相互兼務、法人外への資金拠出の規制緩和、社会的連携など)

4. 法人運営の透明性の確保

- ・財務諸表等の公表の義務化
- ・地域における活動についての公表
- ・都道府県、国単位での情報集約
- ・経営診断の仕組みの導入

5. 法人の監督の見直し

- ・所轄庁の法人監査の見直し
- ・財務に係る外部監査の活用
- ・所轄庁の連携、監督能力の強化
- ・第三者評価の受審促進

IV 社会福祉法人の今日的役割

1. 社会福祉制度のセーフティネットとしての役割
(制度の狭間、市場原理のみでは満たされないニーズへの対応など)
2. 措置事業を実施する役割
3. 地域における公的法人としての役割の再認識
(地域のまちづくりの中核的役割)

※本報告書を踏まえ、本年夏以降、社会保障審議会福祉部会を立ち上げ、具体的な制度見直しについて、引き続き検討を進めていく予定。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

自民党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム (PT) 第3回が開催される・・・1
 ～全国保育協議会がヒアリングに参加～

自民党 社会福祉推進議員連盟 (会長：衛藤 晟一 参議院議員) が発足・・・5
 ～設立総会では、万田会長が代表団体として要望を表明～

法人税非課税の税制堅持を！・・・6
 ～社会福祉法人への法人税課税等に反対する一斉陳情を実施～

社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方について議論がすすむ・・・6
 ～社会保障審議会福祉部会 (第7回～第8回) ～

◆自民党 社会福祉法人改革プロジェクトチーム(PT)
 第3回が開催される◆
 ～全国保育協議会がヒアリングに参加～

本誌No.14-12 で既報のとおり、自民党 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチーム(PT)が10月31日(金)に設置され、11月14日(金)には第2回が、11月19日(水)には第3回が開催されました。

第3回では、全国保育協議会が日本保育協会、全国私立保育園連盟とともに、保育三団体協議会としてヒアリングに出席しました。

団体及び団体からの出席者は、次のとおりです。

※資料掲載順

- ・全国老人福祉施設協議会 (石川 憲 会長、天野 尊明 事務局長)
- ・日本保育協会 (大谷 泰夫 理事長)
- ・全国保育協議会 (万田 康 会長)
- ・全国私立保育園連盟 (近藤 逾 会長)
- ・全国救護施設協議会 (大西 豊美 会長、品川 卓正 副会長)
- ・全国社会福祉協議会 (寺尾 徹 常務理事)

保育三団体からは、提出した資料（下枠内参照）をもとに、非課税堅持を訴えるとともに、社会福祉法人改革において求められている情報公開、ガバナンスの強化、地域公益活動を推進することなどを表明しています。

平成 26 年 11 月 19 日

自由民主党 政務調査会
厚生労働部会 社会福祉法人改革 PT
座長 福岡 資麿 殿

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 遼

保育所の役割と社会福祉法人制度改革について

社会の変化や公益法人制度改革等を踏まえ社会福祉法人制度の見直しが喫緊の課題とされておりますが、今後の人口急減・超高齢化社会を乗り越えるためには、何としても少子化傾向に歯止めをかける必要があります。保育施策を中心とした子育て支援の充実が少子化対策として有効であることは先進諸国における取組みを見ても明らかであります。家庭や地域の子育て機能の低下が指摘され、児童虐待の増加や子どもの貧困などへの対応が課題になっている今日、地域における子育て支援をより一層充実させ、幅広く、かつ、きめ細かに行って行く必要があります。

従って、社会福祉法人制度創設時の考え方を堅持し、今後とも社会福祉法人を公益性の高い社会福祉事業を担う専門法人として位置付けるとともに、適正な運営管理の下で地域の福祉ニーズに対して積極的かつ柔軟に対応できる制度として見直されることを要望致します。

1. 保育所がこれまで果たしてきた役割等について

保育所は、我が国が戦後の高度成長を遂げる中で女性の社会での活躍を支えながら大きな発展を遂げ今日に至っています。

保育所は昭和 40 年から 50 年代において全国に急速に整備が促進される中で 3 歳未満の低年齢児保育や障害児保育などの需要が増大し多様なニーズへの対応が課題とされました。そのような中で、昭和 50 年半ばに、いわゆるベビーホテルが社会的な問題となり、これを契機に延長保育や夜間保育などへの取り組みが促進されました。

その後、出生数の減少により一時的に利用児童数が減少傾向にありましたが、バブル経済の崩壊等により待機児童問題が顕在化し、平成 7 年度にエンゼルプラン（緊急保育対策等 5 カ年事業）が策定され、保育所の計画的整備の促進とともに、地域の一般家庭の子育て支援に対応するため、地域子育て支援センター事業（現在の地域子育て支援拠点事業）や一時的保育事業（現在の一時預かり事業）が補助制度化され、保育児童のみならず地域の子育て家庭の支援についても積極的に取り組んでまいりました。

しかし、その後も永年にわたり保育所の待機児童の解消や地域の子育て家庭の支援対策の充実が大きな課題とされており、今後一層の充実が必要です。

さらには、児童減少地域においても、保育事業を続ける社会福祉法人の役割は一層重要となります。

2. 社会福祉法人改革について

社会福祉法人に求められている更なる情報公開、ガバナンスの強化、地域公益活動については積極的に取り組んでまいります。保育所経営法人は 1 法人 1 施設が多く事業規模も小額であります。社会福祉法人制度改革に当たっては、以上の保育所経営法人の特性に配慮をもった慎重な検討をお願いいたします。

3. 社会福祉法人への法人税非課税堅持について

政府においてはイコールフットリングやいわゆる内部留保に対する対応として、社会福祉法人への法人税課税が検討されておりますが、地域福祉の充実のために社会福祉法人の有する資源を有効に活用することが今後の超少子高齢化社会を克服するために有効であり、法人税課税回避を強く要望いたします。

PT において、議論の柱となっている社会福祉法人への課税については、国会議員の意見も二分されている状況です。課税の立場からは「課税化・非課税堅持にかかわらず、赤字の法人は税を納めることはないので問題はない。黒字の部分は、国庫に戻して福祉に再投下してはどうか」と、非課税の立場からは「そもそも社会福祉法人制度は非課税を前提として設計されており、地域に貢献する法人格であるから課税については疑問」との意見が出ています。

なお、当日、議員から次のような発言（概要）がありました。

- ・ 内部留保はデータに基づき、他の法人類型との比較も含め、冷静な議論が必要。
- ・ 内部留保は現金ではなく、土地や建物と聞く。現金は数千万円であって、将来の各種準備のためであるとも聞く。そのような実情を捉えなければならない。
- ・ どの種別が儲かっているかではなく、社会福祉法人が公益性の高いもので、国民から信頼されるようになる制度とするにはどうしたらいいかの視点で議論していくべき。これについて、社会福祉法人側から説明責任を果たしていくことも必要。
- ・ 社会福祉法人は儲け過ぎではないか、職員の給料は安いのに経営者は高給であるとか、内部留保はなぜそれだけ持っているのかなど、透明性の位置づけも含めて国民に説明をしていかねばならない。
- ・ 何の税について非課税なのかを勉強してほしい。法人税だけでなく固定資産税ほかの多くの税が絡んでいる。全体の税の論理を見て、体系的な理解が必要。
- ・ 儲かっていないところは、課税・非課税に限らず、税は払わない。したがって、儲かっていないから非課税にとの論理はおかしく、世の中に通らない。
- ・ 非課税だということだけを言い続けて、うまくいくかということと違うのではないか。感情論ではない組み立てをしてほしい。
- ・ これから地域貢献するから課税は勘弁してくれというのはおかしな話。これまで地域貢献をしてこないで内部留保を作ってきたのかと言われるのはしょうがない。
- ・ 社会福祉法人を敵対視して課税と言っているのではなく、限られた予算で効率的な配分をどうするのかということ。
- ・ ただ単に保育に予算をつければ良いという話ではない。都市部・地方部それぞれの状況もふまえて考えるべき。



ヒアリングは、今回をもって終了しました。

最後に、PTの福岡資麿座長（参議院、佐賀）から「年内取りまとめ予定であったが、衆議院解散により、27年1月へ後ろ倒しとなる。社会保障審議会福祉部会で進められて

いる議論も、同様のスケジュールとなる」とともに「衆議院解散後に、データをもとにさらに議論を深めていきたい」との挨拶がありました。

参考 第1回、第2回の動き

第1回部会では、高鳥修一厚生労働部会長、福岡資麿 PT 座長から「社会保障審議会福祉部会で議論が始まっているが、党としても議論の必要があるため、本 PT を立ち上げた」と挨拶。

厚労省からの福祉部会の検討状況説明の後に質疑応答となり、PT（国会議員）から、「社会福祉法人の内部留保の問題について、バランスシート上の内部留保と実態運営の違いがあるなど、内部留保の定義が明確化されていない」、「社会福祉法人がある程度資産をためて機動的に動けるようにすべきだ」との意見が出されました。

厚労省からは、「施設整備の関係で利益が大きくなることは会計制度の問題であり、社会に説明できるよう、福祉部会で余裕財産の明確化を進めている」、「内部留保の明確化や用途をルール化する検討を行っている」旨の返答がなされました。

また、再投下計画については、法人事業を計画的・機動的に実行できるよう再投下の考え方を検討しており、個別事業ごとに計画的に示すことになる旨の説明が厚労省からありました。この説明をうけ、PT からは、他の法人の比較、存在意義を明確化し、そのうえで再投下計画などを検討するべきであるといった意見が出されました。

第2回部会では、社会福祉法人の関係団体へのヒアリングが行われ、4 団体から代表者が出席しました（全国社会福祉法人経営者協議会、全国身体障害者施設協議会、日本知的障害者福祉協会、全国養護施設協議会）。

社会福祉法人への課税問題については、PT から「社会福祉法人の性格上、課税すべきではなく、社会福祉法人はどうあるべきかの議論をもとに改革の方向性を定めるべき」、「内部留保は職員の給与に還元してほしい」との意見が出た一方、課税を受け入れ、規制を外したほうが活動しやすくなるのではないかとといった意見も出されました。

これに対し団体側からは、「国税課税は固定資産税に波及する恐れがある」、「人材確保も厳しい状況にあり、今後給与を上げていく必要もある」と発せられました。

また、イコールフットィングの議論については、PT から「社会福祉法人と株式会社を比較すると、制度そのものがイコールフットィングではないことがわかる。今後、透明性を高め、地域公益活動を進めてほしい」といった意見が出され、団体も賛同する姿勢を示しました。

厚労省からは、「社会福祉法人は新たなニーズに対応するもので、非営利性、公益性があり、非課税は必要である」、「内部留保は各法人の個別性があり、明確化を図りつつ、地域へ計画的に再投下できるようにしたい」旨の考え方が示されました。

◆自民党 社会福祉推進議員連盟

(会長:衛藤 晟一 参議院議員)が発足◆

～設立総会には、万田会長が代表団体として要望を表明～

社会保障審議会福祉部会で社会福祉法人の在り方について検討が進められ、自民党厚生労働部会には社会福祉法人改革に関するプロジェクトチーム(PT)が設置されるなか、『社会福祉に関する諸問題を検討する』ことを目的に、社会福祉推進議員連盟の設立総会が11月18日に開催されました。

冒頭、呼びかけ人代表として挨拶に立った衛藤晟一参議院議員は、「社会福祉法人に対するさまざまな指摘がある中で、高齢者、障害者、保育といった分野に横串を刺して社会福祉の問題として議論していかねばならず、今回の社会福祉推進議員連盟のスタートにこぎつけた」とその趣旨を述べられました。



挨拶される衛藤 晟一 参議院議員



代表団体として意見を述べる万田会長

当日は、社会福祉関係の17団体が参加。全国保育協議会からは万田会長が出席し、保育三団体(全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟)を代表して、社会福祉法人への法人税非課税堅持や社会福祉法人のこれからの役割等について、要望も含めて意見表明をいたしました。

※要望聴取に立った代表団体

- ・全国保育協議会
- ・日本保育協会
- ・全国私立保育園連盟
- ・全国社会福祉法人経営者協議会
- ・全国救護施設協議会
- ・日本知的障害者福祉協会

◆法人税非課税の税制堅持を！◆

～社会福祉法人への法人税課税等に反対する一斉陳情を実施～

10月29日、都道府県・指定都市社会福祉協議会と福祉施設種別協議会関係者により、社会福祉法人への法人税課税等に反対する一斉陳情を行いました。当日は、北海道から沖縄まで103名の方が参加されました。

全国保育協議会 万田会長、全国保育士会 上村会長も参加し、地元選出議員ならびに厚生関係議員への陳情を行いました。



◆社会福祉法人の業務運営・財務運営の在り方について

議論がすすむ◆

～社会保障審議会福祉部会(第7回～第8回)～

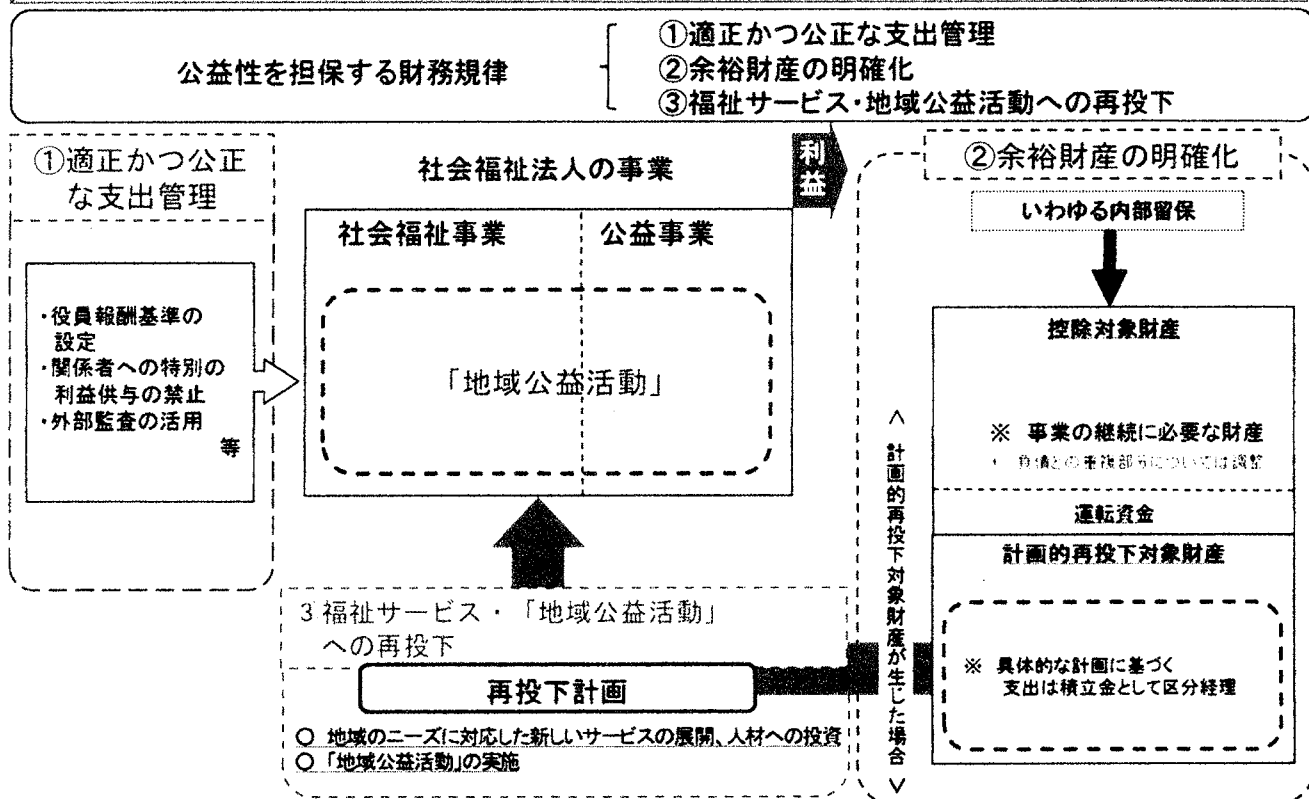
社会保障審議会福祉部会は、第7回～第8回がそれぞれ10月20日(月)、11月10日(月)に開催されました。

第7回部会では、社会福祉法人の『地域公益活動』の位置づけや責務について協議が行われました。

配付資料では、『社会福祉法人が責務として担う「地域公益活動」は、社会福祉を目的とし、地域におけるニーズがあり、公的制度による給付の対象となっていない事業又は活動であり、社会福祉法に規定する社会福祉事業又は公益事業に包摂される。また、地域公益活動に係る責務については、①社会福祉法人の責務として法律上位置付ける ②実施状況を公表することを法律上明記する ③再投下対象財産を保有する法人は、必ず、当該財産を活用した「地域公益活動」を計画的に実施する。その上でさらに再投下可能な財産がある場合には、これを「地域公益活動」以外の社会福祉事業又は公益事業により供給される福祉サービスの充実に計画的に投下する』との考え方が示されました。

委員からは、一部でも公的な給付が入っている場合に地域公益活動の対象としないのみならず、福祉サービスの充実に観点から疑問がある、実施が義務化されているものでも公的給付の入らない事業もあり、地域公益活動の整理が必要ではないか等の意見が出されました(第7回の内容は、全保協ニュースNo.14・11において報告していますが、次頁の図とあわせてご参照いただくため、再掲しております)。

社会福祉法人の財務規律のイメージ



第8回部会では、『所轄庁による指導監督の在り方』と『国・都道府県・市の役割と連携の在り方の見直し』について協議が行われました。

配布資料では、所轄庁による指導監督の在り方について、適正な法人運営を担保するために、法人の自立性を前提とした行政の関与が必要であること、しかし現状としては、専門的な見地からの監査が十分に機能していないことや、画一的な指導監督が法人の機動的な運営を阻害しているとの指摘があること等が課題としてあげられました。

また、国・都道府県・市の役割と連携の在り方の見直しについて、都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内の市による指導監督を支援する役割、国は、制度を所管し、適正な運用を確保すること、財務諸表、現況報告書等について、都道府県は、広域的な地方公共団体として、管内所轄庁の支援、地域住民のサービス利用等に活用できるようにし、国においては、都道府県において収集した情報を基に、全国的なデータベースを構築すべきであること等の考え方が示されました。

当日の資料は下記の URL、または、「厚生労働省ホームページ>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（福祉部会）」からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126700>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て会議へ意見書を提出～保育三団体と全社協 社会的養護関係種別協議会が連名で、新制度の財源確保を訴える～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ・子ども・子育て会議（第20回）、基準検討部会（第24回）が開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ・平成26年度「保育所リーダー トップセミナー」を開催～平成27年2月9～10日、東京ビッグサイトにて～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

◆子ども・子育て会議へ意見書を提出◆

～保育三団体と、全社協 社会的養護関係種別協議会が連名で、

新制度の財源確保を訴える～

11月28日（金）に開催された「子ども・子育て会議（第20回）、基準検討部会（第24回）合同会議」に、保育三団体（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）と、全社協 社会的養護関係種別協議会が連名で、次頁の要望書を提出しました。

これは、消費税率の10%への引き上げが1年半先送りされることが決定された一方で、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月1日施行は予定どおりとの総理ならびに関係閣僚の発言を受けて行動したものです。

新制度の財源は消費税率引き上げ分であることから、財源の確保が保育のみならず、子ども・子育て分野ひいては社会的養護を含む児童福祉全般に関して影響が大きいことを鑑みて、全国社会福祉協議会を組織する社会的養護分野の種別協議会（全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会）とともに、財源確保を訴えていこうとの主旨で一致団結し、今回の意見書の提出に至りました。

今後は、各種別協議会ならびに全社協児童福祉関係5種別協議会での要望活動に資するものです。

平成 26 年 11 月 28 日

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 道
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康
全国保育士会
会長 上村 初美
全国児童養護施設協議会
会長 藤野 興一
全国乳児福祉協議会
会長 長井 晶子
全国母子生活支援施設協議会
会長 大塩 孝江

子ども・子育て支援新制度の確実な財源確保について

1. はじめに

社会保障と税の一体改革において、消費税の使途として年金、医療、介護に加え少子化対策が明記されたことに改めて感謝を申し上げます。また、政府与党一丸となって国家財政健全化に向け、不断の努力を重ねられておられることに対し深甚なる敬意を表します。

2. 子ども・子育て支援新制度の施行を目前に控えて

我が国においては、今後訪れる未曾有の少子高齢化社会への対応が国家的課題です。このことを踏まえ、子ども・子育て分野では 7 千億円の消費税財源を含む 1 兆円超の公費の追加を前提として、約 40 万人分の保育の受け皿を確保するための「待機児童解消加速化プラン」の推進や、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行など少子化対策の拡充や児童福祉の推進に向け全力を傾ける必要があります。

少子化対策として今やらなければならないことは、大都市部、地方を問わず全国のすべての地域において安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備し、子どもが健やかに育つ社会を一刻も早く実現させることであります。

また、深刻化する児童虐待、DV 問題等を背景に、社会的養護関係児童福祉施設では、虐待を受けて子どもや障害がある子どもの増加、また、DV 被害、精神疾患のある保護者への支援強化が喫緊の課題であります。

しかし、消費税財源以外の 3 千億円超の財源の確保については現時点では全く目処が立っておらず、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて大きな不安を抱えております。このような中で、これまで見込んできた財源に更に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの影響、ひいては将来世代への国民負担の先送りなどが生ずることに大変不安を感じております。

子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から円滑に施行できるよう財源確保について特段のお願いを申し上げます。

3. 更なる少子化対策の抜本的な拡充について

今後、高齢化による社会保障費の増大が避けて通れない中で、社会を支える若い活力を確保することが人口減少社会を克服する絶対条件であり、少子化の克服に向けて一時の猶予もありません。

現在消費税財源として予定されている7千億円だけでは少子化を克服することは困難であり、更なる抜本的な少子化対策のために大幅な追加財源の投入による施策の拡充が必要であると考えます。

◆子ども・子育て会議(第20回)、基準検討部会(第24回)が開催◆

11月28日(金)に開催された「子ども・子育て会議(第20回)、基準検討部会(第24回)合同会議」では、下記の事項について協議が行われました。

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間とりまとめについて、
- (3) その他(報告)
 - ・平成26年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況
 - ・子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会議論のとりまとめについて

会議冒頭、有村治子少子化対策担当大臣より、「消費税増税が見送られるも、27年4月の新制度施行は変わらず、財源確保も含めて担当大臣として最大限努力したい」旨の発言がありました。

また、「新制度は、旧来の体制からよりウイングを広げ、大義を実現していくためのもの。新制度を検討する場での不協和音が起こっているという認識を周囲に持たれてしまえば、新制度そのものを「やめてしまえ」という議論が起こりかねない。各団体から参画する委員に、それぞれの分野を背負っての発言があることには理解するが、それが国民世論の支持を得る内容でなければならぬ。皆様と志をともにして、大義を持って取り組んでまいりたい。」とも話され、複数の委員から賛意の発言がありました。

当日の協議題に関する議事概要は次のとおりです(全保協事務局整理)。

(1)市町村子ども・子育て支援事業計画について

○ 資料1・参考資料に基づき、事務局から説明。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画について、現在、多くの市町村で策定作業の最終段階にあり、今般、都道府県を通じて進捗状況の報告を求め、その全国集計値(概要)を示すもの。
- なお、数値は全て精査中(あきらかな異常値と思われる回答について、個別に各自自治体に確認中)のものであり、今後変更等ありうる。

(1) 幼児期の学校教育、保育 *資料1、資料1 参考資料から全保協事務局にて抜粋

①1号認定、2号認定

		平成 25 年度実績	平成 29 年度	平成 31 年度
量の見込み	(1号認定+2号認定)	—	299.1 万人	292.1 万人
1号認定	*1	—	127.6 万人	123.7 万人
2号	幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの *2	—	29.9 万人	25.7 万人
認定	その他	—	141.7 万人	142.7 万人
定	合計	—	171.6 万人	168.4 万人

確保方策	(1号認定+2号認定)	299.3 万人	299.9 万人	294.7 万人
1号認定		158.3 万人	148.9 万人	144.7 万人
	特定教育・保育施設	—	81.5 万人	84.3 万人
	確認を受けない幼稚園 *3	—	67.4 万人	60.4 万人
2号認定		141.0 万人	151.0 万人	149.9 万人
	特定教育・保育施設	—	148.3 万人	147.4 万人
	認可外 *4	—	2.8 万人	2.5 万人

*1 ・25 年度実績値は、幼稚園等の就園児数であり、共働き家庭の子どもが含まれる。

・確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園(確認をうけないものを含む)が該当。

*2 ・幼稚園の現在の利用割合を基に設定。各市町村計画では、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」を「それ以外」と区分して記載する取扱いとしている。

・確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園(確認をうけないものを含む)が該当。

*3 ・2号認定子どもの利用も可能。満3歳児の取扱いや把握等の違いにより、量の見込みに不足している場合がある。

*4 ・市町村または都道府県が一定の設備基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている。

②3号認定

		平成 25 年度実績	平成 29 年度	平成 31 年度
量の見込み	0~2 歳	—	116.0 万人	114.6 万人
	0 歳	—	23.1 万人	23.2 万人
	1・2 歳	—	92.9 万人	91.5 万人
確保方策	0~2 歳	93.2 万人	111.4 万人	113.5 万人
	0 歳	17.5 万人	22.5 万人	22.7 万人
	特定教育・保育施設	—	19.4 万人	19.8 万人
	地域型保育事業	—	1.6 万人	1.7 万人
	認可外 *1	—	1.5 万人	1.2 万人

確保方策	1-2歳	—	88.9万人	90.8万人
	特定教育・保育施設	—	80.1万人	81.6万人
	地域型保育事業	—	4.7万人	5.4万人
	認可外	*1	4.2万人	3.8万人

*1 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている。

(2) 地域子ども・子育て支援事業《抜粋》

① 利用者支援事業【新規】

平成 26 年度実績見込	平成 29 年度	平成 31 年度
291ヶ所	1,721ヶ所	1,843ヶ所

(注)「量の見込み」は地方単独事業と一体となっているため、「確保方策」(国事業)の集計値

② 延長保育事業 ～略～

③ 多様な主体の参入促進事業【新規】 ～略～

④ 放課後児童クラブ

平成 26 年度実績	平成 29 年度	平成 31 年度
93.6 万人	124.4 万人	124.2 万人

⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ) ～略～

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業 ～略～

⑦ 養育支援訪問事業 ～略～

⑧ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ～略～

⑨ 地域子育て支援拠点事業 ～略～

⑩ 一時預かり事業(幼稚園型)(在園児のみ)

平成 26 年度実績見込	平成 29 年度	平成 31 年度
3442.6 万人日	5208.7 万人日	5156.3 万人日

⑪ 一時預かり事業(⑩以外)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリーサポートセンター事業(病児・緊急対応強化事業、就学児を除く)

平成 25 年度実績	平成 29 年度	平成 31 年度
・406.3 万人日(一時預かり)		
・4.4 万人日(トワイライトステイ)	1382.7 万人日	1354.2 万人日
・46.6 万人(ファミサポ(就学時含む))		

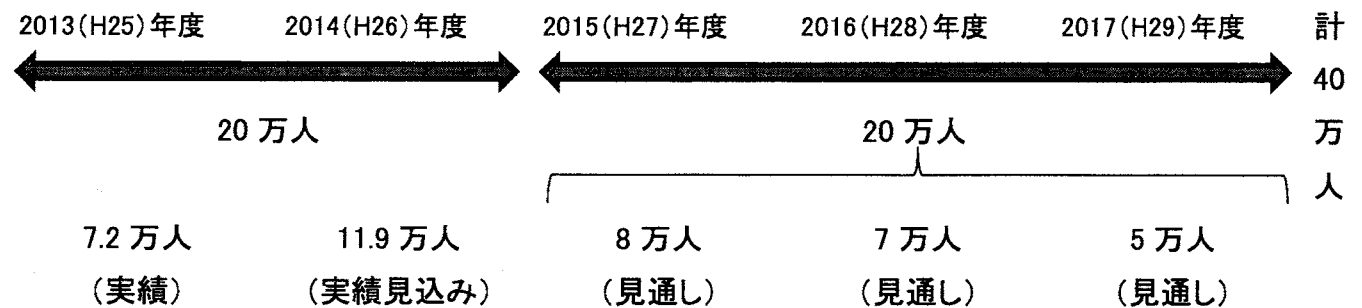
⑫病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業(病児・緊急対応強化事業) ～略～

⑬ファミリー・サポートセンター事業(就学児のみ) ～略～

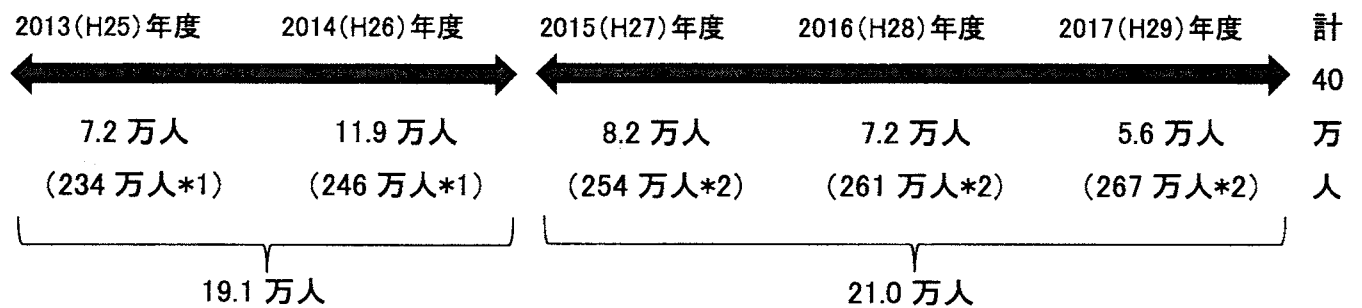
⑭妊婦健診 ～略～

待機児童解消加速化プランの目標値との関係

現在の待機児童解消加速化プラン



市町村計画集計による量の見込み



*1 実績値(H26は見込み)

*2 H29について、2号は確保方針の集計値、3号は見込の集計値 H27、H28は、前倒し整備費を見込んだ額

※プランを踏まえた利用率

3歳以上児:	48.5%	[44.5%]
1、2歳児:	46.5%	[35.1%]
0歳児:	16.1%	[11.4%] (H26.4)

* H26.4の利用率は「保育所」の利用率、プランの数値は小規模保育事業等を含めた数値

【委員発言および事務局回答】

(柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授)

- 新制度の目的について、財源確保の議論の中で、法の趣旨が不明確になってきてはいないか。待機児童の解消(第3次ベビーブームへの対応)、親のライフスタイルによる子どもの育つ場所の分断の解消(ソーシャルインクルージョン、幼保一元化)、幼児期の教育の振興(人づくり政策、希望する子どもへの3歳以上の学校教育)、全世代に対応する制度へ、といったこと。

- 「教育・保育要領」の解説案が現在示されているが、案が取れるのはいつか。解説が確定していないこともあり、各種出版物や研修もはかどっておらず、現場で理解が進んでいない。
- 計画作りは、障害児・社会的養護も含んで進められるべきもの。障害福祉計画で量の確保は努力義務とされているが、固有の量の見込みが併せて公表されていかなければならないと考える。各自治体の計画について、社会的養護や障害児入所施設の見込みも併せて資料を提示してほしい。

(駒崎弘樹 NPO 法人全国小規模保育協議会理事長)

- 小規模保育事業について、配置基準に関して一部自治体の誤認識がある(保育所において2名を必ず配置する点を、小規模保育事業にも求められる)。
- 今回の資料で、待機児童解消加速化プランの40万人達成の見通しがわかり、プランが概ね正しい想定であった。今後、ポスト待機児童問題、いわゆる子どもが減少していく状況下、経営が成り立たなくなる保育所・幼稚園の突発的閉園への対応が必要。具体的には、閉園する保育所の近接園が当該利用児童を受け入れるなど、対応のスキーム構築をしておくべき。その際、定員超過や面積基準上受け入れられなくなることがないように、緊急事態に対応する特例的対応を想定してはどうか(最低基準のなし崩しではなく、あくまで時限的な対応として)。

(榊原智子 読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員)

- 高齢者関係に比べて、15年遅れて子ども関連施策はようやくここまで来た。
- なぜ、子どもの施策が進んでこなかったのか、業界の不協和音があったのではないか。
- 子ども全体を、と考える今にあっては、全体のことを考えた発言が必要である。

(坂崎隆浩 社会福祉法人日本保育協会理事)

- 公定価格と人事院勧告との関連についてご教示いただきたい。積み上げ方式であれば、勧告に連動して対応されるものと理解している。
- 10月24日の子ども・子育て会議で、認定こども園1号の少人数定員の加算について検討される旨の方針が示されていたが、同様の配置であれば定員で取扱いを変えず、加算はされるべき。
- 11時間の開所時間への対応について、非常勤職員配置1人分が算定されているが、例えば20人定員の施設と、171人定員の施設とでは、8時間を超える時間に在室する児童数には大きな差があるが、給付上この不合理さに対する危惧はある。
- その時間にいる子どもに対する職員配置が基本であると考えてるので、その意味で現在考えられる内容についてお聞かせ願いたい。

(佐藤秀樹 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会副会長)

- 新制度を進めるにあたっては、すべての子どもを育て、家庭を支援するという考えが前提である。

(古渡一秀 NPO法人全国認定こども園協会副代表理事)

- 量の見込みに対して、今後それに対応する保育教諭が不足する事態が想定される。国をあげて解決していただきたい。
- 少人数設定の加算問題について、新幼保連携型認定こども園は、1号・2号で一体的に教育・保育が提供されることが想定され、1号・2号の合計の編成の考えを考慮したうえで、公定価格の加算の検討をお願いしたい。

⇒事務局回答

(竹林悟史 厚生労働省少子化対策企画室長)

- 障害児の量の確保計画の進捗は、担当部局に確認して適宜提供したい。

(朝川知昭 厚生労働省保育課長:以下、朝川)

- 消費税増税が見送られたことで、量の拡充が果たされないご懸念があげられた。平成20年代前半は、1年につき4~5万の受け皿確保で推移してきたが、待機児童解消加速化プランの目標値との関係をご覧いただくと、この2年間整備が加速化しており、平成26・27年度で19.1万人分が確保される。残った3年間での21万人分の拡充は、かなり現実的な数字と考えられる。
- 財源確保を考える際、運営費と整備費を分けて考えていただきたい。整備費は消費税財源ではない。受け皿確保の財源確保は心配ない。運営費は新制度のスキームでは、子どもが施設を利用すれば、自治体は義務的に負担する。質の向上がどうされるかという点はあるながらも、消費税増税見送りによる量的拡充の影響は無い。
- 人事院勧告との関連について、今年度はプラスの勧告であり、これに関連して対応はするが、予算が確定していないので現時点で確定的なことは述べられない。
- 11時間開所の、8時間との3時間の差は、実態としては、子どもが3時間にすべているわけではなく、実態に応じて職員を配置している状況と考えられる。個々の園で見ると、配置が十分ではないケースもあるので、検討していくことも必要。
- 保育士不足への対応は必要である。今回の数値は、サービスのニーズについての数、これに対応する必要となる人員については、追って数字的に明らかになる、これに対応する政策を用意し、保育士確保プランとして示す予定。
- 居宅訪問型事業について、従事者が6時間以上勤務する場合の休憩時間の取扱いについて、労働基準法上の整理は、関係部局で検討は進めてきているが、公表できる状況には無いので心苦しい。

(淵上孝 文部科学省幼児教育課長)

- 保育教諭の研修は首長の主管だが、教育委員会の関与も求めている。4月に同種の通知を出しているが、改めて施行時に周知する。
- 「教育・保育要領解説案」の案がとれたものは、遅くとも年内にホームページで公表する。印刷物の配布は年明けを予定している。

(2)教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間とりまとめについて

事務局より、資料2に基づき次の説明があった。

- 子ども・子育て会議で論点が整理され、本検討会が設置されて検討されてきたが論点は3つ。
- 新制度の施行を控える中、制度運用に当たって最低限必要なルールを「当面の課題」と位置付け、論点1・2を中心に検討を行い、当該部分について方向性のとりまとめを行った。
- 論点3は、年明け以降引き続き議論を進めていく。

当面の検討課題について、各論点の検討の視点及び対応方針〔抜粋〕

論点1:重大事故の情報の集約のあり方について

①集約(=行政への報告)の範囲について

イ)報告の対象となる施設・事業の範囲

○対応方針 以下を報告の対象とする。

・子ども・子育て支援新制度における

①特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者

…確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

②地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)

…一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業

③認可を受けていない施設・事業

…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

ロ)報告の対象となる重大事故の範囲

・国への報告対象とすべき重大事故の範囲については、現行の報告対象である死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故(※)を含む。)等とする。また、これらの事故の例示を示すこととする。

※意識不明の事故については、その後の経過に関わらず、事案が生じた時点で報告対象とする。

ハ)報告の対象となる重大事故に関する情報の範囲(項目)

・事故報告様式については、別紙1(資料参照)のとおりとする。また、記載例を示すこととする。

・また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安(※)を設定することとする。

※国への第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヶ月以内程度とするが、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。また、その後、事故発生の要因分析や検証等の結果について、でき次第

報告する。

②集約方法について

イ)報告の集約先 ロ)報告様式

○対応方針

・認可・確認を受けた施設・事業、延長保育事業・病児保育事業・一時預かり事業については市町村から都道府県へ報告、認可を受けていない施設・事業については都道府県へ報告する。それらについて、都道府県から国へ報告を行うこととする。

・また、事故が発生した際に、速やかに報告すべき情報と、一定程度の状況を把握した時点で報告すべき情報を分け、報告期限の目安を設定することとする。

・消費者安全法に基づく重大事故等の消費者庁への通知については、直ちに通知することとされている。施設・事業者から報告を受けた市町村・都道府県は、第1報の時点で、消費者庁へ通知を行うこととする。

※事故の報告範囲について、消費者庁への通知範囲には、所管府省への事故報告範囲に加え、これらの事故を発生させるおそれがあるものも含まれることに留意

論点 2:集約した情報の公表、分析・フィードバックのあり方について

①公表のあり方について

イ)公表に関するルール、方法

②分析・フィードバックのあり方について

イ)既に集約している情報を中心とするデータベース化

○対応方針

・国は、報告のあった事故情報についてデータベース化を行い、個人情報や施設等の名称・所在地を除く情報について、事故の背景が見えるよう、報告を受けてから速やかにホームページで公表する。

・データベースのイメージについては、別紙2(資料参照)のとおり。

・都道府県・市町村は、報告のあった事故について事案に応じて公表を行うとともに、防げなかった要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供する。また、再発防止策についての好事例は、国へ情報提供する。

・検証結果の公表については、事故の再発防止のための事後的な検証のあり方の検討の際に検討する。

なお、次回は12月12日(金)に予定されていましたが中止となり、あらためてスケジュールを調整することとなりました。

また、子ども・子育て会議の資料については、下記のURLまたは「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>子ども・子育て会議」からご覧いただ

くことができます。会議の動画も掲載されておりますので、併せてご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆平成 26 年度「保育所リーダー トップセミナー」を開催◆

～平成 27 年 2 月 9～10 日、東京ビッグサイトにて～

平成 27 年 2 月 9～10 日の 2 日間、『保育所リーダー トップセミナー』を東京ビッグサイトにおいて開催します。本研修は『保育所長の研修体系』（平成 21 年度／全保協）にもとづき、平成 22～24 年度の 3 年間「保育所長集中講座」としてモデル的に研修を実施してきた内容をふまえ、子ども・子育て支援新制度も見据えながら、保育所リーダーに今日的に求められている役割等を学ぶことを目的に『保育所リーダー トップセミナー』と研修名・内容を改編して、開催するものです。

開催要項は、会報『ぜんほきょう』12月号（12月8日ごろ、会員保育所へ到着）に同封し、会員保育所に周知いたします。

全国保育協議会 平成 26 年度 保育所リーダー トップセミナー

【本研修会の特色】

- ◎保育現場を率いる、リーダーとしてのさらなる研鑽
- ◎子ども・子育て支援新制度を理解し、今後求められる役割の理解
- ◎リーダーとして、次代を担う人材の育成
(職員が継続的に成長・発展できる職場環境醸成の手法を理解)

- ◆日 程 平成27年2月9日(月)～10日(火)
- ◆会 場 東京ビッグサイト「レセプションホール」
〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL. 03-5530-1111
- ◆定 員 400名
- ◆締 切 平成27年1月19日(月)
(定員に達し次第、締切とさせていただきます場合があります)
- ◆参加費 会員 14,000円、会員でない方 19,000円
(交通費、宿泊費、昼食代は含みません)
- ◆対象者 所長・園長、または準ずる方(主任保育士等、現場リーダー層を含む)
- ◆主 催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
(実施主体：全国保育協議会)

◆プログラム

【第1日目・2月9日(月)】

- 13:00～14:00 行政説明「子ども・子育て支援新制度等について」(仮題)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行を目前に、いま押さえておくべき内容について、その概要を説明いただきます。
- 14:15～15:15 基調報告「保育をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み」
全国保育協議会 会長 万田 康

これまで、全国保育協議会では、子ども・子育て会議等に対して各種意見・要望を行ってきました。

子ども・子育て支援新制度で実現した要望、今後も引き続き全保協として意見表明していく内容等について報告します。また、昨今の社会福祉法人の在り方等に関する議論を踏まえ、保育所を有する社会福祉法人に求められるありようについて考える機会とします。

15:30 ~ 17:00 講義Ⅰ「社会福祉法人の在り方について 報告書をふまえ、社会福祉法人（保育所）に求められる役割」

大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏

平成26年5月、「社会福祉法人の認可について」の一部改正についてが発出され、社会福祉法人の「経営情報」の公開が義務化されました。

また、社会保障審議会福祉部会において議論が進み、「地域における公益的な活動」の一層の推進への要請等、社会福祉法人を取り巻く情勢が大きく変化するなか、求められる対応について理解をすすめます。

【第2日目・2月10日（火）】

9:00 ~ 10:30 講義Ⅱ「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領について」

淑徳大学 教授 柏女 霊峰 氏

子ども・子育て支援新制度下の幼保連携型認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて教育・保育が提供されることとなります。教育・保育要領の意図する、学校教育としての幼児教育を理解するとともに、保育における教育との「ギャップ」について考えます。

10:45 ~ 12:15 講義Ⅲ「組織リーダーに求められる人材育成・マネジメント」

株式会社ジェイフィール 代表取締役 高橋 克徳 氏

保育所に求められる機能が高度化・多様化するなか、現場を担う職員の継続的な成長・発展による質の高い保育の実現が、保育現場を担うリーダーに求められています。職員が定着し、また相互に支え合い成長を促す職場環境を醸成するための手法を、実際の事例等から考えます。

13:15 ~ 14:45 講義Ⅳ「これからの地域子ども・子育て支援」

東京都市大学 教授 小川 清美 氏

子ども・子育て支援新制度では、13の「地域子ども・子育て支援事業」が位置づけられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って各地域で実施されます。また、幼保連携型認定こども園には子育て支援の取り組みが義務づけられました。従来から実施されるものに加え、新規に利用者支援事業が位置づけられる等、新制度で期待されている地域子ども・子育て支援の役割について理解します。